

空乗第1197号 平成12年10月11日(制定)
国空安政第1968号 令和7年12月1日(最終改正)

航空従事者養成施設指定申請・審査要領

国土交通省航空局安全部安全政策課

航空従事者養成施設指定申請・審査要領 差替表

No.	文書番号	改正年月日	新項	旧項
1	国空乗第 1059 号	平成 14 年 9 月 30 日	50,56,57,61	50,56,57,61
2	国空乗第 451 号	平成 18 年 4 月 1 日	1~101	1~98
3	国空乗第 56 号	平成 21 年 5 月 15 日	1~102	1~101
4	国空乗第 274 号	平成 22 年 8 月 31 日	1~3,101~102	1~3,101~102
5	国空乗第 351 号	平成 22 年 10 月 12 日	1~104	1~102
6	国空乗第 590 号	平成 23 年 3 月 9 日	17~18,104	17~18,104
7	国空乗第 128 号	平成 23 年 6 月 29 日		
8	国空航第 827 号	平成 24 年 3 月 28 日	57~63,112	57~63,112
9	国空航第 1158 号	平成 26 年 3 月 31 日	目次,1,2,3,10~11,18,113	目次,1,2,3,10~11,18
10	国空航第 119 号	平成 27 年 6 月 22 日	目次, 1,3~114	目次, 1,3~113
11	国空航第 11577 号	平成 29 年 3 月 31 日	全頁差替え	—
12	国空航第 3003 号の 3	平成 31 年 4 月 1 日	全頁差替え	—
13	国空航第 2715 号	令和 2 年 12 月 22 日	99~120	99~120
14	国空航第 3096 号	令和 3 年 2 月 15 日	目次,25~123	目次,25~120
15	国空航第 450 号	令和 3 年 6 月 10 日	全頁差替え	—
16	国空航第 1517 号	令和 3 年 10 月 4 日	目次,1,4,7~10,23,57~61,63~66	目次,1,4,7~10,23,57~61,63~66
17	国空航第 3037 号	令和 4 年 3 月 29 日		
18	国空安政第 700 号	令和 6 年 9 月 25 日	全頁差替え	—
19	国空安政第 2888 号	令和 7 年 3 月 27 日	全頁差替え	—
20	国空安政第 433 号	令和 7 年 6 月 11 日	目次,24,85~89,101~103	目次,24,85~89,101~103
21	国空安政第 682 号	令和 7 年 6 月 26 日	全頁差替え	—
22	国空安政第 1603 号	令和 7 年 10 月 17 日	30	30
23	国空安政第 1903 号	令和 7 年 11 月 27 日	4,5,33,34,36,40,41,43,65,66,76,78,112	
24	国空安政第 1968 号	令和 7 年 12 月 1 日	目次,4,6,13,16,17,18,23,24	目次,4,6,12,15,16,17,22,23

航空従事者養成施設指定申請・審査要領

目 次

第 1 部	総則	1
第 2 部	指定の基準	2
第 3 部	教育規程の記載要領	1 3
第 4 部	指定及び限定変更承認の方法並びに技能審査員の認定	1 9
第 5 部	定期運送用操縦士の技能証明課程に関する基準	3 2
第 6 部	事業用操縦士の技能証明課程に関する基準	3 8
第 7 部	自家用操縦士の技能証明課程に関する基準	4 5
第 8 部	等級限定変更課程に関する基準	5 4
第 9 部	型式限定変更課程に関する基準	6 3
第 10 部	計器飛行証明に関する基準	6 9
第 11 部	操縦教育証明課程に関する基準	7 5
第 12 部	航空整備士の技能証明課程に関する基準	8 3
第 13 部	航空運航整備士の技能証明課程に関する基準	8 9
第 14 部	航空工場整備士の技能証明課程に関する基準	9 4
第 15 部	等級限定変更課程（整備士）に関する基準	1 0 3
第 16 部	型式限定変更課程（整備士）に関する基準	1 0 5
第 17 部	整備の基本技術課程に関する基準	1 0 8
第 18 部	飛行機の事業用操縦士の技能証明及び計器飛行証明の統合課程に関する基準	1 1 0
様 式		1 4 8
附 則		1 7 0

航空従事者養成施設指定申請・審査要領

第1部 総則

1. 目的

本要領は、航空法第29条第4項の規定による航空従事者の養成施設（「准定期運送用操縦士課程に係る航空従事者養成施設指定申請・審査要領」に定めるコンピテンシーベースによる教育法を行うものを除く。）の指定に関して、航空法及び同法施行規則に規定される申請及び審査を行うための方法等を定めることを目的とする。

2. 本要領の位置付け

航空従事者養成施設（「准定期運送用操縦士課程に係る航空従事者養成施設指定申請・審査要領」に定めるコンピテンシーベースによる教育法を行うものを除く。）の指定、課程についての限定の変更及び指定の取消し等は、航空法及び同法施行規則に規定するもののほか、本要領に定めるところにより行わなければならない。ただし、異なる型式限定として指定された型式の航空機であって、操縦特性が類似していると認められた型式への限定変更を行う場合等、本要領の一部についてこれを適用することが適当でないと認められる場合には、指定養成施設として同等以上の能力及び安全性が確保できるとして航空局安全部安全政策課長が指定する他の方法によることができる。

操縦士に係る課程において、航空機の運航の実態に係る分析に基づき、訓練生が習得すべき能力を明らかにした上で、当該養成施設における教育及び技能審査の継続的な分析に基づき、当該能力の習得に十分な教育の内容及び方法並びに技能審査の方法を定める場合として、Competency-Based Training and Assessment Program（以下「CBTAプログラム」という。）を実施する場合は、本要領に定めるもののほか、「Competency-Based Training and Assessment Programの審査要領細則」（平成29年3月30日 国空航第11576号）（以下、「CBTAプログラム審査要領細則」という。）において必要な要件を定める。

また、整備士に係る課程において、航空機の整備の実態に係る分析に基づき、訓練生が習得すべき業務を明らかにした上で、当該養成施設における教育並びに技能審査の継続的な分析に基づき、当該業務を適切に実施するための能力の習得に十分な教育の内容及び方法並びに技能審査の方法を定める場合として、整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施する場合は、本要領に定めるもののほか、「整備士に係る能力ベース教育プログラムの審査要領細則（令和7年6月26日国空安政第682号）」において必要な要件を定める。

第2部 指定の基準

1. 総論

航空従事者養成施設の指定の基準は、航空法施行規則第50条の4に規定されているが、その具体的な基準は以下のとおりとする。

(1) 「当該養成施設を適正、かつ確実に運営できる」（第1号ロ）

設置者（設置者が法人である場合には、当該法人の経営に責任を有する者）は、当該施設を教育規程に従って適正かつ確実に運営できる者であること。なお、特にCBTAプログラムを実施する場合は、指定本邦航空運送事業者として指定を受けた又は受けようとする本邦航空運送事業者であって、航空法第72条に基づく機長の認定及び審査についてもCBTAプログラムを実施している又は実施しようとしている者であること。

また、航空機の運航を伴う実技教育を実施する指定養成施設の設置者は、安全政策課長が別途定める「指定航空従事者養成施設の安全管理システムの構築に係る指針」に基づいて、その権限及び責任において航空機の運航を伴う実技教育の安全管理に関する文書を作成するとともに、当該文書に記載されたところに従い実技教育が実施される体制を構築すること。ただし、本邦航空運送事業者が設置する養成施設であって、当該事業者が航空法第103条の2の規定により構築する安全管理システムのもとで当該実技教育が実施されるものは、この限りでない。

(2) 「航空従事者の養成について相当の実績を有する」（第1号ハ）

① 当該施設が新たに養成施設の指定を受ける場合

以下の基準を満足するものであること。

- 1) 当該教育を2年以上又は3コース以上行っていること。ただし、直近の教育を修了した日が、指定の申請を行った日から遡って2年を超えないこと。
- 2) 修了者が10名以上であること。ただし、整備士に係るものについては、修了者が20名以上であること。
- 3) 所定の教育の修了者について、教育の修了日から90日以内に行われた実地試験（航空法第29条第2項の実地試験をいう。以下同じ。）による合格者数（1回で合格したものに限る。）が修了者数の80%の人数（小数点以下切り捨て）以上であること。この場合において、やむを得ない理由により実地試験を受験できなかった者については、計算の基礎となる教育修了者数には含めない。

② 指定養成施設が新たに追加する課程についての限定変更承認を受ける場合

以下の基準を満足するものであること。

- 1) 当該教育を1コース以上行っていること。ただし、直近の教育を修了した日が、承認の申請を行った日から遡って2年を超えないこと。
- 2) 修了者が4名以上であること。ただし、整備士に係るものについては、修了者が

8名以上であること。

3) ①③)に定める基準に適合していること。

③ テストコースの指定を受けた場合

本要領第4部2に従って指定を受けたテストコースについて審査を受け、これに合格したものであること。

④ 既に指定を受けている課程についてCBTAプログラムを実施する場合の取扱い

既に指定を受けている課程についてCBTAプログラムを実施しようとする場合であって、当該教育課程（CBTAプログラムによらないもの）を1コース以上行っているときは、上記①～③は適用しない。

⑤ 既に指定を受けている課程において整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施しようとする場合の取扱い

既に指定を受けている課程において整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施しようとする場合であって、当該教育課程（整備士に係る能力ベース教育プログラムによらないもの）を1コース以上行っているときは、上記①～③は適用しない。

(3) 管理者の要件（第2号）

「当該養成施設の運営を適正に管理できる」（ハ）

管理者は、当該施設の運営が教育規程に従って適正に行われていることについて、統括的に管理することができる権限及び責任を有する者であること。

また、航空機の運航を伴う実技教育を実施する指定養成施設にあっては、管理者は、航空機の運航を伴う実技教育の安全管理に関する文書に従って実施される安全管理の取組みについて、統括的に管理すること。ただし、本邦航空運送事業者が設置する養成施設であって、当該事業者が航空法第103条の2の規定により構築する安全管理システムのもとで当該実技教育が実施されるものにあっては、この限りでない。

(4) 学科教官の要件（第3号）

① 「必要な数」（各号列記以外の部分）

学科教育の科目ごとにその科目の教育を行うについて必要な数とする。なお、学科教官は、1名で2以上の科目を担当することができる。

② 「主席学科教官」（各号列記以外の部分）

学科教官として必要な教育（学科教官の任用、技量保持等を含む。）を管理し、学科教育全般について責任を有するものとする。

③ 「相当の実務の経験を有する者」（ロ）

航空従事者・無線従事者・運航管理者・気象予報士等の資格を有する者とし、これらの資格を有していない者については、当該学科に相当する教育科目について3年以上の教育歴又は実務歴を必要とするものとする。

- ④ 「課程に係る学科の教育を行うに十分な知識及び能力を有する者であって教官として必要な教育を受けている」 (ハ)

課程の資格や限定の別ごとに必要な知識・能力が備わっており、各施設が規定する教官任用教育(指定養成施設の概要、教育訓練技法、担当科目のオブザーブ等)を修了し、当該教育が適正に行えることを管理者又は主席学科教官が判定することで確認することをいう。特に、CBTAプログラム又は整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施する課程の教官は、CBTAプログラム審査要領細則又は整備士に係る能力ベース教育プログラムの審査要領細則に従って、任用訓練及び定期訓練並びに必要な場合は追加訓練等を修了することが必要となる。また、「異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に係る訓練について」(令和7年1月27日国空政第1903号) (以下、「UPRT通達」という。)に基づく教育を実施する教官は、UPRT通達に従って、必要な訓練を受け教官の要件を満たした者であること。なお、当該施設の複数の課程で共通する科目の教官である場合は、1の課程での任用教育等を実施することにより他の課程の任用教育等を一部省略することができる。

(5) 実技教官の要件 (第4号)

- ① 「必要な数」 (各号列記以外の部分)

1) 実技教官1名が担当する訓練生は6名以下であること。なお、整備士に係る課程にあっては教育の内容に応じて、安全かつ適切な教育の実施に必要な人数の教官を配置すること(実技教官1名が担当する訓練生は、原則として25名以下とする。ただし、実技教育のうち特に訓練生の安全性の確保や十分な教育効果を得るために必要なもの(例えば、点検作業、部品交換作業及び動力装置の操作等の実機を用いて行う教育)については、実技教官1名が担当する訓練生をより少数とすること。)とする。

2) 実技教育を受ける訓練生をグループに分ける場合には、グループごとに担当の実技教官を配置すること。

3) 整備士に係る課程にあっては、実技の科目ごとに必要な数以上の実技教官が置かれていかなければならない。なお、実技教官1名で2以上の科目を担当することができる。

- ② 「主席実技教官」 (各号列記以外の部分)

実技教官として必要な教育(実技教官の任用、技量保持等を含む。)を管理し、実技教育全般について責任を有するものとする。

- ③ 「同等以上の経験、知識及び能力を有する者」 (ロ)

特定の科目に関して専門の教育施設を修了したこと又は3年以上の実務経験を有すること等により、技能証明を有する者と同等又はそれ以上の知識及び能力を有していると認められる者をいう。

- ④ 「課程に係る実技の教育を行うに十分な知識及び能力を有する者であって教官として

必要な教育を受けている」 (ハ)

課程の資格、教育の方法や限定の別ごとに必要な知識・能力が備わっており、各施設が規定する教官任用教育（指定養成施設の概要、教育訓練技法、担当科目のオブザーブ等）を修了し、当該教育が適正に行えることを管理者又は主席実技教官が判定することで確認することをいう。特に、CBTAプログラム又は整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施する課程の教官は、CBTAプログラム審査要領細則又は整備士に係る能力ベース教育プログラムの審査要領細則に従って、従って、任用訓練及び定期訓練並びに必要な場合は追加訓練等を修了することが必要となる。また、UPRT通達に基づく教育を実施する教官は、UPRT通達に従って、必要な訓練を受け教官の要件を満たした者であること。なお、当該施設の複数の課程（複数の型式に係る定期運送用操縦士、事業用操縦士、准定期運送用操縦士及び型式限定変更課程にまたがる場合を含む。）で共通する科目の教官である場合は、1の課程での任用教育等を実施することにより他の課程の任用教育等を一部省略することができる。

(6) 技能審査員の要件 (第5号)

① 「必要な数」 (各号列記以外の部分)

- 1) 当該施設の最大養成数等を考慮し、施設を運営するにあたって必要と認められる数とする。この際、技能審査員の全部又は一部を模擬飛行装置等による技能審査又は操縦席以外で訓練生の技量を適切に確認できる位置に着座し行う技能審査に限定した技能審査員（以下「限定技能審査員」という。）とすることができます。
- 2) 技能審査員（限定技能審査員を含む。以下、特に記載のない場合は同じ。）は、設置者及び管理者と兼務することはできない。
- 3) 技能審査員が実技教官と兼務する場合には、実技教官として教育を行った訓練生に対しては技能審査員として技能審査は行わないなど、公正、中立、厳正な技能審査が行えることを担保する措置を執ることが必要である。なお、この場合、教育規程に当該措置を明記しなければならない。
- 4) 限定技能審査員を置くことができる課程は、技能審査の全部又は一部を模擬飛行装置等で行うことが認められた課程又は操縦席以外で訓練生の技量を適切に確認できる位置に着座し行うことが認められた課程に限るものとする。なお、限定技能審査員を置く場合には、教育規程にその旨を明記しなければならない。

② 「技能審査に関する能力を有する者であること」 (ニ)

本要領の第4部3の規定により認定を受けた者であること。特に、CBTAプログラム又は整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施する課程の技能審査員は当該課程の技能審査員としての認定を受けた者であること。当該認定にあたっては、技能審査員は、CBTAプログラム審査要領細則又は整備士に係る能力ベース教育プログラムの審査要領

細則に従って、評価者の任用訓練及び定期訓練並びに必要な場合は追加訓練等を修了する必要となる。

(7) 教育施設の要件 (第6号)

① 学科の教育を行うために必要な建物その他の施設 (イ)

以下の基準に適合するものであること。

1) 施設が所有する教室等

i) 1のコースに在籍する訓練生の全部を収容できる広さの教室を1以上有すること。ただし、訓練生をグループに分ける場合には、1のグループの訓練生の全部を収容できる広さの教室をグループの数以上有すること。

ii) i)に定める教室のほか、必要な数の教室等を有すること。

iii) 教室の面積は、訓練生5名まで15m²とし、5名を超える1名について1.5m²を加算した面積であること。

iv) 建築関係法規に適合するものであること。

v) 標準視力を有する者が、疲労を感じることなく学習ができる照明の設備を有すること。

vi) 十分な余裕をもって学習ができる大きさの机と椅子を備えていること。

vii) 黒板又はそれと同様のもの(ディスプレイ、プロジェクター、ホワイトボード、タブレット端末等)を備えていること。

viii) 上記に定めるほか、本要領第5部～第18部に規定する基準に適合していること。

2) 遠隔教育に活用する教育施設等

i) 教官及び在籍する訓練生が同時にアクセスし、教育に必要な情報共有が適時にできる電子ツールを有すること。ただし、訓練生をグループに分ける場合には、これに対応した電子ツールであること。

ii) i)に定める電子ツールは、教官が訓練生の受講の様子を的確に確認できるものであること。

iii) 教官及び訓練生が使用する電子端末その他の電子機器及びインターネット回線が、i)に定める電子ツールを使用した教育を行うのに適していること。

iv) 教官及び在籍する訓練生が使用する部屋について、騒音その他の環境が教育の実施に適していること。

v) 訓練生の接続が切断された場合等において、教官と訓練生が確実に連絡を取れる手段を有していること。

vi) 上記に定めるほか、本要領第5部～第18部に規定する基準に適合していること。

② 実技の教育を行うために必要な機材及び設備等（ロ）

本要領第5部～第18部に規定する基準に適合していること。

③ 教育施設を借用する場合の取扱い

教育施設について、その一部を有しておらず、他の者から借用する場合であって、契約書等により、当該教育施設を借用可能な状況にあることが明確に示されている場合には、当該教育施設を有しているものとみなす。この場合において、①及び②に定める要件は、借用する教育施設について準用する。

(8) 学科・実技教育の方法（第7号）

教育の内容及び方法は以下のいずれかの基準を満たすものであること。

① CBTAプログラム又は整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施しない課程の場合

CBTAプログラム又は整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施しない課程の教育の内容及び方法については、以下に掲げる要件によるものとする。

1) 実地試験の全部を免除する基準

本要領第5部～第16部及び第18部の教育計画に定める基準に適合している場合は、実地試験の全部を免除することができる。ただし、当該課程に係る技能証明以外の航空従事者技能証明等の資格を有すること、当該課程に係る技能証明等の学科試験（航空法第29条第2項の学科試験をいう。以下同じ。）に合格していること、所定の飛行経歴その他の経歴を有すること又は当該課程の学科教育若しくは実技教育に相当すると認められる教育を受けていることを入所要件としている場合は、当該課程の教育科目及び教育時間数を軽減することができる。

2) 実地試験の一部を免除する基準

本要領第5部～第16部及び第18部の教育計画に定める基準に適合していない場合であって、航空法施行規則第50条の2第3項に規定する告示「航空法第29条第4項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示」（平成12年運輸省告示第333号）別表二に定める教育科目を満足する場合は、実地試験の一部を免除することができる。ただし、当該課程に係る技能証明以外の航空従事者技能証明等の資格を有すること、当該課程に係る技能証明等の学科試験に合格していること、所定の飛行経歴その他の経歴を有すること又は当該課程の学科教育若しくは実技教育に相当すると認められる教育を受けていることを入所要件としている場合は、当該課程の教育科目を軽減することができる。

② CBTAプログラムを実施する課程の場合

CBTAプログラムを実施する課程の教育の内容及び方法については、CBTAプログラム審

査要領細則に従って、訓練生、学科教官及び実技教官並びに技能審査員について、それぞれに必要なコンピテンシーを適切に定めたうえで、教育内容がそれぞれ適切に定められていること。

また、航空法施行規則第50条の2第3項に規定する告示「航空法第29条第4項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験の免除に関する告示」（平成12年運輸省告示第333号。以下「実地試験の免除に関する告示」という。）第5項の規定に基づき、以下に掲げる課程であって、CBTAプログラムを実施するものについては、申請により、実地試験の全部を免除することができる。

- 1) 定期運送用操縦士の技能証明課程
- 2) 定期運送用操縦士に係る型式限定変更課程
- 3) 事業用操縦士に係る等級限定変更課程
- 4) 事業用操縦士に係る型式限定変更課程

③ 整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施する課程の場合

整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施する課程の教育の内容及び方法については、整備士に係る能力ベース教育プログラムの審査要領細則に従って、訓練生、学科教官及び実技教官並びに技能審査員について、それぞれの能力評価方法・基準等を適切に定めたうえで、教育内容がそれぞれ適切に定められていること。

また、実地試験の免除に関する告示第6項の規定に基づき、以下に掲げる課程であって、整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施するものについては、申請により、実地試験の全部を免除することができる。

- 1) 一等航空整備士、一等航空運航整備士の技能証明に係る課程
- 2) 二等航空整備士、二等航空運航整備士の技能証明に係る課程
- 3) 一等航空整備士の技能証明の限定変更に係る課程
- 4) 二等航空整備士、二等航空運航整備士の技能証明の限定変更に係る課程

(9) 技能審査の方法（第8号）

技能審査の方法は以下のいずれかの要件を満たすこと。

① CBTAプログラム及び整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施しない課程の場合

審査の科目、実施要領及び判定基準は安全政策課長が定める操縦士実地試験実施基準・細則及び航空整備士実地試験実施要領に準拠するものであること。ただし、本要領第18部5の基準に適合している課程の技能審査における審査の科目、実施要領及び判定基準は、操縦士実地試験実施基準及び本要領第18部6に準拠するものであること。

② CBTAプログラムを実施する課程の場合

審査の科目、実施要領及び判定基準が、CBTAプログラム審査要領細則に従って定められていること。ただし、当面はCBTAプログラムを実施しない課程の技能審査の方法により審査を行い、CBTAプログラムに基づく評点による審査がこれと同等以上のスクリーニング機能を有していることを示した上で、CBTAプログラムに基づく技能審査に移行する方法は、CBTAプログラムに基づく技能審査の適切性を示すための航空局が受け入れ可能な方法である。

③ 整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施する課程の場合

審査の科目、実施要領及び判定基準が、整備士に係る能力ベース教育プログラムの審査要領細則に従って定められていること。

(10) 施設の適確な運営のための制度（第9号）

① イ～ホに掲げる制度の運用について責任を有する組織等が明確であること。

② 学科教官、実技科教官及び技能審査員に係る管理に関する制度（イ）

主席科教官等による教官任用時の訓練・審査や定期的な教官の技量の確認によって、教官の品質管理が継続的になされ、教育の標準化を図るための教官会議の開催等により、適切な教育訓練が行われる体制であること。特に、CBTAプログラムを実施する場合は、CBTAプログラム審査要領細則に従って、当該課程に係る技能審査員についてもコンピテンシーの維持を目的とした定期的な訓練が適切に行われる体制であり、また、整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施する場合は、整備士に係る能力ベース教育プログラムの審査要領細則に従って、当該課程に係る技能審査員についても適切な能力の維持を目的とした定期的な訓練が適切に行われる体制であること。

③ 技能審査の結果についての評価に関する制度（ロ）

教官会議や教官と技能審査員との会議の開催等により技能審査の実績が分析・検討され、この結果を受けて教育内容の改善、教育シラバスの見直し等、必要な改善が図られるものであること。特に、CBTAプログラムを実施する場合は、CBTAプログラム審査要領細則に従って、当該課程に係るコンピテンシーの評価に係るデータ、実運航で発生した不安全事象等に基づく定期的なレビューを行い、教育内容の改善、教育シラバスの見直し等、必要な改善が図られるものであり、また、整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施する場合は、整備士に係る能力ベース教育プログラムの審査要領細則に従って、当該課程に係る能力の評価に係るデータ、実整備で発生した不安全事象等に基づく定期的なレビューを行い、教育内容の改善、教育シラバスの見直し等、必要な改善が図られるものであること。

④ 教育施設の維持管理に関する制度（ハ）

1) 訓練機器等の必要な品質が維持されるために必要な措置が講じられるものである

こと。

2) 教育に必要な規定類が最新のものに維持されることを保証するものであること。

⑤ 教育実績の記録に関する制度（二）

訓練生の教育訓練の実績等が確実に記録され、訓練生に必要な教育が行われていることが確認できるものであること。特に、CBTAプログラム又は整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施する課程については、CBTAプログラム審査要領細則又は整備士に係る能力ベース教育プログラムの審査要領細則に従って、以下の要件を満たすものであること。

1) CBTAプログラムを実施する課程の場合

- i) コンピテンシーの評価に係るデータの収集・保存が行われるものであること。
- ii) 定期的なレビューに基づき定期報告書を作成するものであること。
- iii) コンピテンシーの評価に係るデータ及び定期報告書が国土交通大臣へ提出されること。

2) 整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施する課程の場合

- i) 能力の評価に係るデータの収集・保存が行われるものであること。
- ii) 定期的なレビューに基づき定期報告書を作成するものであること。
- iii) 能力の評価に係るデータ及び定期報告書が国土交通大臣へ提出されること。

⑥ 当該養成施設の監査に関する制度（ホ）

- 1) 当該施設の業務全般にわたり、航空法及び同法施行規則の関連する条項並びに本要領に定める基準への適合性について確認を行うものであること。
- 2) 監査が計画的かつ定期的に実施されるものであること。
- 3) 監査を行う者は、必ずしも監査対象から独立した組織に属している必要はないが、監査について必要な権限が付与されており、監査対象についての知識・経験を有する者で、監査の手法について必要な社内教育等を受けていること。
- 4) 監査結果の記録が適切に行われるものであること。
- 5) 監査において発見された不具合は設置者又は管理者に報告され、これらの者の責任で適切な是正措置が講じられるものであること。

(11) 訓練の一部委託に関する要件

訓練を一部委託する場合は、下記の要件を満足しなくてはならない。

① 委託者の要件

- 1) 受託者及び受託者が行う業務を適切に管理するための体制（組織、要員、制度及び設備）を有すること。
- 2) 課程に対応する訓練又は類似する訓練の管理者としての経験を有すること。

3) 委託者は、各課程において必要な要件を満足する主席学科教官及び主席実技教官を配置すること。

② 受託者の要件

1) 受託する訓練について、以下に掲げる制度及び能力を有する者であること。

i) 当該教育訓練の経験又はそれと同等以上の教育訓練の能力を有していること。

ii) 当該教育訓練を行う教官が航空法規及び委託者の教育規程等に係る教育・研修を修了していること。

iii) 当該教育訓練を行う教官が委託者の訓練方針に沿った適切な訓練教育を修了していること。

③ 委託者による受託者の管理

委託者は、下記の事項を含む適切な委託管理を実施しなければならない。

1) 委託先の能力審査及び定期監査

i) 委託を開始する前に、委託先の能力・体制を審査すること。

ii) 受託者による訓練の体制及びその品質を定期的かつ必要に応じ適宜監査すること。また、必要に応じ、改善措置を講じさせること。なお、定期監査は適切な間隔で実施すること。

iii) 定期監査は、(10)⑥に掲げられた検査項目等を含む事項について行うこととする。

2) 訓練の管理

i) 受託者による訓練が委託者の教育規程等に従って適切に実施されるよう管理すること。

ii) 受託者が実施する訓練方法及び訓練施設は委託者が実施する場合と同様のものであることを確認すること。

iii) 委託する訓練に関係する教育規程等を改定した場合は、委託者は速やかに受託者に通知すること。

④ その他

1) 前述の要件に加え、以下の要件を満足すること。

i) 訓練の委託が訓練品質の低下を招くものであってはならないこと。

ii) 委託先に適用する訓練実施の基準等は自らが実施する場合と同様のものであること。

iii) 訓練業務の管理は、自ら行うこと。

iv) 訓練委託に関する安全確保の基本方針を設定すること。

2) 訓練業務の委託の方法

訓練委託を行う業務の範囲及び内容、受託者による当該訓練の方法等についての概要を設定すること。

2. 課程ごとに定める基準への適合

1に定めるもののほか、本要領第5部～第18部に定める基準のうち該当するものに適合していなければならない。

第3部 教育規程の記載要領

1. 総論

航空法施行規則第50条の3第3項に規定する教育規程に記載すべき事項は、5のとおりとする。

2. 教育規程の変更

(1) 教育規程の記載事項を変更しようとする場合であって、以下に掲げる場合には航空法施行規則第50条の10に基づき、教育規程2部（変更に係る部分に限る。）及び第19号の8様式の教育規程変更申請書を提出し、国土交通大臣の承認を受けること。なお、これらに該当しない場合であって、教育規程の記載事項を変更した場合には、航空法施行規則第238条の規定に基づく国土交通大臣への届出が必要となる。

- ① 既に指定を受けている課程においてCBTAプログラム又は整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施しようとする場合
 - ② CBTAプログラムを実施している課程において、以下に掲げる内容を変更しようとする場合
 - 1) コンピテンシー
 - 2) 技能審査の科目
 - 3) 技能審査の合否判定に係るパフォーマンスの判定基準
 - 4) 技能審査に係る運航シナリオ
 - ③ 整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施している課程において、整備士として求められる能力及びその評価手法に係る事項を変更しようとする場合
 - ④ CBTAプログラム又は整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施している課程において、CBTAプログラム又は整備士に係る能力ベース教育プログラムの実施を取りやめようとする場合
- (2) 教育規程の変更の承認は航空法施行規則第50条の10の規定により、第19号の9様式を交付することによって行う。
- (3) 申請書に添付された教育規程のうち一部は、教育規程変更承認書の交付にあわせて返却するものとする。
- (4) 審査の結果、承認を行わない場合は、不承認通知書（第1号様式）をもって申請者に通知するものとする。

3. CBTAプログラムに係る教育規程の記載内容

CBTAプログラムを実施する場合にあっては、教育規程に関し、本要領に定めるほか、CBTAプログラム審査要領細則に定める要件に従って必要な内容を定めること。これらの内容

は、CBTAプログラム審査要領細則において規定されるCBTAプログラム規程に定めることとし、教育規程中で適切にCBTAプログラム規程を呼び出す形とすることが推奨される。

4. 整備士に係る能力ベース教育プログラムに係る教育規程の記載内容

整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施する場合にあっては、教育規程に関し、本要領のほか、整備士に係る能力ベース教育プログラムの審査要領細則に定める要件に従って必要な内容を定めること。これらの内容は、整備士に係る能力ベース教育プログラムの審査要領細則に規定する能力ベース教育プログラムに係る書類に定めること。

5. 記載事項

(1) 一般事項

- ① 施設の名称
- ② 所在地

指定又は限定を受けようとする養成施設の課程に係る教育を行う場所が複数ある場合には、主たる事務所の住所をもって所在地とする。

③ 限定を受ける課程名

CBTAプログラム又は整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施する課程は、その旨が分かる課程名とすること。

- ④ 教育目的
- ⑤ 入所要件

入所の前提となる資格、所属及び入所者の選抜方法等の要件が明記されていること。

⑥ 最大養成数及び標準養成数等

最大養成数は、1コース（コースとは、教育規程に定める教育期間の1期間をいう。以下同じ。）あたり同時に教育を行うことが可能な最大数であって、指定を受けようとする養成施設が有する実績又はテストコースの審査結果及び教育施設並びに管理者、教官の能力等を総合的に考慮して、適當と認められる数とする。

⑦ 教育目標

(2) 設置者

資格、経歴等を明記し、必要な資格要件を満たしていること及び欠格者でないことが明示されていなければならない。

(3) 管理者

資格、経歴等を明記し、必要な資格要件を満たしていること及び欠格者でないことが明示されていなければならない。

(4) 学科教官

① 資格、経歴等を明記し、必要な資格要件を満たしていることが明示されていなければならぬ。

② 学科教官のうち、1名を主席学科教官とし、これが明記されていなければならない。

(5) 実技教官

① 資格、経歴等を明記し、必要な資格要件を満たしていることが明示されていなければならぬ。

② 実技教官のうち、1名を主席実技教官とし、これが明記されていなければならない。

(6) 技能審査員

① 資格、経歴等を明記し、必要な資格要件を満たしていることが明示されていなければならぬ。

② 技能審査員が実技教官と兼務する場合には、実技教官として教育を行った訓練生に対しては技能審査員として技能審査は行わないなど、公正、中立、厳正な技能審査が行えることを担保する措置を明記しなければならない。

③ 限定技能審査員を置く場合には、その旨を明記しなければならない。

(7) 教育施設の概要

① 学科及び実技教育を、指定養成施設の所在地以外で行うことがある場合は、それらの教育を行う施設等の所在地が明記されていること。また、遠隔教育を行う場合には、その旨が記載されていること。

② 教室・ブリーフィングルーム等について、面積、定員、諸元等が明記されていること。

③ 教育を行うために必要なその他の施設等(遠隔教育を行うために必要な電子ツール等を含む。)

④ 教育に使用する教材

学科及び実技教育に使用する教科書その他の参考教材等が明記されていること。

⑤ 教育に使用する訓練装置・機材等

学科及び実技教育に使用する航空機その他の機材及び設備等が明記されていること。

(8) 教育の内容及び方法

教育の内容及び方法については、第2部(8)の基準に適合するように、以下の内容を教育規程に記載すること。ただし、CBTAプログラム又は整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施する課程に係る教育時間は標準時間であり、コンピテンシー又は整備士として求められる能力の習得状況に応じて柔軟に教育時間を調整するものであることから、教育内容の妥当性を審査するにあたって、教育時間は審査の対象とはしないこととする。

① 教育計画

学科及び実技の科目の時間数、学科教育の時間割及び実技教育の順序が明記されていること。(実技教育に係る訓練回数については、教育科目ごとに標準的な回数を記載。)

② 教育の方法

学科及び実技の教育ごとに個別又は集合教育の別、遠隔教育が適用可能な場合はその旨、訓練生1名について1日又は1回あたりの教育時間数等が明記されていること。

③ 教育の状況の把握（学科及び実技教育の成績判定）及び報告の方法

④ 追加教育

訓練生が所定のレベルに達していない場合に、教育規程に定める学科及び実技教育時間に追加して行う教育の時間の限度を記載する。なお、当該教育の時間には、学科試験及び技能審査で不合格となった場合に行われる教育時間は含まないものとする。

⑤ 補習の基準

1) 操縦士に係る課程について

欠席時間数と同等の時間数を補習するものとする。

2) 整備士に係る課程について

ア. 実地試験の全部を免除する課程について

欠席時間数と同等の時間数を補習するものとする。ただし、各科目の標準教育時間を下回らない範囲において、訓練生の理解度に応じた方法により補習を実施する場合はこの限りでない。（実技教育については、実技教官1名が担当する訓練生数が通常の教育時よりも少ない状態で補習を行うなどにより、各訓練生が十分な技量を習得したことを効率的に確認できると認められる場合に限る。）

本ただし書を適用する場合には、補習の方法及び欠席時間数に応じた補習時間の定め方を教育規程に定めること。

イ. 実地試験の一部を免除する課程について

欠席時間数と同等の時間数を補習するものとする。

⑥ 教育の中止

次に該当する訓練生については、指定養成施設における教育を中止しなければならない旨明記されていること。

- 1) 技能審査までに学科試験に合格しなかったとき。ただし、学科試験に合格していることを入所要件としている場合は、この限りでない。
- 2) 追加教育の時間が④に定める時間を超えたとき。
- 3) 欠席時間数と同等な補習（5. (8) ⑤ 2) に掲げられたただし書を適用する場合には、ただし書に規定する補習）が行えないとき。
- 4) 技能審査を2回（5. (9) ① 6) に掲げられたただし書を適用する場合には、3回）受審してこれに合格しなかったとき。
- 5) その他管理者が必要と認めたとき。

⑦ 編入の基準

訓練生を現在在籍しているコース以降のコースに編入させる場合又は他の指定養成施設の同等と認められる課程から編入させる場合の基準について記載すること。なお、当該訓練生が在籍していたコースで既に履修した教育時間数を最大限として、編入後のコースにおける学科及び実技教育の一部を履修したものとすることができる。

(8) 教育の内容

学科及び実技教育の科目ごとに、教育内容、教育時間等が明記されていること。整備士に係る課程の実技教育にあって、実技教官1名が担当する訓練生数が25名を超える場合は、教育科目ごとに教官1名が担当する訓練生数が明記されていること。

(9) 技能審査の方法

① 次の事項について明記されていること。

- 1) 審査の科目及び判定基準
- 2) 審査を行う時期
- 3) 審査実施の要件
- 4) 審査実施要領
- 5) 成績の判定
- 6) 再審査を行う場合の方法及び基準

技能審査を不合格になった者については、必要に応じて再審査のための教育を実施し、原則として1回を限度として再審査を行うことができる。ただし、最初の技能審査に不合格となった日から60日以内であって、かつ、不合格になる毎に再審査のための教育を実施した場合に限り、2回を限度として再審査を行うことができる。再審査において審査科目を省略する場合はその旨の記載を行うこと。

7) 審査結果の報告

② 審査の科目、実施要領及び判定基準が本要領第2部1(9)に従って定められていること。

(10) 修了証明書の交付

管理者が修了証明書を交付する際に確認しなければならない事項等交付の要件、手続きが明記されていること。

(11) 当該養成施設の適確な運営制度の確立

① 学科教官及び実技教官に係る管理に関する制度

当該制度の運用に責任を有する者、担当者（所在が明確な組織名称等可、以下本項において同じ。）及び権限の範囲、管理の内容、方法について記載すること。

② 技能審査結果の評価に関する制度

当該制度の運用に責任を有する者、担当者及び権限の範囲、評価内容、方法、必要な改善措置をとるための手続について記載すること。

③ 教育施設の維持管理に関する制度

当該制度の運用に責任を有する者、担当者及び権限の範囲、維持管理方法について記載すること。

④ 教育実績の記録の管理に関する制度

当該制度の運用に責任を有する者、担当者及び権限の範囲、記録管理の対象及び主要な様式、記録の保管方法及び保管期間について記載すること。

⑤ 当該養成施設の監査に関する制度

当該制度の運用に責任を有する者、担当者及び権限の範囲、監査の計画、頻度、監査基準、監査を実施する者及び当該者が受ける教育、監査結果及び改善措置の記録管理、必要な改善措置をとるための手続について記載すること。

⑥ 訓練の一部委託に関する制度

訓練の業務委託をする場合、次の事項について明記されていること。

1) 訓練委託の基本方針

2) 訓練業務の委託の方法

訓練業務を行う業務の範囲及び内容、受託者による当該訓練の方法、委託先の能力審査及び定期監査、訓練業務の管理等についての概要を設定すること。

3) 訓練委託の体制

訓練委託に係る責任及び権限を明確にすること。

4) 訓練委託に関する安全確保の基本方針

(12) 役員の状況

設置者が法人である場合には、役員の氏名、役職等を明記し、必要な資格要件を満たしていることが明記されていなければならない。

(13) 教育実績

本要領第2部1(2)に規定する実績を有することを証するものでなければならない。

(14) その他の基準に適合することを証するに足りる事項

6. 整備士に係る指定航空従事者養成施設について作成する教育規程にあっては、当該指定に係る複数の課程に共通する事項を一括して記載してもよい。ただし、一括して記載した事項が適用される課程を明確にし、これと課程ごとの固有事項の記載が一体となって各課程の規程を構成することを明示すること。

第4部 指定及び限定変更承認の方法並びに技能審査員の認定

1. 養成施設の指定及び限定変更承認

(1) 養成施設の指定

養成施設の指定を施設（事業者）ごととし、その施設で行う課程について限定を行う方式とする。ただし、同一施設（事業者）内の課程であっても、教育体制・管理体制が異なる場合は別の養成施設として指定を行うものとする。

また、CBTAプログラム又は整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施する課程にあっては、当該課程ごとに、CBTAプログラム審査要領細則又は整備士に係る能力ベース教育プログラムの審査要領細則に従ってCBTAプログラム又は整備士に係る能力ベース教育プログラムの実施に係る教育規程の承認を行うものとする。なお、同一養成施設内において、同一の限定に関し、CBTAプログラム又は整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施する課程としない課程を併存させる場合は、それぞれ別の課程として限定を付与することとする。

(2) 養成施設の指定方法

指定審査（指定に係わる主要な部分及び課程間で共通する部分についての施設が基準に適合していることを確認する審査をいう。以下同じ。）及び課程審査（課程固有部分の施設が基準に適合していることを確認する審査をいう。以下同じ。）を実施する。

① 本要領第2部1(2)①の実績を有し指定を受ける場合

1) 指定審査の方法

ア. 申請書に添付された教育規程（施設共通事項）について、本要領第2部に定める基準に適合しているか書類審査を行う。

イ. 施設共通部分に関する教育施設等を実地に審査し、教育規程に従って教育が行われるものであるか確認する。

ウ. 審査に必要と認められる場合、関係するその他の書類等の提出を求める場合がある。

2) 課程審査の方法

ア. 申請書に添付された教育規程のうち課程に固有の部分について審査し、本要領第2部に定める基準に適合しているか書類審査を行う。

イ. 課程に固有の部分に関する教育施設等を実地又は書類審査し、教育規程に従って教育が行われるものであるか確認する。

ウ. 技能審査員については、各々の課程ごとに技能審査員認定試験を実施する。

エ. 審査に必要と認められる場合、関係するその他の書類等の提出を求める場合がある。

② 本要領第2部1(2)①の実績を有さない施設が指定を受ける場合、2に定めるテスト

コースでの審査を行う。

(3) 課程についての限定を受けた事項の変更承認方法

- ① 本要領第2部1(2)②の実績を有する課程を追加する場合は、課程審査を行う。
- ② 本要領第2部1(2)②の実績を有しない課程を追加する場合は、テストコースでの審査を行う。
- ③ 課程についての限定を受けた事項を廃止する場合には、廃止する理由等を付して限定変更書を提出すること。

(4) CBTAプログラムの実施に係る承認

航空従事者養成施設がCBTAプログラムを実施しようとする場合の手続きは以下の通りとする。なお、航空従事者養成施設におけるCBTAプログラムの実施にあたっては、CBTAプログラム審査要領細則に従って、ステップ1として、指定本邦航空運送事業者の枠内において、乗員等の定期訓練及び審査についてCBTAプログラムを実施したのち、ステップ2として指定航空従事者養成施設における教育を含む資格付与についてもCBTAプログラムの対象とすることが推奨される。

- ① 指定航空従事者養成施設が、既に指定を受けている課程においてCBTAプログラムを開始しようとする場合は、航空法施行規則第50条の10の規定に従い、教育規程2部及び第19号の8様式の教育規程変更申請書を国土交通大臣あてに提出し、教育規程の変更の承認を受けること。この場合において、CBTAプログラムに係る教育内容、技能審査の方法、CBTAプログラム運用体制その他CBTAプログラムの内容について、本要領及びCBTAプログラム審査要領細則に適合するか審査を行うものとする。なお、当該審査にあたって、CBTAプログラムに関係しない部分に係る基準への適合性及び当該指定航空従事者養成施設の他の課程で既にCBTAプログラムを実施している場合における課程間で共通する事項については審査を省略することができるものとする。
- ② 指定航空従事者養成施設が、既に指定を受けている課程とは別に、新たにCBTAプログラムを実施する課程を設置する場合は、(3)により限定変更の承認を受けること。
- ③ 指定を受けていない航空従事者養成施設がCBTAを実施する課程を設置し、指定を受けようとする場合は、(2)により施設の指定を受けること。

(5) CBTAプログラム実施の取りやめに係る承認

CBTAプログラムを実施している指定航空従事者養成施設の課程について、CBTAプログラムの実施を取りやめ、CBTAプログラムによらない教育を実施しようとする場合には、航空法施行規則第50条の10の規定に従い、教育規程2部及び第19号の8様式の教育規程変更申請書を国土交通大臣に提出し、承認を受けること。

(6) 整備士に係る能力ベース教育プログラムの実施に係る承認

航空従事者養成施設が整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施しようとする場

合の手続きは以下の通りとする。

- ① 指定養成施設が、既に指定を受けている課程において整備士に係る能力ベース教育プログラムを開始しようとする場合は、航空法施行規則第50条の10の規定に従い、教育規程2部及び第19号の8様式の教育規程変更申請書を国土交通大臣あてに提出し、教育規程の変更の承認を受けること。この場合において、整備士に係る能力ベース教育プログラムに係る教育内容、技能審査の方法、整備士に係る能力ベース教育プログラムの運用体制その他の整備士に係る能力ベース教育プログラムの内容について、本要領及び整備士に係る能力ベース教育プログラムの審査要領細則に適合するか審査を行うものとする。なお、当該審査にあたって、整備士に係る能力ベース教育プログラムに關係しない部分に係る基準への適合性及び当該指定養成施設の他の課程で既に整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施している場合における課程間で共通する事項については審査を省略することができるものとする。
 - ② 指定養成施設が、既に指定を受けている課程とは別に、新たに整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施する課程を設置する場合は、(3)により限定変更の承認を受けること。
 - ③ 指定を受けていない航空従事者養成施設が整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施する課程を設置し、指定を受けようとする場合は、(2)により施設の指定を受けること。
- (7) 整備士に係る能力ベース教育プログラムの実施の取りやめに係る承認
整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施している指定養成施設の課程について、整備士に係る能力ベース教育プログラムの実施を取りやめ、整備士に係る能力ベース教育プログラムによらない教育を実施しようとする場合には、航空法施行規則第50条の10の規定に従い、教育規程2部及び第19号の8様式の教育規程変更申請書を国土交通大臣に提出し、承認を受けること。
- (8) 指定及び課程追加審査の結果については、養成施設の指定に係る審査報告書(第2号様式)及び限定変更の承認に係る審査報告書(第3号様式)により報告するものとする。
- (9) 国家試験の免除科目の指定は、航空法施行規則第50条の2第3項に規定する告示「航空法第29条第4項の規定により国土交通大臣が申請により指定した航空従事者の養成施設の課程を修了した者に対する実地試験についての免除に関する告示」(平成12年運輸省告示第333号)において定めるところにより行うものとする。
- (10) 指定養成施設の指定及び課程についての限定の変更の承認は、航空法施行規則第50条の7及び第50条の9の規定により航空従事者養成施設指定書(第19号の5様式)又は限定変更承認書(第19号の7様式)を交付することによって行う。なお、当該指定等の時点で既に開始している後続のコースは正規のコースとして取り扱う。

- (11) 申請書に添付された教育規程のうち一部は、航空従事者養成施設指定書又は限定変更承認書の交付にあわせて返却するものとする。
- (12) 審査の結果、指定又は承認を行わない場合は、不指定通知書（第4号様式）又は不承認通知書（第5号様式）をもって申請者に通知するものとする。

2. テストコースの指定及び審査

(1) テストコースの指定

- ① テストコースの指定は、管理者からの申請を受けて行う。
- ② 申請のあったコースが(2)に定める基準に適合していない場合には、テストコースとして指定しない。
- ③ テストコースの指定は、テストコース指定書（第6号様式）を交付することにより行う。
- ④ テストコースの審査結果が(3)①に定める基準に適合しないものであった場合でも、改善の見込みがあると判断される場合に限り、1回を限度としてテストコースの再指定を行うことができる。

(2) テストコースの指定の基準

テストコースの指定の基準は、次のとおりとする。

- ① テストコースにおける教育が、航空従事者養成施設指定申請書又は限定変更申請書に添付された教育規程に基づくものであること。
- ② 1コースの訓練生の人数は、操縦士に係る課程にあっては6名以上（操縦教育証明に係る課程にあっては3名以上）、整備士に係る課程にあっては12名以上であること。ただし、標準養成数が少ないコースにあっては、規定人数を満たすべく複数コースを1コースとして取り扱うものとする。

(3) テストコースの審査

- ① テストコースとして指定を受けたコースについて、1(2)①又は(3)①により審査を行う。
- ② テストコースの実績が、本要領第2部1(2)①③に定める基準に適合することを審査する。
- ③ テストコースの途中で、②に定める基準に適合しないことが明らかになった場合には、それ以降の審査は行わない。

3. 技能審査員の認定

航空法施行規則第50条の4第5号に基づく技能審査員についての国土交通大臣の認定は、次のとおり行うものとする。

- (1) 設置者又は管理者からの申請に基づき、技能審査員の認定を受けようとする者に対して行う認定試験は、(10)に定める場合を除き航空従事者試験官が「指定航空従事者養成施設技能審査員認定試験実施基準（平成12年10月11日空乗第1198号）」に基づき行う。
- (2) 認定試験の実技試験は、原則として模擬審査により行うものとする。被審査者の技能審査を兼ねて認定試験を行う場合は、航空従事者試験官の判定をもって被審査者の技能審査の判定とすることができます。
- (3) 試験の結果については、技能審査員能力認定試験成績報告書（第7号様式）により報告するものとする。なお、受験者が限定技能審査員の場合には、その旨を明記するものとする。
- (4) 技能審査員の認定は、(10)に定める場合を除き、(1)に定める試験に合格した者でなければ行ってはならない。
- (5) (4)により技能審査員の認定を受けた者は、当該指定養成施設及び各課程の運営に支障がないと認められる範囲内で他の課程の技能審査員を兼ねることができる。
- (6) 技能審査員の認定は、指定航空従事者養成施設の課程についての限定を明らかにした技能審査員認定書（第8号様式）を申請者に交付することにより行う。なお、CBTAプログラム又は整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施する課程に係る技能審査員にあっては教育課程欄に、限定技能審査員にあっては特記事項欄に、それぞれその旨を明記するものとする。
- (7) 認定を行わない場合には、不認定通知書（第9号様式）をもって申請者に通知するものとする。
- (8) 航空法施行規則第50条の8第2項の規程に基づき技能審査員の認定に付す有効期限は、認定を行った日から2年を超えない範囲で定める。ただし、現に受けている認定を更新しようとする場合であって現に受けている認定の有効期限が満了する日から遡って6ヶ月前の日から当該有効期限が満了する日までの間に更新に係る認定試験を受けこれに合格しているときは、現に受けている認定の有効期限が満了する日の翌日から2年を超えない範囲で定めるものとする。
- 整備士に係る課程の技能審査員であって、認定の有効期限が満了した日から起算して30日以内に行う認定試験については、更新に係る認定試験により新たに認定を受けることができ、試験に合格しているときは、認定を行った日から2年を超えない範囲で有効期限を定めるものとする。
- なお、2年未満の有効期限を希望する場合は、申請時に申し出ること。
- (9) 技能審査員の更新に係る認定の審査は、認定期限の6月前の日から認定期限の日までに行われる技能審査において実施するものとする。ただし、この期間内にコースがなく技

能審査を行うことができない場合や期間内にコースがあるものの技能審査を行うことができない場合の措置は、以下のとおりとする。

① 技能審査員（限定技能審査員を除く。）

認定更新の審査は、認定試験のうちの口述試験により行い、次の認定期間中に行われる最初のコースにおいて、能力確認を実施するものとする。ただし、当該措置により認定の更新を受けた場合、次の認定期間中にコースがなかったときには、当該技能審査員の認定の再度の更新は行わない。

なお、CBTAプログラム又は整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施している課程に係る技能審査員の認定更新審査は、認定試験のうちの口述試験により行うとともに、CBTAプログラム審査要領細則又は整備士に係る能力ベース教育プログラムの審査要領細則に定める技能審査員に対する定期訓練が確実に実施されていることを確認することとし、次に行われる最初のコースにおいて、能力確認を実施するものとする。

② 限定技能審査員

認定更新の審査は行わない。認定期限後のコースにおいて、新たに認定試験を実施するものとする。

(10) 申請に係る指定養成施設の課程において現に認定を受けている技能審査員（限定技能審査員を除く。）について認定の更新をしようとする場合には、次のとおり認定試験の一部を免除することができる。

なお、整備士に係る課程の技能審査員であって、認定の有効期限が満了した日から起算して30日以内に行う認定試験については、更新に係る認定試験と同様に試験の一部を免除することができる。

① 操縦士に関する課程

1) 口述試験を免除する。ただし、必要に応じて実技試験の後に口述試験を行うことができる。

② 整備士に関する課程

1) 以下の科目の口述試験を免除する。

- ア. 指定航空従事者養成施設に係る法規類に関する知識
- イ. 指定書・教育規程

2) 下記の実技試験を免除する。

- ア. 基本技術（実技審査法のみ）

(11) 技能審査員の認定を受けようとする者が、当該指定養成施設の他の課程に関し現に有効な技能審査員の認定を受けている場合（技能審査員認定試験に合格している場合を含む。）には、(12)に定めるところにより技能審査員認定試験の全部又は一部を免除することができる。

この場合において、認定試験の全部を免除された者に係る認定の有効期限は、当該他の課程に係る技能審査員の認定に関する有効期限と同様とする。

(12) (11)の認定試験の全部又は一部を免除することができる場合は、次の表に掲げるとおりとする。

(操縦関係)

- ・基礎課程（自家用又は事業用操縦士の技能証明、等級限定変更、計器飛行証明、飛行機の事業用操縦士の技能証明及び計器飛行証明の統合）

- ・操縦教育証明課程

本要領の経験を満足するのであれば各課程の兼務可能

認定試験のうち、口述試験は1回に纏めることができるが、実技試験は免除しない。

		申請に係る技能審査員の資格					
		PPL 技能証明	CPL 技能証明	等級 限定変更	計器飛行 証明	CPL技能証明 /計器飛行証明 統合	操縦教育 証明
現 有 の 技 能 審 査 員 の 資 格	PPL技能証明		○	△	△	△	△
	CPL技能証明	○		△	△	△	△
	等級限定変更	△	△		○	△	△
	計器飛行証明	△	△	○		△	△
	CPL技能証明/計器飛行証明統合	○	△	○	△		△
	操縦教育証明	△	△	△	△	△	

○：認定試験のうち口述試験の一部（指定航空従事者養成施設技能審査員認定試験実施基準別表（以下「基準別表」という。）1の1-1-1、1-2-2）を免除

△：認定試験のうち口述試験の一部（基準別表1の1-1-1）を免除

なお、複数の課程を併せ持つ場合は、免除科目を追加することができる。

(操縦関係)

- 構造上操縦に2人を要する飛行機の課程

本要領の経験を満足する場合であっても、型式の異なる飛行機に係る課程を兼務することはできない。

		申請に係る技能審査員の資格						
		CPL 型式 限定変更 (初二人機) [※]	MPL 型式 限定変更 (コンピューター)	ATPL 技能証明 (CBTA)	CPL、MPL、ATPL 型式限定変更 (CBTA)	CPL、MPL、ATPL 型式限定変更	MPL 技能証明	ATPL 技能証明
現 有 の 技 能 審 査 員 の 資 格	CPL 型式限定変更 (初二人機) [※]	△	△	△	○	●	△	
	MPL 型式限定変更 (コンピューター)	△	△	△	●	△	△	
	ATPL 技能証明 (CBTA)	△	△	△	△	△	△	
	CPL、MPL、ATPL 型式限定変更 (CBTA)	△	△	△	△	△	△	
	CPL、MPL、ATPL 型式限定変更	△	●	△	△	△	△	
	MPL 技能証明	△	○	△	△	●	△	
	ATPL 技能証明	△	●	△	△	○	●	

○：認定試験のうち口述、実技試験の全部を免除

●：認定試験のうち口述試験の一部を実施（基準別表1の1-1-1、1-1-2でMPL課程と他課程との相違部分について実施）

△：認定試験のうち口述試験の一部（基準別表1の1-1-1、1-2-1、1-2-2）を免除

※：第9部「型式限定変更に関する基準」のうち、操縦に2人を要する飛行機の型式限定を初めて取得する者に対する課程に適用する。

(整備関係)

現有の技能審査員の資格又は合格している技能審査員の資格	申請に係る技能審査員の資格								
	1 整技証	2 整技証	1 運整技証	2 運整技証	工場整技証	1 整限変	2 整限変	2 運整限変	工場整限変
1 整技証		△	○	△	△	○:注1			
2 整技証	△		△	○	△		○:注1	○	
1 運整技証				△					
2 運整技証			△					○:注2	
工場整技証	△	△	△	△					
1 整限変	○		○						
2 整限変		○		○				○	
2 運整限変				○					
工場整限変									

△ : 認定試験のうち「基本技術」を免除する。

○ : 航空機の種類が同一の場合に、認定試験の全部を免除する。ただし、現有の課程が航空機の等級又は型式について限定されている場合は、課程の等級又は型式が同一の時に限る。

注1 : 現有の課程が本要領第12部5. (3) に定める教育時間を満たしている場合は認定試験の全部を免除するが、現有の課程が教育時間を満たしていない場合(現有の課程が整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施している場合を除く。)は、認定試験のうち「動力装置の操作に関する技術」以外の科目を免除する。

注2 : 現有の課程が本要領第13部5. (3) に定める教育時間を満たしている場合は認定試験の全部を免除するが、現有の課程が教育時間を満たしていない場合(現有の課程が整備士に係る能力ベース教育プログラムを実施している場合を除く。)は、認定試験のうち「航空機の日常点検作業に関する技術」以外の科目を免除する。

注3 : 現有の課程が限定変更課程である場合は、基本技術を含む技能証明課程の認定試験のうち「基本技術」以外の科目を免除する。

注4 : 現有の課程が基本技術を含む技能証明課程である場合は、基本技術単独課程の認定試験の全部を免除する。

4. 隨時検査

(1) 目的

この検査は、航空法第134条第1項及び第2項の規定に基づき、各施設の適確な運営のための自己管理制度と相まって、各施設の指定基準への適合性が維持され、教育内容、教官の能力、技能審査のレベル等が一定水準以上に保たれ、施設を構成する各要素が組織として有効に機能していることについて確認することを目的とする。

(2) 検査の方法

① 書類検査

書類検査は、指定養成施設から提出された以下に掲げる書類を検査することにより行う。

- 1) 入所報告及びスケジュール
- 2) 教育の実施に関する報告書等（実施後速やかに報告すること）
- 3) 当該養成施設が自ら行った監査報告（実施後速やかに報告すること）
- 4) 教育実績（課程修了時及び年度終了時に施設ごとに報告すること）
- 5) 航空法施行規則第238条の規定に基づき届出がなされた教育規程（安全管理システムを含む）
- 6) 当該指定養成施設の異常運航等に関する報告書（異常運航等が生じたときは、内容等について遅滞なく報告すること）
- 7) その他安全政策課長が必要と認めた書類等

② 実地検査

- 1) 実地検査は、入所要件、教育施設、教育計画又は教育内容に変更があったとき、学科・実技教官の知識・能力に疑義が生じたとき等で、指定基準への適合性について実地に確認が必要であると判断された場合その他安全政策課長が(1)の目的を達成するため必要と認めた場合に行う。

- 2) 1)に掲げるほか、施設の養成規模、養成実績、課程の内容を勘案して以下の頻度を目安に、施設、教育計画、訓練実施記録の管理の状況、修了証明書の適切な交付等について、実地検査を行うものとする。

ア. 特定本邦航空運送事業者においては、1回／年

イ. 特定本邦航空運送事業者以外においては、1回／2年

- 3) 検査項目

以下の項目の全部又は一部が基準に適合していることを検査する。

ア. 施設又は課程の管理運営の方法（安全管理システムを含む）

イ. 教官の任用及び能力管理

ウ. 教育に必要な航空機その他の機材及び設備の管理

エ. 教育計画及び訓練実績記録の管理

- オ. 学科教育及び実技教育の内容
- カ. 技能審査の内容及び方法
- キ. 修了証明書の適正な交付
- ク. その他安全政策課長が必要と認めた事項

③ 検査結果の報告

検査の結果については、指定養成施設随時検査報告書（第10号様式）により報告するものとする。

④ 改善指示及び確認

1) 改善指示

検査において不具合事項を発見した場合は、期限を附して改善指示（文書にて）を行うものとする。

2) 改善指示に対する措置

指定養成施設の設置者は、1)の改善指示に付された期限内に、当該指示に対する措置の内容及び実施状況（期限内に未実施のものについては今後の予定）を、文書により報告しなければならない。

3) 措置内容の確認

2)の措置が適切であること、措置が的確に行われていることを確認するため、書類検査及び必要に応じ実地検査を行う。検査の内容については、指定養成施設の管理者に通知するものとする。

4) 検査の結果については、指定養成施設随時検査報告書（第10号様式）により報告するものとする。

5. 指定養成施設の指定の取消し等

(1) 指定養成施設の業務改善命令、業務停止、又は指定の取消し

3の技能審査員の認定、4の随時検査その他航空法第134条第1項及び第2項に基づく報告徴収・立入検査の結果、航空法第29条第6項に規定する取消し等の事由に該当することが明らかになった場合には、当該指定を受けている者に対し、当該指定に係る業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命じ、6月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は指定を取消すことができる。

(2) 技能審査員の認定の取消し

3の技能審査員の認定、4の随時検査その他航空法第134条第1項及び第2項に基づく報告徴収・立入検査の結果、航空法施行規則第50条の12に規定する取消し事由に該当することが明らかになった場合には、当該技能審査員の認定を取消すことができる。

6. 譲渡等の場合における指定審査等の取扱い

- (1) 事業の譲渡その他の理由（以下「譲渡等」という。）により指定養成施設の設置者に変更が生じ譲渡等後の設置者（以下「新設置者」という。）が新たに航空従事者養成施設の指定を受けるため 1 (2) の審査を受ける場合において、新設置者が定める教育規程のうち航空法施行規則第 50 条の 3 第 3 項に掲げる事項の記載内容が譲渡等前の設置者（以下「旧設置者」という。）が現に定める教育規程と同一であるときは、旧設置者が有する本要領第 2 部 1 (2) ① の実績を新設置者の実績とみなして審査を行うことができる。
- (2) (1) に定める場合においては、新設置者及び旧設置者に対し、それぞれ以下の書類を提出させるものとする。
- ① 新設置者 航空従事者養成施設指定申請書及び技能審査員の認定の申請並びに譲渡等に関する契約書の写し及び譲渡等に関する意思の決定を証する書類の写し
- ② 旧設置者 航空従事者養成施設の指定の返納の届出及び技能審査員の認定の返納の届出（譲渡等の日後速やかに提出すること。）
- (3) (1) に定める場合において、旧設置者の指定養成施設において技能審査員の認定（以下「旧認定」という。）を受けていた者については、3 (4) にかかわらず、3 (1) に定める試験に合格したものとみなして認定を行うことができる。この場合において、当該認定に付す有効期限は、3 (8) にかかわらず、旧認定の有効期間が満了する日までとする。
- (4) (1) による審査の結果、新設置者が新たに航空従事者養成施設の指定を受けた場合において、当該指定養成施設に対して行う実地検査については、4 (2) ② ② の規定にかかわらず、指定を受けた日から 2 年を経過するまでの間は、1 回／年の頻度で行うこととする。

第5部 定期運送用操縦士の技能証明課程に関する基準

飛行機の定期運送用操縦士の技能証明課程に関する基準は次のとおりとし、教育の対象は事業用操縦士の技能証明及び計器飛行証明並びに構造上操縦に二人を要する飛行機のうちいづれかひとつ以上の型式の限定を有する者、准定期運送用操縦士の技能証明を有する者又は国際民間航空条約の締約国たる外国政府が授与した航空業務の技能に係る定期運送用操縦士の技能証明と同等の資格証書を有する者（「ICAO締約国発行の定期運送用操縦士等技能証明保有者に対する航空従事者技能証明等の実地試験の取扱いについて」（平成11年8月10日 空乗第2069号）2及び3に定める要件を満足する者に限る。）とする。

1. 学科教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「課程に対応する技能証明」は、飛行機に係る定期運送用操縦士の技能証明とする。ただし、次の技能証明については課程に対応する技能証明と見なす。

- ① 「技能証明等の既得資格による試験の免除科目について（平成15年12月24日空乗第351号）」の「学科試験免除科目表」のうち、指定を受けようとする養成施設の課程に対応する「申請する資格」欄において、当該資格の「科目」欄記載の免除科目について教育を行う場合は、その科目に対応する「既得資格」欄記載の技能証明
- ② 航空機整備に関する教育を行うときの課程に対応する種類、等級及び型式に係る航空整備士の技能証明及び空中航法に関する教育を行うときの航空士の技能証明

(2) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「学科に関する十分な知識及び能力を有し当該学科に関する相当の実務の経験を有する」と認める資格又は経歴は本要領第2部1.(4)に定めるほか次のとおりとする。

- ① 航空気象、航空交通管制、航空情報又は運航管理に関する教育を行うときの運航管理者の資格
- ② 通信又は無線工学に関する教育を行うときの第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士又は航空無線通信士の資格
- ③ 航空気象に関する教育を行うときの気象予報士の資格
- ④ 航空医学又は救急法に関する教育を行うときの医師又は看護師の資格
- ⑤ 航空交通管制に関する教育を行うときの航空交通管制官としての3年以上の経歴
- ⑥ 航空情報に関する教育を行うときの航空管制運航情報官としての3年以上の経歴

2. 実技教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第4号ロの「必要な技能証明」は、課程に対応する型式の飛行機に係る定期運送用操縦士の技能証明とする。

(2) 航空法施行規則第50条の4第4号ハの「十分な知識及び能力を有する」と認める経歴は本要領第2部1.(5)に定めるほか次のとおりとする。

① 主席実技教官

課程に対応する型式の飛行機による600時間以上の機長としての飛行時間(250時間又は3年以上(構造上操縦に二人を要する飛行機に係る他の課程において2年以上の実技教育の経験を有する者は80時間又は1年以上)の操縦教育経験を含む。)を含む2,000時間以上の飛行機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。

操縦教育経験とは課程に対応する型式の飛行機による航空法第35条第1項第3号に定める操縦練習の監督を行った時間(技能審査の時間を含む。)及び航空法第72条に定める機長資格を取得させるための機長教育を行なった時間とし、模擬飛行装置等による教育時間を含ませることができる。

② 実技教官

課程に対応する型式の飛行機による250時間以上の機長としての飛行経験若しくは2,000時間以上の飛行機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。

3. 技能審査員

(1) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「必要な技能証明」は、課程に対応する型式の飛行機に係る定期運送用操縦士の技能証明とする。

(2) 航空法施行規則第50条の4第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち、必要な飛行経歴等の経験は、以下のとおりとする。

① 課程に対応する型式の飛行機による600時間以上の機長としての飛行時間を含む2,000時間以上の飛行機による機長としての経験、及び設置者が管理する訓練施設における実技教官として1年以上の経験又は航空法第72条第9項に定める査察操縦士若しくは限定査察操縦士の経験

② 又は、これらと同等と認められる経験

(3) 限定技能審査員を置く場合には、(1)及び(2)のほか、課程に対応する型式の飛行機による路線慣熟(オブザーブシートに着座して運航状況等を確認することをいう。)若しくは課程に対応する型式の飛行機による実機慣熟(オブザーブシートに着座して訓練状況等を確認することをいう。)又は実機乗務を次のとおり実施していること。

① 新たに限定技能審査員として認定を受けようとする者は、設置者又は管理者からの申請前6月以内に少なくとも1区間又は1回実施していること。

② 限定技能審査員として認定を受けた者は、認定期間中12月毎に少なくとも3区間又

は3回実施していること。

4. 教育施設等

(1) 学科教育の施設等

① 一般教材

- 1) 学科教育に関する適切な内容の教科書及び参考書類が教官、訓練生等により参照可能な状態にあること。
- 2) 課程に係る型式の飛行機の運航に必要な教材が教官、訓練生等により利用可能であること。
- 3) 課程に係る型式の飛行機の計器及び装備品の構造並びに機能又は操作法を示す模型若しくは図面が教官、訓練生等により参照可能な状態にあること。

② 個人学習教材（ビデオ、コンピュータによる教育教材）

個人学習教材を使用する場合の教材の条件は、一般の学科教育と同等以上の教育効果があり、かつ次に掲げる履修管理が行える教材であること。

- 1) 理解度を判定できるとともに理解不足のまま次の科目に進むことができないプログラムであること。
- 2) 履修せず科目を終了することができないプログラムであること。
- 3) 未修科目を管理できるものであること。特に、実技教育に関連する科目を未修のまま実技教育に進まないよう管理できるものであること。

(2) 実技教育の施設等

① 訓練飛行場

飛行訓練のために使用する飛行場は、訓練用の飛行機が次の条件の下で標準の離陸を行うことができる規模であること。

- 1) 飛行機の重量は最大離陸重量とする。
- 2) 気象条件は追い風成分が5ノットで飛行場のある地域の平均最高気温とする。
- 3) 運用方法は製造者が推薦する方法、飛行規程による通常の方法又は運航規程による通常の方法とする。

② 訓練用飛行機

飛行訓練に使用する飛行機の基準は次のとおりとする。

- 1) 5. (2) に定める実技教育を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。
- 2) 飛行訓練に必要な数を備えていること。

③ 模擬飛行装置等

模擬飛行装置等を使用する際の当該装置は課程に係る航空機の型式と同等であって

5. (2) に定める実技教育を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。
(国土交通大臣の認定を受けていない装置は技能審査に使用できず、またこれを使用しての訓練は実技教育時間に算入できない。)

④ 教育用運航規程

訓練生が学習に使用する教育用運航規程を必要数備えていること。

⑤ 整備等

- 1) 訓練に使用する航空機の耐空性を維持するために必要な整備手段を設定していること。
- 2) 訓練に使用する模擬飛行装置等は国土交通大臣の認定を受けているか又は訓練に使用できる程度に整備されていること。

5. 教育計画

(1) 学科教育

教育時間は80時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。また、入所時に異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に関する飛行経験を満足していない者に対する教育科目は、UPRT通達7. 訓練内容の要件を満足するものでなければならない。

ただし、准定期運送用操縦士の教育科目については、学科教育時間の標準教育時間を設けないものとする。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 航空機乗組員間の連携に関する一般知識（機長の指揮監督、CRMを含む。）	10時間
2. 航空の安全に関する一般知識	
3. 航空気象	
4. 空中航法	
5. 航空通信（概要）	30時間
6. 航空法規	
7. 航空工学	
8. 航空機の取扱いに関する一般知識	30時間
9. 航空機の操縦に関する一般知識	
10. 試験	10時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間で規定するものである。

(2) 実技教育

教育時間は技能審査を含め24時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。ただし、教育科目の細部は安全政策課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。また、1. 及び2. それぞれの教育において、入所時に異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に関する飛行経歴を満足していない者に対する教育科目は、UPRT通達7. 訓練内容の要件を満足するものでなければならない。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 型式限定変更に関する部分の教育 (1) 飛行場及び場周経路における運航 (2) 各種離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止 (3) 空中操作及び型式の特性に応じた飛行 (4) 計器飛行方式による飛行 (5) 異常時及び緊急時の操作	16時間
2. 技能証明に関する部分の教育 (1) 飛行場及び場周経路における運航 (2) 各種離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止 (3) 計器飛行方式による飛行 (4) 異常時及び緊急時の操作	6時間
3. 技能審査	2時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(3) CBTAプログラムを実施する場合の教育計画

CBTAプログラムを実施する場合にあっては、学科教育及び実技教育の標準教育時間及び教育科目について、以下の要件を満たすこと。

- ① CBTAプログラム審査要領細則に従って、(1)に掲げる学科教育の教育科目及び(2)に掲げる実技教育の科目を含むように教育内容が定められていること。なお、CBTAプログラムにおいては、教育時間は標準時間であり、コンピテンシーの習得状況に応じて柔軟に教育時間を調整することから、カリキュラムの妥当性を審査するにあたって、教育時間は審査の対象とはならない。
- ② 実技教育の科目については、原則として安全政策課長が定める操縦士実地試験実施細則

則の試験科目に準拠するものとする。ただし、CBTAプログラムのカリキュラムの検討において、妥当と認められるものについては、その根拠を明らかにした上で操縦士実地試験実施細則の試験科目によらないものとすることができる。

- ③ 課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものであること。

第6部 事業用操縦士の技能証明課程に関する基準

飛行機又は回転翼航空機の事業用操縦士の技能証明課程に関する基準は次のとおりとする。

1. 学科教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「課程に対応する技能証明」は、課程に対応する種類の航空機に係る事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明とする。ただし、次の技能証明については課程に対応する技能証明とみなす。

- ① 「技能証明等の既得資格による試験の免除科目について（平成15年12月24日国空乗第351号）」の「学科試験免除科目表」のうち、指定を受けようとする養成施設の課程に対応する「申請する資格」欄において、当該資格の「科目」欄記載の免除科目について教育を行う場合は、その科目に対応する「既得資格」欄記載の技能証明
- ② 航空機整備に関する教育を行うときの課程に対応する種類、等級及び型式に係る航空整備士の技能証明及び空中航法に関する教育を行うときの航空士の技能証明

(2) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「学科に関する十分な知識及び能力を有し当該学科に関する相当の実務の経験を有する」と認める資格又は経歴は第2部1. (4)に定めるほか次のとおりとする。

- ① 航空気象、航空交通管制、航空情報又は運航管理に関する教育を行うときの運航管理者の資格
- ② 通信又は無線工学に関する教育を行うときの第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士又は航空無線通信士の資格
- ③ 航空気象に関する教育を行うときの気象予報士の資格
- ④ 航空医学又は救急法に関する教育を行うときの医師又は看護師の資格
- ⑤ 航空交通管制に関する教育を行うときの航空交通管制官としての3年以上の経歴
- ⑥ 航空情報に関する教育を行うときの航空管制運航情報官としての3年以上の経歴

2. 実技教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第4号ロの「必要な技能証明」は、課程に対応する種類等級及び型式の航空機に係る事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明及び操縦教育証明とする。なお、飛行機の事業用操縦士又は回転翼航空機の操縦士は課程に対応する種類の航空機に係る計器飛行証明を有していなければならない。

(2) 航空法施行規則第50条の4第4号ハの「十分な知識及び能力を有する」と認める経歴は本要領第2部1. (5)に定めるほか次のとおりとする。

- ① 主席実技教官（下記いずれかの要件を満たす者）

1) 1,000時間以上の操縦教育時間（150時間以上の課程に対応する型式の航空機又は類似する型式の航空機によるものを含む。）を含む2,000時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。

操縦教育時間とは課程に対応する種類の航空機による航空法第34条第2項第1号及び第2号、同法第35条第1項第3号並びに同法第35条の2第1項に定める操縦練習の監督を行った時間（技能審査の時間を含む。）及び航空法第72条に定める機長資格を取得させるための機長教育を行なった時間とする。なお、模擬飛行装置等による教育時間を、800時間を限度として含ませることができる。

2) 500時間以上かつ2年以上の操縦基礎教育時間（150時間以上の課程に対応する型式の航空機又は類似する型式の航空機によるものを含む。）を含む2,000時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。

操縦基礎教育時間とは課程に対応する種類の航空機による航空法第34条第2項第1号及び第2号、同法第35条第1項第3号（限定をされた型式以外の型式のものに乗り組んで行う操縦練習の監督を行った時間を除く。）及び同法第35条の2第1項に定める操縦練習の監督を行った時間（技能審査の時間を含む。）とする。なお、模擬飛行装置等による教育時間を、300時間を限度として含ませることができる。

② 実技教官

課程に対応する種類の航空機による250時間以上の機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。（副機長及び機長見習い業務の時間を含ませることができる。）

3. 技能審査員

(1) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「必要な技能証明」は、課程に対応する種類等級及び型式の航空機に係る事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明とする。

(2) 航空法施行規則第50条の4第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち、技能証明以外の必要な資格は、以下のとおりとする。

① 操縦教育証明

② 及び、計器飛行証明（飛行機の定期運送用操縦士の技能証明を有する者を除く。）

(3) 航空法施行規則第50条の4第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち、必要な飛行経験等の経験は、以下のとおりとする。

① 課程に対応する型式の航空機又は類似する型式の航空機による100時間以上の機長としての飛行時間を含む2,000時間以上の課程に対応する種類の航空機による機

長としての経験

② 又は、これと同等と認められる経験

(4) 限定技能審査員を置く場合には、(1)、(2)及び(3)のほか、課程に対応する型式の航空機による実機慣熟（オブザーブシートに着座して訓練状況等を確認することをいう。）又は実機乗務を次のとおり実施していること。

① 新たに限定技能審査員として認定を受けようとする者は、設置者又は管理者からの申請前6月以内に少なくとも1回実施していること。

② 限定技能審査員として認定を受けた者は、認定期間中12月毎に少なくとも3回実施していること。

4. 教育施設等

(1) 学科教育の施設等

① 一般教材

1) 学科教育に関する適切な内容の教科書及び参考書類が教官、訓練生等により参照可能な状態にあること。

2) 航空機の運航及び航法の学習に必要な航空図、航空路誌、航法計算盤、プロッタ等が教官、訓練生等により利用可能であること。

3) 航空機の計器及び装備品の構造並びに機能又は操作法を示す模型若しくは図面が教官、訓練生等により参照可能な状態にあること。

② 個人学習教材（ビデオ、コンピュータによる教育教材）

個人学習教材を使用する場合の教材の条件は、一般の学科教育と同等以上の教育効果があり、かつ次に掲げる履修管理が行える教材であること。

1) 理解度を判定できるとともに理解不足のまま次の科目に進むことができないプログラムであること。

2) 履修せず科目を終了することができないプログラムであること。

3) 未修科目を管理できるものであること。特に、実技教育に関連する科目を未修のまま実技教育に進まないよう管理できるものであること。

(2) 実技教育の施設等

① 訓練飛行場

飛行訓練のために使用する飛行場は、訓練用の航空機が次の条件の下で標準の離陸を行うことができる規模であること

1) 航空機の重量は最大離陸重量とする。

2) 気象条件は追い風成分が5ノットで飛行場のある地域の平均最高気温とする。

3) 運用方法は製造者が推薦する方法又は飛行規程による通常の方法とする。

② 訓練用航空機

飛行訓練に使用する航空機の基準は次のとおりとする。

- 1) 5. (2) に定める実技教育を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。
- 2) 飛行訓練に必要な数を備えていること。
- 3) 5. (2) に定める実技教育の科目のほとんどが実施できる航空機のほかに、一部の科目が実施できる性能、構造及び装備を有する航空機を備え、実技教育の段階に応じて使用できること。

③ 模擬飛行装置等

模擬飛行装置等を使用する際の当該装置は課程に係る航空機の種類と同等であって 5. (2) に定める実技教育の一部の科目を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。（国土交通大臣の認定を受けていない装置は技能審査に使用できず、またこれを使用しての訓練は実技教育時間に算入できない。）

④ 教育用飛行規程

訓練生が学習に使用する教育用飛行規程を必要数備えていること。

⑤ 整備等

- 1) 訓練に使用する航空機の耐空性を維持するために必要な整備手段を設定していること。
- 2) 訓練に使用する模擬飛行装置等は国土交通大臣の認定を受けているか又は訓練に使用できる程度に整備されていること。

5. 教育計画

(1) 学科教育

教育時間は460時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。また、教育科目は、UPRT通達7-1実機訓練を含むUPRTの要件を満足するものでなければならない。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 航空の安全に関する一般知識	25時間
2. 救急法	
3. プロフェッショナルとしての意識の醸成	
4. 航空気象	220時間
5. 空中航法	
(1) 地文航法、推測航法及び無線航法	
(2) 飛行計画	
(3) 運航管理	
(4) 人間の能力と限界 (ヒューマンファクターを含む。)	185時間
6. 航空通信 (概要)	
7. 航空法規 (航空交通管制及び航空情報を含む。)	
8. 航空工学	30時間
(1) 飛行理論	
(2) 航空機構造	
(3) 航空機装備 (動力装置を含む。)	
(4) 航空機整備	
(5) 重量重心	
9. 航空機の取扱いに関する一般知識	
10. 航空機の操縦に関する一般知識	
11. 試験	

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(2) 実技教育

① 飛行機

教育時間は技能審査を含め150時間以上とし教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。ただし、教育科目の細部は安全政策課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経験は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。また、教育科目は、UPRT通達7-1実機訓練を含むUPRTの要件を満足するものでなければならない。

教 育 科 目	標準教育時間	
	同乗時間	単独時間又は機長時間
1. 飛行場及び場周経路における運航		
2. 各種離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止	25時間	13時間
3. 基本的な計器による飛行	7時間	5時間
4. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行	24時間	14時間
5. 野外飛行	19時間	32時間
6. 夜間の飛行（野外飛行の経験を含む。）	3時間	2時間
7. 異常時及び緊急時の操作	2時間	
8. 技能審査		4時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

② 回転翼航空機

教育時間は技能審査を含め100時間以上とし教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。ただし、教育科目の細部は安全政策課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。

教 育 科 目	標準教育時間	
	同乗時間	単独時間又は機長時間
1. 地表付近における操作	5 時間	2 時間
2. 飛行場及び場周経路における運航		
3. 各種離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止	8 時間	8 時間
4. 基本的な計器による飛行	10 時間	
5. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行	8 時間	4 時間
6. 野外飛行	15 時間	10 時間
7. 夜間の飛行（野外飛行の経験を含む。）	4 時間	1 時間
8. 異常時及び緊急時の操作	15 時間	5 時間
9. 技能審査		5 時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

第7部 自家用操縦士の技能証明課程に関する基準

飛行機又は回転翼航空機あるいは滑空機の自家用操縦士の技能証明課程に関する基準は次のとおりとし、滑空機の等級は曳航装置なし動力滑空機又は上級滑空機とする。

1. 学科教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「課程に対応する技能証明」は、課程に対応する種類の航空機に係る自家用操縦士、事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明とする。ただし、次の技能証明については課程に対応する技能証明と見なす。

- ① 「技能証明等の既得資格による試験の免除科目について（平成15年12月24日国空乗第351号）」の「学科試験免除科目表」のうち、指定を受けようとする養成施設の課程に対応する「申請する資格」欄において、当該資格の「科目」欄記載の免除科目について教育を行う場合は、その科目に対応する「既得資格」欄記載の技能証明
- ② 航空機整備に関する教育を行うときの課程に対応する種類及び等級に係る航空整備士の技能証明及び空中航法に関する教育を行うときの航空士の技能証明

(2) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「学科に関する十分な知識及び能力を有し当該学科に関する相当の実務の経験を有する」と認める資格又は経歴は本要領第2部1.(4)に定めるほか次のとおりとする。

- ① 航空気象、航空交通管制、航空情報又は運航管理に関する教育を行うときの運航管理者の資格
- ② 通信又は無線工学に関する教育を行うときの第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士又は航空無線通信士の資格
- ③ 航空気象に関する教育を行うときの気象予報士の資格
- ④ 航空医学又は救急法に関する教育を行うときの医師又は看護師の資格
- ⑤ 航空交通管制に関する教育を行うときの航空交通管制官としての3年以上の経歴
- ⑥ 航空情報に関する教育を行うときの航空管制運航情報官としての3年以上の経歴

2. 実技教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第4号ロの「必要な技能証明」は、課程に対応する種類等級及び型式の航空機に係る自家用操縦士、事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明及び操縦教育証明とする。なお、飛行機の自家用操縦士及び事業用操縦士又は回転翼航空機の操縦士は課程に対応する種類の航空機に係る計器飛行証明を有していなければならない。

(2) 航空法施行規則第50条の4第4号ハの「十分な知識及び能力を有する」と認める経歴は本要領第2部1.(5)に定めるほか次のとおりとする。

- ① 主席実技教官（下記いづれかの要件を満たす者）

1) 飛行機又は回転翼航空機に係る課程においては 1,000 時間以上の操縦教育時間（150 時間以上の課程に対応する型式の航空機又は類似する型式の航空機によるものを含む。）を含む 2,000 時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。

滑空機に係る課程においては 150 時間以上の操縦教育時間（30 時間以上の課程に対応する等級の滑空機によるものを含む。）を含む 300 時間以上の滑空機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。

操縦教育時間とは課程に対応する種類の航空機による航空法第 34 条第 2 項第 1 号及び第 2 号、同法第 35 条第 1 項第 3 号並びに同法第 35 条の 2 第 1 項に定める操縦練習の監督を行った時間（技能審査の時間を含む。）及び航空法第 72 条に定める機長資格を取得させるための機長教育を行なった時間とする。なお、模擬飛行装置等による教育時間を、800 時間を限度として含ませることができる。

2) 飛行機又は回転翼航空機に係る課程においては 500 時間以上かつ 2 年以上の操縦基礎教育時間（150 時間以上の課程に対応する型式の航空機又は類似する型式の航空機によるものを含む。）を含む 2,000 時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。

操縦基礎教育時間とは課程に対応する種類の航空機による航空法第 34 条第 2 項第 1 号及び第 2 号、同法第 35 条第 1 項第 3 号（限定をされた型式以外の型式のものに乗り組んで行う操縦練習の監督を行った時間を除く。）及び同法第 35 条の 2 第 1 項に定める操縦練習の監督を行った時間（技能審査の時間を含む。）とする。なお、模擬飛行装置等による教育時間を、300 時間を限度として含ませることができる。

② 実技教官

飛行機又は回転翼航空機に係る課程においては、課程に対応する種類の航空機による 250 時間以上の機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。（副機長及び機長見習い業務の時間を含ませることができる。）

滑空機に係る課程においては、課程に対応する等級の滑空機による 30 時間以上の機長としての飛行時間を含む 150 時間以上の滑空機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。

3. 技能審査員

(1) 航空法施行規則第 50 条の 4 第 5 号ハの「必要な技能証明」は、課程に対応する種類等級及び型式の航空機に係る事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明とする。

(2) 航空法施行規則第 50 条の 4 第 5 号ニの「技能審査に関する能力」のうち、技能証明以外の必要な資格は、以下のとおりとする。

- ① 操縦教育証明
- ② 及び、計器飛行証明（飛行機の定期運送用操縦士の技能証明を有する者を除く。）
- (3) 航空法施行規則第50条の4第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち、必要な飛行経験等の経験は、以下のとおりとする。
 - ① 飛行機又は回転翼航空機に係る課程
 - 1) 課程に対応する型式の航空機又は類似する型式の航空機による100時間以上の機長としての飛行時間を含む2,000時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経験
 - 2) 又は、これと同等と認められる経験
 - ② 滑空機に係る課程
 - 1) 課程に対応する等級の滑空機による100時間以上の機長としての飛行時間を含む300時間以上の滑空機による機長としての経験
 - 2) 又は、これと同等と認められる経験
- (4) 限定技能審査員を置く場合には、(1)、(2)及び(3)のほか、課程に対応する型式の航空機による実機慣熟（オブザーブシートに着座して訓練状況等を確認することをいう。）又は実機乗務を次のとおり実施していること。
 - ① 新たに限定技能審査員として認定を受けようとする者は、設置者又は管理者からの申請前6月以内に少なくとも1回実施していること。
 - ② 限定技能審査員として認定を受けた者は、認定期間中12月毎に少なくとも3回実施していること。

4. 教育施設等

- (1) 学科教育の施設等
 - ① 一般教材
 - 1) 学科教育に関する適切な内容の教科書及び参考書類が教官、訓練生等により参照可能な状態にあること。
 - 2) 航空機の運航及び航法の学習に必要な航空図、航空路誌、航法計算盤、プロッター等が教官、訓練生等により利用可能であること。
 - 3) 航空機の計器及び装備品の構造並びに機能又は操作法を示す模型若しくは図面が教官、訓練生等により参照可能な状態にあること。
 - ② 個人学習教材（ビデオ、コンピュータによる教育教材）
個人学習教材を使用する場合の教材の条件は、一般の学科教育と同等以上の教育効果があり、かつ次に掲げる履修管理が行える教材であること。
 - 1) 理解度を判定できるとともに理解不足のまま次の科目に進むことができないプロ

グラムであること。

- 2) 履修せず科目を終了することができないプログラムであること。
- 3) 未修科目を管理できるものであること。特に、実技教育に関連する科目を未修のまま実技教育に進まないよう管理できるものであること。

(2) 実技教育の施設等

① 訓練飛行場

飛行訓練のために使用する飛行場又は滑空場は、訓練用の航空機が次の条件の下で標準の離陸を行うことができるものであること

- 1) 航空機の重量は最大離陸重量とする。
- 2) 気象条件は追い風成分が 5 ノットで飛行場又は滑空場のある地域の平均最高気温とする。
- 3) 運用方法は製造者が推薦する方法又は飛行規程による通常の方法とする。

② 訓練用航空機

飛行訓練に使用する航空機の基準は次のとおりとする。

- 1) 5. (2) に定める実技教育を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。
- 2) 飛行訓練に必要な数を備えていること。

③ 模擬飛行装置等

模擬飛行装置等を使用する際の当該装置は課程に係る航空機の種類と同等であって 5. (2) に定める実技教育の一部の科目を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。(国土交通大臣の認定を受けていない装置は技能審査に使用できず、またこれを使用しての訓練は実技教育時間に算入できない。)

④ 教育用飛行規程

訓練生が学習に使用する教育用飛行規程を必要数備えていること。

⑤ 整備

- 1) 訓練に使用する航空機の耐空性を維持するために必要な整備手段を設定していること。
- 2) 訓練に使用する模擬飛行装置等は国土交通大臣の認定を受けているか又は訓練に使用できる程度に整備されていること。

5. 教育計画

(1) 学科教育

① 飛行機又は回転翼航空機

教育時間は160時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 航空の安全に関する一般知識	
2. 救急法	12時間
3. 航空気象 (簡略な概要)	
4. 空中航法	
(1) 地文航法及び推測航法	
(2) 飛行計画	
(3) 運航管理	78時間
(4) 人間の能力及び限界	
5. 航空通信 (概要)	
6. 航空法規 (航空交通管制及び航空情報を含む。)	
7. 航空工学	
(1) 飛行理論	
(2) 航空機構造	
(3) 重量重心	60時間
8. 航空機の取扱いに関する一般知識	
9. 航空機の操縦に関する一般知識	
10. 試験	10時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

② 滑空機

教育時間は40時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 航空の安全に関する一般知識	7時間
2. 救急法	
3. 滑空飛行に関する気象	
4. 空中航法（人間の能力及び限界を含む。）	15時間
5. 航空通信（概要）	
6. 国内航空法規（航空交通管制及び航空情報を含む。）	
7. 航空工学	
8. 滑空機に取扱いに関する一般知識（組立を含む。）	13時間
9. 滑空機の操縦に関する一般知識	
10. 試験	5時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(2) 実技教育

① 飛行機

教育時間は技能審査を含め35時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。ただし、教育科目の細部は安全政策課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。

教 育 科 目	標準教育時間	
	同乗時間	単独時間又は機長時間
1. 飛行場及び場周経路における運航		
2. 各種離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止	5時間	2. 5時間
3. 基本的な計器による飛行	1. 5時間	
4. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式特性に応じた飛行	5時間	2. 5時間
5. 野外飛行	6時間	5時間
6. 夜間の飛行（野外飛行を含む。）	1. 5時間	
7. 異常時及び緊急時の操作	2時間	
8. 技能審査		4時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

② 回転翼航空機

教育時間は技能審査を含め35時間以上とし教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。ただし、教育科目の細部は安全政策課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。

教 育 科 目	標準教育時間	
	同乗時間	単独時間又は機長時間
1. 地表付近における操作	3. 5時間	1. 5時間
2. 飛行場及び場周経路における運航		
3. 各種離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止	5. 5時間	2時間
4. 基本的な計器による飛行	1. 5時間	
5. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行	2. 5時間	1. 5時間
6. 野外飛行	4. 5時間	5時間
7. 夜間の飛行（野外飛行の経験を含む。）	1. 5時間	
8. 異常時及び緊急時の操作	2時間	
9. 技能審査		4時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

③ 滑空機

教育時間（回数）は技能審査を含め上級滑空機滑空機70回以上、曳航装置なし動力滑空機37時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

ただし、教育科目の細部は安全政策課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。

教育科目	標準教育回数又は標準教育時間			
	上級滑空機		曳航装置なし 動力滑空機	
	同乗 回数	単独又は 機長回数	同乗 時間	単独時間又は 機長時間
1. 飛行場及び場周経路における運航				
2. 各種離陸及び着陸(動力滑空機は着陸復行を含む。)	38回	25回	8時間	5時間
3. 曳航による飛行				
4. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作	(15回)	(10回)	5時間	3時間
5. 野外飛行			7時間	4時間
6. ソアリング	(10回)	(5回)		
7. 異常時及び緊急時の操作	5回		2時間	
8. 技能審査		2回		3時間

注1) 4項及び6項の科目は8項以外の他の科目と併せて行うことができる。

注2) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

第8部 等級限定変更課程に関する基準

事業用操縦士又は自家用操縦士の等級限定変更課程に関する基準は次のとおりとする。
滑空機については、上級滑空機から曳航装置なし動力滑空機へ又は曳航装置なし動力滑空機から上級滑空機への等級限定変更とする。

1. 学科教官

- (1) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「課程に対応する技能証明」は、課程に対応する種類の航空機に係る技能証明の資格に応じて本要領第6部ないし第7部に記載された技能証明及び課程に対応する航空機の等級とする。
- (2) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「学科に関する十分な知識及び能力を有し当該学科に関する相当の実務の経験を有する」と認める資格又は経歴は、課程に対応する技能証明の資格に応じて本要領第6部及び第7部に掲げるとおりとする。

2. 実技教官

- (1) 航空法施行規則第50条の4第4号ロの「必要な技能証明」は、課程に対応する種類の航空機に係る技能証明の資格に応じて本要領第6部及び第7部に記載された技能証明及び課程に対応する航空機の等級とする。
- (2) 航空法施行規則第50条の4第4号ハの「十分な知識及び能力を有する」と認める経歴は本要領第2部1.(5)に定めるほか次のとおりとする。

① 主席実技教官（下記いずれかの要件を満たす者）

- 1) 飛行機又は回転翼航空機に係る課程においては1,000時間以上の操縦教育時間（100時間以上の課程に対応する型式の航空機、又は類似する型式の航空機によるものを含む。）を含む2,000時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。

滑空機に係る課程においては150時間以上の操縦教育時間（30時間以上の課程に対応する等級の滑空機によるものを含む。）を含む300時間以上の滑空機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。

操縦教育時間とは課程に対応する種類の航空機による航空法第34条第2項第1号及び第2号、同法第35条第1項第3号並びに同法第35条の2第1項に定める操縦練習の監督を行った時間（技能審査の時間を含む。）及び航空法第72条に定める機長資格を取得させるための機長教育を行なった時間とする。なお、模擬飛行装置等による教育時間を、800時間を限度として含ませることができる。

- 2) 飛行機又は回転翼航空機に係る課程においては500時間以上かつ2年以上の操縦基礎教育時間（100時間以上の課程に対応する型式の航空機又は類似する型式の航空機によるものを含む。）を含む2,000時間以上の課程に対応する種類の航空

機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。

操縦基礎教育時間とは課程に対応する種類の航空機による航空法第34条第2項第1号及び第2号、同法第35条第1項第3号（限定をされた型式以外の型式のものに乗り組んで行う操縦練習の監督を行った時間を除く。）及び同法第35条の2第1項に定める操縦練習の監督を行った時間（技能審査の時間を含む。）とする。なお、模擬飛行装置等による教育時間を、300時間を限度として含ませることができる。

② 実技教官

飛行機又は回転翼航空機に係る課程においては課程に対応する等級の航空機による30時間以上の機長としての飛行時間を含む250時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。（副機長及び機長見習い業務の時間を含ませることができる。）

滑空機に係る課程においては、課程に対応する等級の滑空機による30時間以上の機長としての飛行時間を含む150時間以上の滑空機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。

3. 技能審査員

（1）航空法施行規則第50条の4第5号ハの「必要な技能証明」及び同第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち技能証明以外の必要な資格は、次の表に掲げる技能証明等とする。

課程に係る航空機の種類	必要な技能証明等
飛行機	事業用操縦士及び計器飛行証明 又は 定期運送用操縦士
回転翼航空機	事業用操縦士及び計器飛行証明 又は 定期運送用操縦士及び計器飛行証明
滑空機	事業用操縦士

（2）航空法施行規則第50条の4第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち、必要な飛行経験等は、以下のとおりとする。

- ① 飛行機又は回転翼航空機に係る課程
 - 1) 課程に対応する等級の航空機による100時間以上の機長としての飛行時間と含む2,000時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経験
 - 2) 又は、これと同等と認められる経験
- ② 滑空機に係る課程
 - 1) 課程に対応する等級の滑空機による100時間以上の機長としての飛行時間と含む300時間以上の滑空機による機長としての経験
 - 2) 又は、これと同等と認められる経験
- (3) 限定技能審査員を置く場合には、(1)及び(2)のほか、課程に対応する型式の航空機による実機慣熟（オブザーブシートに着座して訓練状況等を確認することをいう。）又は実機乗務を次のとおり実施していること。
 - ① 新たに限定技能審査員として認定を受けようとする者は、設置者又は管理者からの申請前6月以内に少なくとも1回実施していること。
 - ② 限定技能審査員として認定を受けた者は、認定期間中12月毎に少なくとも3回実施していること。

4. 教育施設等

- (1) 学科教育の施設等
 - ① 一般教材
 - 1) 学科教育に関する適切な内容の教科書及び参考書類が教官、訓練生等により参照可能な状態にあること。
 - 2) 課程に係る等級の航空機の運航に必要な教材が教官、訓練生等により利用可能であること。
 - 3) 課程に係る等級の航空機の計器及び装備品の構造並びに機能又は操作法を示す模型若しくは図面が教官、訓練生等により参照可能な状態にあること。
 - ② 個人学習教材（ビデオ、コンピュータによる教育教材）
個人学習教材を使用する場合の教材の条件は、一般の学科教育と同等以上の教育効果があり、かつ次に掲げる履修管理が行える教材であること。
 - 1) 理解度を判定できるとともに理解不足のまま次の科目に進むことができないプログラムであること。
 - 2) 履修せず科目を終了することができないプログラムであること。
 - 3) 未修科目を管理できるものであること。特に、実技教育に関連する科目を未修のまま実技教育に進まないよう管理できるものであること。
- (2) 実技教育の施設等

① 訓練飛行場

飛行訓練のために使用する飛行場又は滑空場は、訓練用の航空機が次の条件の下で標準の離陸を行うことができるものであること。

- 1) 航空機の重量は最大離陸重量とする。
- 2) 気象条件は追い風成分が5ノットで飛行場のある地域の平均最高気温とする。
- 3) 運用方法は製造者が推薦する方法、飛行規程による通常の方法又は運航規程による通常の方法とする。

② 訓練用航空機

飛行訓練に使用する航空機の基準は次のとおりとする。

- 1) 5. (2) に定める実技教育を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。
- 2) 飛行訓練に必要な数を備えていること。

③ 模擬飛行装置等

模擬飛行装置等を使用する際の当該装置は課程に係る航空機の種類と同等であって5. (2) に定める実技教育の一部の科目を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。（国土交通大臣の認定を受けていない装置は技能審査に使用できず、またこれを使用しての訓練は実技教育時間に算入できない。）

④ 教育用飛行規程

訓練生が学習に使用する教育用飛行規程を必要数備えていること。

⑤ 整備

- 1) 訓練に使用する航空機の耐空性を維持するために必要な整備手段を設定していること。
- 2) 訓練に使用する模擬飛行装置等は国土交通大臣の認定を受けているか又は訓練に使用できる程度に整備されていること。

5. 教育計画

(1) 学科教育

① 飛行機及び回転翼航空機

教育時間は30時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 航空工学	2時間
2. 航空法規	22時間
3. 航空機の取扱いに関する一般知識	
4. 航空機の操縦に関する一般知識	
5. 試験	6時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間で規定するものである。

② 滑空機

教育時間は10時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 航空通信（動力滑空機に限る。）	
2. 国内航空法規（航空交通管制を含む。）	3時間
3. 滑空機の取扱いに関する一般知識（組立を含む。）	6時間
4. 滑空機の操縦に関する一般知識	
5. 試験	1時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間で規定するものである。

(2) 実技教育

① 飛行機及び回転翼航空機

教育時間は技能審査を含め15時間以上とし教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。ただし、教育科目の細部は安全政策課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものでなければならない。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 飛行場及び場周経路における運航	
2. 各種離陸及び着陸並びに着陸復行 及び離陸中止	5時間
3. 基本的な計器による飛行	3時間
4. 外部視認目標を利用した飛行を含む 空中操作及び型式の特性に応じた飛行	3時間
5. 異常時及び緊急時の操作	2時間
6. 技能審査	2時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間で規定するものである。

② 滑空機

教育時間（回数）は技能審査を含め上級滑空機30回以上、曳航装置なし動力滑空機25時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。ただし、教育科目の細部は安全政策課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし課程修了時の飛行経験は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。

教 育 科 目	標準教育回数又は標準教育時間			
	上級滑空機		曳航装置なし 動力滑空機	
	同乗 回数	単独又は 機長回数	同乗 時間	単独時間又は 機長時間
1. 飛行場及び場周経路における運航				
2. 各種離陸及び着陸（動力滑空機は着陸復行を含む。）	15回	8回	3時間	3時間
3. 曳航による飛行				
4. 外部観認目標を利用した飛行を含む空中操作	(5回)	(5回)	2時間	2時間
5. 野外飛行				
6. ソアリング	(5回)	(3回)	7時間	5時間
7. 異常時及び緊急時の操作	5回		1時間	
8. 技能審査		2回		2時間

注1) 4項及び6項の科目は8項以外の他の科目と併せて行うことができる。

注2) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(3) CBTAプログラムを実施する場合の教育計画

CBTAプログラムを実施する場合にあっては、学科教育及び実技教育の標準教育時間及び教育科目について、以下の要件を満たすこと。

- ① CBTAプログラム審査要領細則に従って、(1)に掲げる学科教育の教育科目及び(2)に掲げる実技教育の科目を含むように教育内容が定められていること。なお、CBTAプログラムにおいては、教育時間は標準時間であり、コンピテンシーの習得状況に応じて柔軟に教育時間を調整するものであることから、カリキュラムの妥当性を審査するにあたって、教育時間は審査の対象とはならない。
- ② 実技教育の科目については、原則として安全政策課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとする。ただし、CBTAプログラムのカリキュラムの検討において、妥当と認められるものについては、その根拠を明らかにした上で操縦士実地試験実施細則の試験科目によらないものとすることができます。

第9部 型式限定変更課程に関する基準

構造上操縦に二人を要する飛行機又は国土交通大臣が指定する型式の回転翼航空機の型式限定変更課程に関する基準は次のとおりとし、教育の対象は課程に対応する種類の航空機に係る准定期運送用操縦士、事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明を有する者とする。

1. 学科教官

- (1) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「課程に対応する技能証明」は、課程に対応する種類の航空機に係る准定期運送用操縦士、事業用操縦士又は定期運送用操縦士とする。ただし、航空機整備に関する教育を行うときの課程に対応する種類、等級及び型式に係る航空整備士の技能証明又は空中航法に関する教育を行うときの航空士の技能証明は課程に対応する技能証明とみなす。
- (2) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「学科に関する十分な知識及び能力を有し当該学科に関する相当の実務の経験を有する」と認める資格又は経歴は本要領第2部1.(4)に定めるほか次のとおりとする。
- ① 航空気象、航空交通管制、航空情報又は運航管理に関する教育を行うときの運航管理者の資格
 - ② 通信又は無線工学に関する教育を行うときの第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士又は航空無線通信士の資格
 - ③ 航空気象に関する教育を行うときの気象予報士の資格
 - ④ 航空医学又は救急法に関する教育を行うときの医師又は看護師の資格
 - ⑤ 航空交通管制に関する教育を行うときの航空交通管制官としての3年以上の経歴
 - ⑥ 航空情報に関する教育を行うときの航空管制運航情報官としての3年以上の経歴

2. 実技教官

- (1) 航空法施行規則第50条の4第4号ロの「必要な技能証明」は、課程に対応する型式の航空機に係る准定期運送用操縦士（模擬飛行装置等による教育に限る。）、事業用操縦士又は定期運送用操縦士とする。なお、飛行機に係る事業用操縦士又は回転翼航空機に係る事業用操縦士若しくは定期運送用操縦士は、課程に対応する種類の航空機に係る計器飛行証明を取得していなければならない。
- (2) 航空法施行規則第50条の4第4号ハの「十分な知識及び能力を有する」と認める経歴は本要領第2部1.(5)に定めるほか次のとおりとする。

① 主席実技教官

課程に対応する型式の航空機による600時間以上の機長としての飛行時間（250時間又は3年以上（構造上操縦に二人を要する飛行機又は国土交通大臣が指定する型式

の回転翼航空機に係る他の課程において2年以上の実技教育の経験を有する者は80時間又は1年以上)の操縦教育経験を含む。)を含む2,000時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。

操縦教育経験とは課程に対応する型式の航空機による航空法第35条第1項第3号に定める操縦練習の監督を行った時間(技能審査の時間を含む。)及び航空法第72条に定める機長資格を取得させるための機長教育を行なった時間とし、模擬飛行装置等による教育時間を含ませることができる。

② 実技教官

課程に対応する型式の航空機による250時間以上の機長としての飛行経験若しくは2,000時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。(副機長及び機長見習い業務の時間を含ませることができる。)

3. 技能審査員

(1) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「必要な技能証明」及び同第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち必要な資格は、課程に対応する型式の航空機に係る事業用操縦士又は定期運送用操縦士とし、飛行機に係る事業用操縦士又は回転翼航空機に係る事業用操縦士若しくは定期運送用操縦士は、課程に対応する種類の航空機に係る計器飛行証明を取得していなければならない。

(2) 航空法施行規則第50条の4第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち、必要な飛行経験等の経験は、以下のとおりとする。

① 課程に対応する型式の航空機による600時間以上の機長としての飛行時間を含む2,000時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経験、及び設置者が管理する訓練施設において実技教官として1年以上の経験又は航空法第72条第9項に定める査察操縦士若しくは限定査察操縦士の経験

② 又は、これらと同等と認められる経験

(3) 限定技能審査員を置く場合には、(1)及び(2)のほか、課程に対応する型式の航空機による路線慣熟(オブザーブシートに着座して運航状況等を確認することをいう。)若しくは課程に対応する型式の航空機による実機慣熟(オブザーブシートに着座して訓練状況等を確認することをいう。)又は実機乗務を次のとおり実施していること。

① 新たに限定技能審査員として認定を受けようとする者は、設置者又は管理者からの申請前6月以内に少なくとも1区間又は1回実施していること。

② 限定技能審査員として認定を受けた者は、認定期間中12月毎に少なくとも3区間又

は3回実施していること。

4. 教育施設等

(1) 学科教育の施設等

① 一般教材

- 1) 学科教育に関する適切な内容の教科書及び参考書類が教官、訓練生等により参照可能な状態にあること。
- 2) 課程に係る型式の航空機の運航に必要な教材が教官、訓練生等により利用可能であること。
- 3) 課程に係る型式の航空機の計器及び装備品の構造並びに機能又は操作法を示す模型若しくは図面が教官、訓練生等により参照可能な状態にあること。

② 個人学習教材 (ビデオ、コンピュータによる教育教材)

個人学習教材を使用する場合の教材の条件は、一般の学科教育と同等以上の教育効果があり、かつ次に掲げる履修管理が行える教材であること。

- 1) 理解度を判定できるとともに理解不足のまま次の科目に進むことができないプログラムであること。
- 2) 履修せず科目を終了することができないプログラムであること。
- 3) 未修科目を管理できるものであること。特に、実技教育に関連する科目を未修のまま実技教育に進まないよう管理できるものであること。

(2) 実技教育の施設等

① 訓練飛行場

飛行訓練のために使用する飛行場は、訓練用の航空機が次の条件の下で標準の離陸を行うことができる規模であること

- 1) 航空機の重量は最大離陸重量とする。
- 2) 気象条件は追い風成分が5ノットで飛行場のある地域の平均最高気温とする。
- 3) 運用方法は製造者が推薦する方法、飛行規程による通常の方法又は運航規程による通常の方法とする。

② 訓練用航空機

飛行訓練に使用する航空機の基準は次のとおりとする。

- 1) 5. (2) に定める実技教育の科目を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。
- 2) 飛行訓練に必要な数を備えていること。

③ 模擬飛行装置等

模擬飛行装置等を使用する際の当該装置は課程に係る航空機の種類と同等であって

5. (2)に定める実技教育を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。
(国土交通大臣の認定を受けていない装置は技能審査に使用できず、またこれを使用しての訓練は実技教育時間に算入できない。)

④ 教育用運航規程

訓練生が学習に使用する教育用運航規程を必要数備えていること。

⑤ 整備等

- 1) 訓練に使用する航空機の耐空性を維持するために必要な整備手段を設定していること。
- 2) 訓練に使用する模擬飛行装置等は国土交通大臣の認定を受けているか又は訓練に使用できる程度に整備されていること。

5. 教育計画

(1) 学科教育

教育時間は37時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。また、教育科目は、UPRT通達7-2 模擬飛行装置等による訓練を含むUPRTの要件を満足するものでなければならない。

なお、異なる型式限定として指定された型式の航空機について、飛行基準評価審査会又は外国政府により操縦特性が類似していると認められた型式への限定変更訓練の評価が行われている場合には、同審査会又は外国政府により認められた報告書 (Flight Standardization Board Report等 (以下「FSB Report等」という。)) 及び当該報告書に示された原差異要件 (Master Difference Requirements : MDR) を参考に、運航者差異要件 (Operator Differences Requirement : ODR) を定めることにより、次の表にかかわらず教育科目及び標準教育時間を定めることができるものとする。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 航空工学 (1) 飛行理論 (亜音速の飛行理論) (初めて型式限定を取得する者であって課程に係る飛行機がターボファン発動機を装備する場合に限る。)	3時間
2. 航空機乗組員間の連携に関する一般知識 (初めて飛行機の型式限定を取得する場合に限る。)	2時間
3. 航空法規	2時間
4. 航空機の取扱いに関する一般知識	25時間
5. 航空機の操縦に関する一般知識	
6. 試験	5時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(2) 実技教育

教育時間は技能審査を含め18時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。また、教育科目は、UPRT通達7-2 模擬飛行装置等による訓練を含むUPRTの要件を満足するものでなければならない。ただし、教育科目の細部は安全政策課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものでなければならない。

なお、異なる型式限定として指定された型式の航空機について、飛行基準評価審査会又は外国政府により操縦特性が類似していると認められた型式への限定変更訓練の評価が行われている場合には、同審査会又は外国政府により認められた報告書(FSB Report等)及び当該報告書に示された原差異要件(MDR)を参考に、運航者差異要件(ODR)を定めることにより、次の表にかかわらず教育科目及び標準教育時間を定めることができるものとする。

教育科目	標準教育時間
1. 飛行場及び場周経路における飛行	16時間
2. 各種離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止	
3. 空中操作及び型式の特性に応じた飛行	
4. 計器飛行方式による飛行(回転翼航空機を除く。)	
5. 異常時及び緊急時の操作	
6. 技能審査	2時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(3) CBTAプログラムを実施する場合の教育計画

CBTAプログラムを実施する場合にあっては、学科教育及び実技教育の標準教育時間及び教育科目について、以下の要件を満たすこと。

- ① CBTAプログラム審査要領細則に従って、(1)に掲げる学科教育の教育科目及び(2)に掲げる実技教育の科目を含むように教育内容が定められていること。なお、CBTAプログラムにおいては、教育時間は標準時間であり、コンピテンシーの習得状況に応じて柔軟に教育時間を調整することであることから、カリキュラムの妥当性を審査するにあたって、教育時間は審査の対象とはならない。
- ② 実技教育の科目については、原則として安全政策課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとする。ただし、CBTAプログラムのカリキュラムの検討において、妥当と認められるものについては、その根拠を明らかにした上で操縦士実地試験実施細則の試験科目によらないものとすることができる。

第10部 計器飛行証明課程に関する基準

飛行機及び回転翼航空機の計器飛行証明課程に関する基準は次のとおりとする。

1. 学科教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「課程に対応する技能証明」は、課程に対応する種類の航空機に係る次の表に掲げる技能証明とする。ただし、航空機整備に関する教育を行うときの課程に対応する種類及び等級に係る航空整備士の技能証明及び航空気象及び空中航法に関する教育を行うときの航空士の技能証明は課程に対応する技能証明とみなす。

課程に係る航空機の種類	課程に対応する技能証明
飛行機	事業用操縦士及び計器飛行証明 又は 定期運送用操縦士
回転翼航空機	事業用操縦士及び計器飛行証明 又は 定期運送用操縦士及び計器飛行証明

(2) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「学科に関する十分な知識及び能力を有し当該学科に関する相当の実務の経験を有する」と認める資格又は経験は本要領第2部1.(4)に定めるほか次のとおりとする。

- ① 航空気象、航空交通管制、航空情報又は運航管理に関する教育を行うときの運航管理者の資格
- ② 通信又は無線工学に関する教育を行うときの第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士又は航空無線通信士の資格
- ③ 航空気象に関する教育を行うときの気象予報士の資格
- ④ 航空医学又は救急法に関する教育を行うときの医師又は看護師の資格
- ⑤ 航空交通管制に関する教育を行うときの航空管制官としての3年以上の経験
- ⑥ 航空情報に関する教育を行うときの航空管制運航情報官としての3年以上の経験

2. 実技教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第4号ロの「必要な技能証明」は、課程に対応する種類等級及び型式の航空機に係る事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明及び操縦教

育証明とする。なお、飛行機の事業用操縦士及び回転翼航空機の操縦士は計器飛行証明を有していなければならない。

(2) 航空法施行規則第50条の4第4号ハの「十分な知識及び能力を有する」と認める経歴は本要領第2部1.(5)に定めるほか次のとおりとする。

① 主席実技教官（下記いずれかの要件を満たす者）

1) 1,000時間以上の操縦教育時間（100時間以上の課程に対応する種類の航空機による計器飛行教育時間も含む。）を含む2,000時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。

操縦教育時間とは課程に対応する種類の航空機による航空法第34条第2項第1号及び第2号、同法第35条第1項第3号並びに同法第35条の2第1項に定める操縦練習の監督を行った時間（技能審査の時間を含む。）及び航空法第72条に定める機長資格を取得させるための機長教育を行なった時間とする。なお、模擬飛行装置等による教育時間を、800時間を限度として含ませることができる。

計器飛行教育時間とは課程に対応する種類の航空機について航空法第34条第1項第1号及び第3号に掲げる飛行教育を行なった時間（技能審査の時間を含む。）とする。なお、模擬飛行装置等による教育の時間を、半分を限度として含ませることができる。

2) 500時間以上かつ2年以上の操縦基礎教育時間（100時間以上の課程に対応する種類の航空機による計器飛行教育時間も含む。）を含む2,000時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。

操縦基礎教育時間とは課程に対応する種類の航空機による航空法第34条第2項第1号及び第2号、同法第35条第1項第3号（限定をされた型式以外の型式のものに乗り組んで行う操縦練習の監督を行なった時間を除く。）及び同法第35条の2第1項に定める操縦練習の監督を行なった時間（技能審査の時間を含む。）とする。なお、模擬飛行装置等による教育時間を、300時間を限度として含ませることができる。

計器飛行教育時間とは課程に対応する種類の航空機について航空法第34条第1項第1号及び第3号に掲げる飛行教育を行なった時間（技能審査の時間を含む。）とする。なお、模擬飛行装置等による教育の時間を、半分を限度として含ませることができる。

② 実技教官

課程に対応する等級の航空機による30時間以上の機長としての飛行時間及び50時間以上の計器飛行時間（模擬飛行時間（航空機に乗り組んで視野制限装置を使用して

計器飛行の訓練をした飛行時間に限る。) を含む。) を含む 250 時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。(副機長及び機長見習い業務の時間を含ませることができる。)

3. 技能審査員

- (1) 航空法施行規則第 50 条の 4 第 5 号ハの「必要な技能証明」は、課程に対応する種類及び等級の航空機に係る事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明とする。
- (2) 航空法施行規則第 50 条の 4 第 5 号ニの「技能審査に関する能力」のうち、技能証明以外の必要な資格は、以下のとおりとする。
 - ① 操縦教育証明
 - ② 及び、計器飛行証明(飛行機の定期運送用操縦士の技能証明を有する者を除く。)
- (3) 航空法施行規則第 50 条の 4 第 5 号ニの「技能審査に関する能力」のうち、必要な飛行経験等の経験は、以下のとおりとする。
 - ① 課程に対応する種類の航空機による 200 時間以上の計器飛行方式による機長としての飛行時間(模擬飛行時間(航空機に乗り組んで視野制限装置を使用して計器飛行の訓練をした飛行時間に限る。)を含む。)を含む 2,000 時間以上の課程に対応する種類の航空機による機長としての経験
 - ② 又は、これと同等と認められる経験
- (4) 限定技能審査員を置く場合には、(1)、(2)及び(3)のほか、課程に対応する型式の航空機による実機慣熟(オブザーブシートに着座して訓練状況等を確認することをいう。)又は実機乗務を次のとおり実施していること。
 - ① 新たに限定技能審査員として認定を受けようとする者は、設置者又は管理者からの申請前 6 月以内に少なくとも 1 回実施していること。
 - ② 限定技能審査員として認定を受けた者は、認定期間中 12 月毎に少なくとも 3 回実施していること。

4. 教育施設等

- (1) 学科教育の施設等
 - ① 一般教材
 - 1) 学科教育に関する適切な内容の教科書及び参考書類が教官、訓練生等により参照可能な状態にあること。
 - 2) 航空機の運航及び航法の学習に必要な航空図、航空路誌、航法計算盤、無線航法チャート、計器出発方式図、計器進入方式図等の教材が教官、訓練生等により利用可能であること。
 - 3) 航空機の計器及び装備品の構造並びに機能又は操作法を示す模型若しくは図面が

教官、訓練生等により参照可能な状態にあること。

② 個人学習教材（ビデオ、コンピュータによる教育教材）

個人学習教材を使用する場合の教材の条件は、一般の学科教育と同等以上の教育効果があり、かつ次に掲げる履修管理が行える教材であること。

- 1) 理解度を判定できるとともに理解不足のまま次の科目に進むことができないプログラムであること。
- 2) 履修せず科目を終了することができないプログラムであること。
- 3) 未修科目を管理できるものであること。特に、実技教育に関連する科目を未修のまま実技教育に進まないよう管理できるものであること。

（2）実技教育の施設等

① 訓練飛行場

飛行訓練のために使用する飛行場は、訓練用の航空機が次の条件の下で標準の離陸を行うことができる規模であること。

- 1) 航空機の重量は最大離陸重量とする。
- 2) 気象条件は追い風成分が5ノットで飛行場のある地域の平均最高気温とする。
- 3) 運用方法は製造者が推薦する方法又は飛行規程による通常の方法とする。

② 訓練用航空機

飛行訓練に使用する航空機の基準は次のとおりとする。

- 1) 5.（2）に定める実技教育の科目を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。
- 2) 飛行訓練に必要な数を備えていること。

③ 模擬飛行装置等

模擬飛行装置等を使用する際の当該装置は課程に係る航空機の種類と同等であって5.（2）に定める実技教育の一部の科目を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。（国土交通大臣の認定を受けていない装置は技能審査に使用できず、またこれを使用しての訓練は実技教育時間に算入できない。）

④ 教育用飛行規程

訓練生が学習に使用する教育用飛行規程を必要数備えていること。

⑤ 整備

- 1) 訓練に使用する航空機の耐空性を維持するために必要な整備手段を設定していること。
- 2) 訓練に使用する模擬飛行装置等は国土交通大臣の認定を受けているか又は訓練に使用できる程度に整備されていること。

5. 教育計画

(1) 学科教育

教育時間は 70 時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 推測航法及び無線航法	55 時間
2. 航空機用計測器 (概要)	
3. 航空気象 (概要)	
4. 航空気象通報式	
5. 計器飛行等の飛行計画	
6. 計器飛行等に関する航空法規	
7. 航空通信に関する一般知識	
8. 計器飛行等に関する人間の能力及び限界に関する一般知識	2 時間
9. 航空機の取扱いに関する一般知識	7 時間
10. 航空機の操縦に関する一般知識	
11. 試験	6 時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(2) 実技教育

教育時間は技能審査を含め40時間以上とし教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。ただし、教育科目の細部は安全政策課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。

教 育 科 目	標準教育時間	
	同乗時間	機長時間
1. 空中操作及び型式の特性に応じた飛行	2 時間	1 時間
2. 計器飛行方式による飛行	8 時間	4 時間
(1) 計器飛行方式による飛行		
(2) 計器飛行方式による野外飛行	6 時間	10 時間
(3) 基本的な計器による飛行		
3. 異常時及び緊急時の操作	2 時間	3 時間
4. 技能審査		4 時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

第11部 操縦教育証明課程に関する基準

飛行機、回転翼航空機又は滑空機の操縦教育証明課程に関する基準は次のとおりとする。

1. 学科教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「課程に対応する技能証明」は、課程に対する種類の航空機に係る次の表に掲げる技能証明とする。ただし、航空機整備に関する教育を行うときの課程に対応する種類及び等級に係る航空整備士の技能証明及び航空気象及び空中航法に関する教育を行うときの航空士の技能証明は課程に対応する技能証明とみなす。

課程に係る航空機の種類	課程に対応する技能証明
飛行機又は回転翼航空機	事業用操縦士及び操縦教育証明 又は 定期運送用操縦士 及び操縦教育証明
滑空機	自家用操縦士及び操縦教育証明 又は 事業用操縦士及び操縦教育証明

(2) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「学科に関する十分な知識及び能力を有し当該学科に関する相当の実務の経験を有する」と認める資格又は経験は本要領第2部1.

(4) に定めるほか次のとおりとする。

- ① 教育の理論と方法に関する教育を行うときの教育職員の資格
- ② 航空気象、航空交通管制、航空情報又は運航管理に関する教育を行うときの運航管理者の資格
- ③ 通信又は無線工学に関する教育を行うときの第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士又は航空無線通信士の資格
- ④ 航空気象に関する教育を行うときの気象予報士の資格
- ⑤ 航空医学又は救急法に関する教育を行うときの医師又は看護師の資格
- ⑥ 航空交通管制に関する教育を行うときの航空管制官としての3年以上の経験
- ⑦ 航空情報に関する教育を行うときの航空管制運航情報官としての3年以上の経験

2. 実技教官

- (1) 航空法施行規則第50条の4第4号ロの「必要な技能証明」は、飛行機又は回転翼航空機の課程においては、課程に対応する種類、等級及び型式の航空機に係る事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明及び操縦教育証明とする。滑空機の課程においては自家用操縦士又は事業用操縦士の技能証明及び操縦教育証明とする。なお、飛行機の事業用操縦士又は回転翼航空機の操縦士は課程に対応する種類の航空機に係る計器飛行証明を有していなければならない。
- (2) 航空法施行規則第50条の4第4号ハの「十分な知識及び能力を有する」と認める経歴は本要領第2部1.(5)に定めるほか次のとおりとする。
- ① 主席実技教官
- 課程における実技教育を管理する者として適切な飛行経験及び操縦教育経験の要件を有する者であること。
- なお、これら設定した飛行経験の要件等を教育規定に明記すること。
- ② 実技教官
- 1) 訓練に使用する機体（模擬飛行装置等を含む）による教官任用訓練を終了していること。
 - 2) 人間の能力と限界・スレットアンドエラーマネージメント、CRMに関する教官任用訓練を終了していること。
 - 3) 「操縦に2人を要する飛行機の操縦教育に限定する」条件を付した教育証明取得のための課程においては、次の要件があること。
 - ア、操縦に2人を要する飛行機の操縦に関わるMCCに基づくヒューマンファクター・CRMの教官任用訓練を終了していること。
 - イ、マルチクルー運航の経験があること。
- なお、これら設定した飛行経験の要件等を教育規程に明記すること。

3. 技能審査員

- (1) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「必要な技能証明」は、課程に対応する種類、等級及び型式の航空機に係る事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明とする。
- (2) 航空法施行規則第50条の4第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち、技能証明以外の必要な資格は、以下のとおりとする。
- ① 操縦教育証明
 - ② 及び、計器飛行証明（飛行機の定期運送用操縦士、滑空機の技能証明を有する者を除く。）
- (3) 航空法施行規則第50条の4第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち、必要な飛

行経歴等は、技能審査を行う者として適切な機長としての（課程に対応する型式の航空機）飛行経験を有するものであること。
なお、これら設定した飛行経験の要件等を教育規程に明記すること。

4. 教育施設等

（1） 学科教育の施設等

① 一般教材

学科教育に関する適切な内容の教科書及び参考書類が教官、訓練生等により参照可能な状態にあること。

② 個人学習教材（ビデオ、コンピュータによる教育教材）

個人学習教材を使用する場合の教材の条件は、一般の学科教育と同等以上の教育効果があり、かつ次に掲げる履修管理が行える教材であること。

- 1) 理解度を判定できるとともに理解不足のまま次の科目に進むことができないプログラムであること。
- 2) 履修せず科目を終了することができないプログラムであること。
- 3) 未修科目を管理できるものであること。特に、実技教育に関連する科目を未修のまま実技教育に進まないよう管理できるものであること。

（2） 実技教育の施設等

① 訓練飛行場

飛行訓練のために使用する飛行場又は滑空場は、訓練用の航空機が次の条件の下で標準の離陸を行うことができる規模であること。

- 1) 航空機の重量は最大離陸重量とする。
- 2) 気象条件は追い風成分が5ノットで飛行場又は滑空場のある地域の平均最高気温とする。
- 3) 運用方法は製造者が推薦する方法又は飛行規程による通常の方法とする。

② 訓練用航空機

5. (2) に定める実技教育の科目を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。

③ 模擬飛行装置等

模擬飛行装置等を使用する際の当該装置は課程に係る航空機の種類と同等であって

5. (2) に定める実技教育の科目を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること（国土交通大臣の認定を受けていない装置は技能審査に使用できず、またこれを使用しての訓練は実技教育時間に算入できない）。

模擬飛行装置等により訓練できる教育科目・教育時間を教育計画に明記すること。

④ 教育用飛行規程

訓練生が学習に使用する教育用飛行規程を必要数備えていること。

⑤ 整備

- 1) 訓練に使用する航空機の耐空性を維持するために必要な整備手段を設定していること。
- 2) 訓練に使用する模擬飛行装置等は国土交通大臣の認定を受けているか又は、訓練に使用できる程度に整備されていること。

5. 教育計画

(1) 学科教育

① 飛行機

教育時間は40時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。また、入所時に異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に関する飛行経験を満足していない者に対する教育科目は、UPRT通達7-1実機訓練を含むUPRTの要件を満足するものでなければならない。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 操縦教育の実施要領 教育の理論と方法 教育管理 人間の能力及び限界に関する一般知識 単独飛行の安全基準	30時間
2. 危険及び事故の防止法	7時間
3. 救急法	3時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

「操縦に2人を要する飛行機に同乗して教育を行う場合に限る」条件を付した課程においては、教育時間は30時間以上とし、教育科目は次に掲げるものを最少とする。また、入所時に異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に関する飛行経験を満足していない者に対する教育科目は、UPRT通達7-1実機訓練を含むUPRTの要件を満足するものでなければならない。

なお、運航規程等に定める飛行訓練教官の任用訓練を履修した者で、その学科教育の教育科目及び履修教育時間数が以下に掲げる科目の基準時間数を上回っている場合は、当該科目を省略できるものとする。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 操縦教育の実施要領 教育の理論と方法 教育管理 人間の能力及び限界に関する一般知識	20 時間
2. 危険及び事故の防止法	7 時間
3. 救急法	3 時間

注)本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

② 回転翼航空機および滑空機

教育時間は40時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 操縦教育の実施要領 教育の理論と方法 教育管理 人間の能力及び限界に関する一般知識 単独飛行の安全基準	30 時間
2. 危険及び事故の防止法	7 時間
3. 救急法	3 時間

注)本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(2) 実技教育

① 飛行機

教育時間は技能審査を除き25時間以上で、教育科目及び時間は次の表に掲げるものを最少とし実技指導法及び模範実技を実施する。ただし、教育科目の細部は安全政策課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経歴は

航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。また、入所時に異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に関する飛行経験を満足していない者に対する教育科目は、UPRT通達7-1実機訓練を含むUPRTの要件を満足するものでなければならない。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 空港等及び場周経路における運航	8 時間
2. 各種離陸及び着陸並びに着陸復航及び離陸中止	
3. 基本飛行（基本的な計器飛行を含む）	13 時間
4. 空中操作及び型式特性に応じた飛行	
5. 野外飛行	4 時間
6. 夜間の飛行	

注)本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

「操縦に2人を要する飛行機の操縦教育に限る」条件を付した課程においては、教育時間は14時間以上で、教育科目は次に掲げるものを最少とし実技指導法及び模範実技を実施する。また、入所時に異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に関する飛行経験を満足していない者に対する教育科目は、UPRT通達7-1実機訓練を含むUPRTの要件を満足するものでなければならない。

なお、教育科目の細部は安全政策課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経験は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。

また、運航規程等に定める飛行訓練教官の任用訓練を履修した者で、その実技教育の教育科目及び履修教育時間数が以下に掲げる科目の基準時間数を上回っている場合は、当該科目を省略できるものとする。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 空港等及び場周経路における運航	6 時間
2. 各種離陸及び着陸並びに着陸復航及び離陸中止	
3. 計器による飛行（計器飛行方式も含む）	6 時間
4. 空中操作及び型式特性に応じた飛行	
5. 野外飛行	

6. 夜間の飛行

2時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

② 回転翼航空機

教育時間は技能審査を除き 25 時間以上で、教育科目及び時間は次の表に掲げるものを最少とし実技指導法及び模範実技を実施する。ただし、教育科目の細部は安全政策課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。

教 育 科 目	標準教育時間
1. 地表付近における操作	5 時間
2. 空港等及び場周経路における運航	
3. 各種離陸及び着陸並びに着陸復航及び離陸中止	8 時間
4. 基本的な計器による飛行	3 時間
5. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行	5 時間
6. 野外飛行	
7. 夜間の飛行	4 時間

注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

③ 滑空機

教育時間（回数）は技能審査を除き 10 時間以上（10 回以上の同乗回数を含む）で、教育科目及び時間は次の表に掲げるものを最少とし実技指導法及び模範実技を実施する。ただし、教育科目の細部は安全政策課長が定める操縦士実地試験実施細則の試験科目に準拠するものとし、課程修了時の飛行経歴は航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。

教 育 科 目	標準教育回数又は標準教育時間	
	上級滑空機	曳航装置なし 動力滑空機

	同乗回数	同乗時間
1. 空港等及び場周経路における運航		
2. 各種離陸及び着陸 (動力滑空機は着陸復航を含む。)	10回 (航空機による曳航およびウィンチによる曳航含む)	5時間
3. 曳航による飛行		
4. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作	注1) (5回)	3時間
5. 野外飛行		
6. ソアリング	(5回)	2時間
7. 異常時及び緊急時の操作	(5回)	1時間

注1) 4項、6項及び7項の科目は他の科目と併せて行うことができる。

注2) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

第12部 航空整備士の技能証明課程に関する基準

1. 学科教官

- (1) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「課程に対応する技能証明」は、課程に対応する種類、等級及び型式の航空機に係る航空整備士の技能証明（一等航空整備士に係る課程にあっては一等航空整備士、二等航空整備士に係る課程にあっては一等航空整備士又は二等航空整備士）とする。

ただし、「技能証明等の既得資格による試験の免除科目について（平成15年12月24日国空乗第351号）」の「学科試験免除科目表」のうち、指定を受けようとする養成施設の課程に対応する「申請をする資格」欄において、当該資格の「科目」欄記載の免除科目について教育を行う場合は、その科目に対応する「既得資格」欄記載の資格については、課程に対応する技能証明とみなす。

(2) 主席学科教官

3年以上の航空整備士養成に係る教育歴又は3年以上の実技指導を含む5年以上の航空整備士としての経験を有すること。

2. 実技教官

- (1) 航空法施行規則第50条の4第4号ロの「必要な技能証明」は、課程に対応する種類、等級及び型式の航空機に係る航空整備士の技能証明（一等航空整備士に係る課程にあっては一等航空整備士、二等航空整備士に係る課程にあっては一等航空整備士又は二等航空整備士）とする。ただし、基本技術等の教育を担当する教官については航空工場整備士の技能証明を有し、かつ充分な知識と能力を有する者を必要な技能証明を有しているとみなす。

(2) 主席実技教官

3年以上の航空整備士養成に係る実技教育又は3年以上の実技指導を含む5年以上の航空整備士としての経験を有すること。

3. 技能審査員

- (1) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「必要な技能証明」等は、次のとおりとする。
- ① 整備の基本技術についての技能審査を行う場合には、航空整備士又は航空工場整備士の技能証明とする。
 - ② 整備の基本技術以外についての技能審査を行う場合には、課程に対応する種類、等級及び型式の航空機に係る航空整備士の技能証明（一等航空整備士に係る課程にあっては一等航空整備士、二等航空整備士に係る課程にあっては一等航空整備士又は二等航空整備士）とする。
- (2) 3年以上の航空整備士養成に係る実技教育又は3年以上の実技指導を含む5年以上の航空整備士としての経験を有すること。

4. 教育施設等

(1) 学科教育の施設等

- ① 教材
 - 1) 適切な内容の教科書及び参考書が教官、訓練生等により参照可能な状態にあること。
 - 2) 発動機、計器、装備品及び各種システムの機能並びに操作方法を示す模型、図面又はビデオ等の教材が教官、訓練生等により参照可能な状態にあること。
- ② 個人学習教材（ビデオ、コンピュータによる教育教材）
個人学習教材を使用する場合の教材の条件は、一般の学科教育と同等以上の教育効果があり、かつ次に掲げる履修管理が行える教材であること。
 - 1) 理解度を判定できるとともに理解不足のまま次の科目に進むことができないプログラムであること。
 - 2) 履修せず科目を終了することができないプログラムであること。
 - 3) 未修科目を管理できるものであること。特に、実技教育に関連する科目を未修のまま実技教育に進まないよう管理できるものであること。

(2) 実技教育の施設等

- ① 工具
適切な工具が備えられていること。
- ② 保管設備
部品、工具、材料等の保管設備が、作業場と分離して設置されていること。
- ③ 作業設備
塗装作業及びドープ作業の設備が、他の施設と分離して設置されていること。
- ④ 洗浄設備
洗浄機、空気圧式油除去装置その他の設備が、他の施設と分離して設置されていること。
- ⑤ 基本技術の設備
基本技術の実習に必要な設備を有していること。
- ⑥ 発動機試運転場
発動機の試運転を行うための必要な設備を有していること。（発動機の試運転を行うに当たって、騒音及び発動機の排出物について適切な配慮がされていること。）
- ⑦ 各種系統及び機能部品の作業場
 - 1) 各種系統及び機能部品の分解、修理、組立、試験、保守及び検査等教育に必要な作業を行うための設備が他の設備から分離した区画に設置されていること。
 - 2) 作業の対象とする系統及び機能部品には、次のものを含むこと。
 - ア 点火系統

イ 燃料系統（ピストン発動機については気化器も含む。）

ウ 油圧系統

エ 真空系統

オ 電気装備品及び付属装置

カ 計器

3) 作業場には、机、椅子、計測装置等必要な器具を備えていること。

⑧ 航空機整備場

1) 分解、点検、リギング等の航空機の整備作業に適する区画を有していること。

2) 机、椅子、ホース、スタンド、ジャッキ等必要な器具を備えていること。

⑨ 発動機整備場

1) 分解検査、組立及び故障探求、タイミング等の発動機の整備作業に適する区画を有していること。

2) 机、椅子、ホース、スタンド、ジャッキ等必要な器具を備えていること。

⑩ 教材

1) 課程の教育内容に対応した実物又は模型による機体構造、各種系統及びその構造部品、動力装置、プロペラ等の教材を備えていること。これらの教材は、分解、修理、組立、試験、保守及び検査等教育に必要な作業ができるものでなければならない。

2) 教材の数は、同じ教材について学生8名につき1個の割合とする。

3) 課程の教育に対応する型式証明を有する航空機を、当該課程に在籍する訓練生が30名以下の場合は2機、30名を越える場合は3機有していること。これらの航空機は、耐空性を有している必要はないが、完全な形状を保ち、教育に必要な計器、装備品、補機等を備えたものであって、地上試運転が可能なものであること。

なお、これらの航空機が引き込み式の脚又は翼フラップを備えていない場合は、それらに替わるモックアップ等の訓練機材を有していなければならない。

⑪ 材料、工具及び工場用機器の補給等

教育を行うために必要な材料、工具、特殊工具及び工場用機器の補給又は整備の手段が確保されていなければならない。

5. 教育計画

(1) 学科教育

教育時間は一等航空整備士（ターピン発動機）1400時間以上、二等航空整備士（ターピン発動機）650時間以上、二等航空整備士（ヒストン発動機）650時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

資 格 科 目	標準 教育 時 間		
	一等航空整備士 (ターピン発動機)	二等航空整備士 (ターピン発動機)	二等航空整備士 (ヒストン発動機)
1. 航空法規等	30	30	30
2. 機 体	490	140	140
3. 発動機	210	100	100
4. 電子装備品等	430	150	150
5. 整備の基本技術	200	200	200
6. 試 験	40	30	30

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間
を規定するものである。

(2) 実技教育

教育時間は一等航空整備士（タービン発動機）1570時間以上、二等航空整備士（タービン発動機）1130時間以上、二等航空整備士（ヒストン発動機）1130時間以上とし教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

資 格 科 目		標 準 教 育 時 間		
		一等航空整備士 (タービン発動機)	二等航空整備士 (タービン発動機)	二等航空整備士 (ヒストン発動機)
1. 整備の基本技術		150	150	150
整備に 必要な 知見	機体	340	300	300
	発動機	300	200	200
	電子装備品等	420	280	280
3. 技術		360	200	200
	1)整備に必要な技術 2)航空機の点検作業 3)動力装置の操作			

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間
を規定するものである。

(3) 学科教育と実技教育の合計時間

資 格 教育の 内 容	教 育 時 間		
	一等航空整備士 (タービン発動機)	二等航空整備士 (タービン発動機)	二等航空整備士 (ヒストン発動機)
1. 学科教育	1 4 0 0	6 5 0	6 5 0
2. 実技教育	1 5 7 0	1 1 3 0	1 1 3 0
合 計	2 9 7 0	1 7 8 0	1 7 8 0

第13部 航空運航整備士の技能証明課程に関する基準

1. 学科教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「課程に対応する技能証明」等は、課程に対応する種類及び等級の航空機に係る航空運航整備士の技能証明（一等航空運航整備士課程にあっては一等航空整備士又は一等航空運航整備士、二等航空運航整備士課程にあっては一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士）とする。

ただし、「技能証明等の既得資格による試験の免除科目について（平成15年12月24日国空乗第351号）」の「学科試験免除科目表」のうち、指定を受けようとする養成施設の課程に対応する「申請をする資格」欄において、当該資格の「科目」欄記載の免除科目について教育を行う場合は、その科目に対応する「既得資格」欄記載の資格については、課程に対応する技能証明とみなす。

(2) 主席学科教官

3年以上の航空運航整備士（航空整備士を含む。）養成に係る教育歴又は3年以上の実技指導を含む5年以上の航空運航整備士（航空整備士を含む。）としての経験を有すること。

2. 実技教官

(1) 航空法施行規則第50条の4第4号ロの「必要な技能証明」は、課程に対応する種類及び等級の航空機に係る航空運航整備士の技能証明（一等航空運航整備士課程にあっては一等航空整備士又は一等航空運航整備士、二等航空運航整備士課程にあっては一等航空整備士、二等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士）とする。ただし、基本技術等の教育を担当する教官については航空工場整備士の技能証明を有し、かつ充分な知識と能力を有する者を必要な技能証明を有しているとみなす。

(2) 主席実技教官

3年以上の航空運航整備士（航空整備士を含む。）養成に係る実技教育又は3年以上の実技指導を含む5年以上の航空運航整備士（航空整備士を含む。）としての経験を有すること。

3. 技能審査員

(1) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「必要な技能証明」等は、次のとおりとする。

- ① 整備の基本技術についての技能審査を行う場合には、航空整備士、航空運航整備士又は航空工場整備士の技能証明とする。
- ② 整備の基本技術以外についての技能審査を行う場合には、課程に対応する種類及び等級の航空機に係る航空運航整備士の技能証明（一等航空運航整備士課程にあっては一等航空整備士又は一等航空運航整備士、二等航空運航整備士課程にあっては一等航空整備

士、二等航空整備士、一等航空運航整備士又は二等航空運航整備士）とする。

- (2) 3年以上の航空運航整備士（航空整備士を含む。）養成に係る実技教育又は3年以上の実技指導を含む5年以上の航空運航整備士（航空整備士を含む。）としての経験を有すること。

4. 教育施設等

- (1) 学科教育の施設等

第12部4.(1)と同じとする。

- (2) 実技教育の施設等

第12部4.(2)のうち次の施設を除いたものに同じとする。

- ① ⑨ 発動機整備場

5. 教育計画

(1) 学科教育

教育時間は一等航空運航整備士（タービン発動機）725時間以上、二等航空運航整備士（タービン発動機）410時間以上、二等航空運航整備士（ピストン発動機）410時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

科 目 資 格	標準 教 育 時 間		
	一等航空 運航整備士 (タービン発動機)	二等航空 運航整備士 (タービン発動機)	二等航空 運航整備士 (ピストン発動機)
1. 航空法規等	30	30	30
2. 機体及び電子装備品等	420	190	190
3. 発動機	150	75	75
4. 整備の基本技術	100	100	100
5. 試 験	25	15	15

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間
を規定するものである。

(2) 実技教育

教育時間は一等航空運航整備士（タービン発動機）895時間以上、二等航空運航整備士（タービン発動機）540時間以上、二等航空運航整備士（ピストン発動機）540時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

科 目 資 格	標 準 教 育 時 間		
	一等航空 運航整備士 (タービン発動機)	二等航空 運航整備士 (タービン発動機)	二等航空 運航整備士 (ピストン発動機)
1. 整備の基本技術	70	70	70
2. 整備に必要な知見	機体	240	140
	電子装備品等	145	90
	発動機	160	110
3. 技術 1)整備に必要な技術 2)航空機の日常点検 作業 3)動力装置の操作 (燃料の燃焼により動 力装置を駆動させて 行う作動点検に係る ものを除く。)	280	130	130

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間
を規定するものである。

(3) 学科教育と実技教育の合計時間

資 格 教育の 内容	教 育 時 間		
	一等航空 運航整備士 (ターピン発動機)	二等航空 運航整備士 (ターピン発動機)	二等航空 運航整備士 (ヒストン発動機)
1. 学科教育	725	410	410
2. 実技教育	895	540	540
合 計	1620	950	950

第14部 航空工場整備士の技能証明課程に関する基準

1. 学科教官

- (1) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「課程に対応する技能証明」等は、課程に対応する業務の種類に限定された航空工場整備士の技能証明とする。

ただし、「技能証明等の既得資格による試験の免除科目について（平成15年12月24日国空乗第351号）」の「学科試験免除科目表」のうち、指定を受けようとする養成施設の課程に対応する「申請をする資格」欄において、当該資格の「科目」欄記載の免除科目について教育を行う場合は、その科目に対応する「既得資格」欄記載の資格については、課程に対応する技能証明とみなす。

(2) 主席学科教官

3年以上の航空工場整備士養成に係る教育歴又は3年以上の実技指導を含む5年以上の航空工場整備士としての経験を有すること。

2. 実技教官

- (1) 航空法施行規則第50条の4第4号ロの「必要な技能証明」は、課程に対応する業務の種類に限定された航空工場整備士の技能証明とする。ただし、基本技術等の教育を担当する教官については、一等航空整備士又は二等航空整備士の技能証明を有し、かつ充分な知識と能力を有する者を必要な技能証明を有しているとみなす。

(2) 主席実技教官

3年以上の航空工場整備士養成に係る実技教育又は3年以上の実技指導を含む5年以上の航空工場整備士としての経験を有すること。

3. 技能審査員

- (1) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「必要な技能証明」等は、次のとおりとする。
- ① 整備の基本技術についての技能審査を行う場合には、航空整備士又は航空工場整備士の技能証明とする。
 - ② 整備の基本技術以外についての技能審査を行う場合には、課程に対応する業務の種類に限定された航空工場整備士の技能証明とする。
- (2) 3年以上の航空工場整備士養成に係る実技教育又は3年以上の実技指導を含む5年以上の航空工場整備士としての経験を有すること。

4. 教育施設等

(1) 学科教育の施設等

第12部4. (1)に同じとする。

(2) 実技教育の施設等

第12部4. (2)のうち次の施設を除いたものに同じとする。

- ① ⑩教材 3) 課程の教育に対応する型式証明を有する航空機を、当該課程に在籍する訓練生が30名以下の場合は2機、30名を越える場合は3機有していること。これらの航空機は、耐空性を有している必要はないが、完全な形状を保ち、教育に必要な計器、装備品、補機等を備えたものであって、地上試運転が可能なものであること。なお、これらの航空機が引き込み式の脚又は翼フラップを備えていない場合は、それらに替わるモックアップ等の訓練機材を有していなければならない。

5. 教育計画

(1) 学科教育

教育時間は航空工場整備士（機体構造関係）940時間以上、航空工場整備士（機体装備品関係）940時間以上、航空工場整備士（ピストン発動機関係）1010時間以上、航空工場整備士（タービン発動機関係）1010時間以上、航空工場整備士（プロペラ関係）1000時間以上、航空工場整備士（計器関係）950時間以上、航空工場整備士（電子装備品関係）950時間以上、航空工場整備士（電気装備品関係）950時間以上、航空工場整備士（無線通信機器関係）950時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

科 目 資 格	標準 教育 時 間		
	航空工場整備士 (機体構造関係)	航空工場整備士 (機体装備品 関係)	航空工場整備士 (ピストン発動機 関係)
1. 航空法規等	30	30	30
2. 航空工学	470	470	470
3. 専門科目	190	190	260
4. 整備の基本技術	200	200	200
5. 品質管理	20	20	20
6. 試 験	30	30	30

専門科目は機体構造関係にあっては機体構造、機体装備品関係にあっては機体装備品又はピストン発動機関係にあってはピストン発動機とする。

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

科 目 資 格	標準 教 育 時 間		
	航空工場整備士 (タービン発動機 関係)	航空工場整備士 (プロペラ関係)	航空工場整備士 (計器関係)
1. 航空法規等	3 0	3 0	3 0
2. 航空工学	4 7 0	4 7 0	4 7 0
3. 専門科目	2 6 0	2 5 0	2 0 0
4. 整備の基本技術	2 0 0	2 0 0	2 0 0
5. 品質管理	2 0	2 0	2 0
6. 試 験	3 0	3 0	3 0

専門科目はタービン発動機関係にあってはタービン発動機、プロペラ関係にあってはプロペラ又は計器関係にあっては計器とする。

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

科 目 資 格	標 準 教 育 時 間		
	航空工場整備士 (電子装備品 関係)	航空工場整備士 (電気装備品 関係)	航空工場整備士 (無線通信機器 関係)
1. 航空法規等	3 0	3 0	3 0
2. 航空工学	4 7 0	4 7 0	4 7 0
3. 専門科目	2 0 0	2 0 0	2 0 0
4. 整備の基本技術	2 0 0	2 0 0	2 0 0
5. 品質管理	2 0	2 0	2 0
6. 試 驗	3 0	3 0	3 0

専門科目は電子装備品関係にあっては電子装備品、電気装備品関係にあっては電気装備品又は無線通信機器関係にあっては無線通信機器とする。

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(2) 実技教育

教育時間は航空工場整備士（機体構造関係）620時間以上、航空工場整備士（機体装備品関係）770時間以上、航空工場整備士（ピストン発動機関係）440時間以上、航空工場整備士（タービン発動機関係）640時間以上、航空工場整備士（プロペラ関係）370時間以上、航空工場整備士（計器関係）350時間以上、航空工場整備士（電子装備品関係）350時間以上、航空工場整備士（電気装備品関係）350時間以上、航空工場整備士（無線通信機器関係）350時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

科 目 資 格	標準 教育 時 間		
	航空工場整備士 (機体構造関係)	航空工場整備士 (機体装備品 関係)	航空工場整備士 (ピストン発動機 関係)
1. 整備の基本技術	150	150	150
2. 限定を受ける業 務についての知見	290	490	240
3. 限定を受ける業 務についての技術	180	130	50

限定を受ける業務は機体構造関係にあっては機体構造、機体装備品関係にあっては機体装備品又はピストン発動機関係にあってはピストン発動機とする。

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

科 目 資 格	標 準 教 育 時 間		
	航空工場整備士 (タービン発動機 関係)	航空工場整備士 (プロペラ関係)	航空工場整備士 (計器関係)
1. 整備の基本技術	1 5 0	1 5 0	1 5 0
2. 限定を受ける業 務についての知見	3 4 0	1 9 0	1 7 0
3. 限定を受ける業 務についての技術	1 5 0	3 0	3 0

限定を受ける業務はタービン発動機関係にあってはタービン発動機、プロペラ関係にあ
ってはプロペラ又は計器関係にあっては計器とする。

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間
を規定するものである。

資 格 科 目	標 準 教 育 時 間		
	航空工場整備士 (電子装備品関係)	航空工場整備士 (電気装備品関係)	航空工場整備士 (無線通信機器 関係)
1. 整備の基本技術	150	150	150
2. 限定を受ける業 務についての知見	170	170	170
3. 限定を受ける業 務についての技術	30	30	30

限定を受ける業務は電子装備品関係にあっては電子装備品、電気装備品関係にあっては電気装備品及び無線通信機器関係にあっては無線通信機器とする。

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間
を規定するものである。

(3) 学科教育と実技教育の合計時間

資 格 教育の 内容	教 育 時 間		
	航空工場整備士 (機体構造関係)	航空工場整備士 (機体装備品 関係)	航空工場整備士 (ピストン発動機 関係)
1. 学科教育	940	940	1010
2. 実技教育	620	770	440
合 計	1560	1710	1450

資 格 教育の 内容	教 育 時 間		
	航空工場整備士 (タービン発動機 関係)	航空工場整備士 (プロペラ関係)	航空工場整備士 (計器関係)
1. 学科教育	1 0 1 0	1 0 0 0	9 5 0
2. 実技教育	6 4 0	3 7 0	3 5 0
合 計	1 6 5 0	1 3 7 0	1 3 0 0

資 格 教育の 内容	教 育 時 間		
	航空工場整備士 (電子装備品関係)	航空工場整備士 (電気装備品関係)	航空工場整備士 (無線通信機器 関係)
1. 学科教育	9 5 0	9 5 0	9 5 0
2. 実技教育	3 5 0	3 5 0	3 5 0
合 計	1 3 0 0	1 3 0 0	1 3 0 0

第15部 等級限定変更課程（整備士）に関する基準

1. 第12部航空整備士の技能証明課程又は第13部航空運航整備士の技能証明課程に関する基準に準ずることとし、教育計画については次のとおりとする。

2. 教育計画

(1) 学科教育

教育時間は二等航空整備士35時間以上、二等航空運航整備士35時間以上し、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

科 目	資 格		標 準 教 育 時 間	
	二等航空整備士	二等航空運航整備士		
1. 発動機	30	30		
2. 試験	5	5		

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(2) 実技教育

教育時間は二等航空整備士60時間以上、二等航空運航整備士30時間以上し、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

科 目	資 格		標 準 教 育 時 間	
	二等航空整備士	二等航空運航整備士		
1. 整備に必要な技術	30	10		
2. 動力装置の操作	30			
3. 航空機の日常点検作業		20		

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間

を規定するものである。

(3) 学科教育と実技教育の合計時間

資 格 教育の内容	教 育 時 間	
	二等航空整備士	二等航空運航整備士
1. 学科教育	3 5	3 5
2. 実技教育	6 0	3 0
合 計	9 5	6 5

第16部 型式限定変更課程（整備士）に関する基準

1. 第12部航空整備士の技能証明課程又は第13部航空運航整備士の技能証明課程に関する基準に準ずることとし、教育計画については次のとおりとする。

2. 教育計画

(1) 学科教育

教育時間は一等航空整備士（タービン発動機）100時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

科 目	資 格	標 準 教 育 時 間
		一等航空整備士 (タービン発動機)
1. 機体		30
2. 発動機		30
3. 電子装備品等		30
4. 試験		10

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間を規定するものである。

(2) 実技教育

教育時間は一等航空整備士（ターピン発動機）90時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

科 目	資 格	標 準 教 育 時 間	
		一等航空整備士 (ターピン発動機)	
1. 整備に 必要な 知見	機体		15
	発動機		15
	電子装備品等		15
2. 技術			
1)整備に必要な技術 2)航空機の点検作業 3)動力装置の操作		45	

(注) 本表は最小限の教育科目を規定し、各教育科目の教育時間については標準時間
を規定するものである。

(3) 学科教育と実技教育の合計時間

教育の内容 資 格	教 育 時 間
	一等航空整備士 (タービン発動機)
1. 学科教育	100
2. 実技教育	90
合 計	190

第17部 整備の基本技術課程に関する基準

1. 第12部航空整備士の技能証明課程、第13部航空運航整備士の技能証明課程又は第14部航空工場整備士の技能証明課程に関する基準に準ずることとし、教育計画については次のとおりとする。

2. 教育計画

(1) 学科教育

教育時間は一等航空整備士200時間以上、二等航空整備士200時間以上、航空工場整備士200時間以上、一等航空運航整備士100時間以上、二等航空運航整備士100時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

資格 科 目	一、二等航空整備士 航空工場整備士	一、二等航空運航整備士
1. 整備の基本技術	200	100

(2) 実技教育

教育時間は一等航空整備士150時間以上、二等航空整備士150時間以上、航空工場整備士150時間以上、一等航空運航整備士70時間以上、二等航空運航整備士70時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。

資格 科 目	一、二等航空整備士 航空工場整備士	一、二等航空運航整備士
1. 整備の基本技術	150	70

(3) 学科教育と実技教育の合計時間

資 格 科 目	一、二等航空整備士 航空工場整備士	一、二等航空運航整備士
1. 学科教育	2 0 0	1 0 0
2. 実技教育	1 5 0	7 0
合 計	3 5 0	1 7 0

第18部 飛行機の事業用操縦士の技能証明及び計器飛行証明の統合課程に関する基準

飛行機の事業用操縦士の技能証明及び計器飛行証明統合課程に関する基準は次のとおりとする。

1. 学科教官

- (1) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「課程に対応する技能証明」は、飛行機の事業用操縦士及び計器飛行証明又は定期運送用操縦士の技能証明とする。ただし、次の技能証明については課程に対応する技能証明と見なす。
- ① 「技能証明等の既得資格による試験の免除科目について（平成15年12月24日国空乗第351号）」の「学科試験免除科目表」のうち、指定を受けようとする養成施設の課程に対応する「申請する資格」欄において、当該資格の「科目」欄記載の免除科目について教育を行う場合は、その科目に対応する「既得資格」欄記載の技能証明
 - ② 航空機整備に関する教育を行うときの課程に対応する等級及び型式に係る航空整備士の技能証明及び空中航法に関する教育を行うときの航空士の技能証明
- (2) 航空法施行規則第50条の4第3号ロの「学科に関する十分な知識及び能力を有し、当該学科に関する相当の実務の経験を有する」と認める資格又は経歴は本要領第2部1. (4)に定めるほか次のとおりとする。
- ① 航空気象、航空交通管制、航空情報又は運航管理に関する教育を行うときの運航管理者の資格
 - ② 通信又は無線工学に関する教育を行うときの第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士又は航空無線通信士の資格
 - ③ 航空気象に関する教育を行うときの気象予報士の資格
 - ④ 航空医学又は救急法に関する教育を行うときの医師又は看護師の資格
 - ⑤ 航空交通管制に関する教育を行うときの航空交通管制官としての3年以上の経歴
 - ⑥ 航空情報に関する教育を行うときの航空管制運航情報官としての3年以上の経歴

2. 実技教官

- (1) 航空法施行規則第50条の4第4号ロの「必要な技能証明」は、課程に対応する種類等級及び型式の航空機に係る事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明及び操縦教育証明とする。なお、飛行機の事業用操縦士は計器飛行証明を有していなければならない。
- (2) 航空法施行規則第50条の4第4号ハの「十分な知識及び能力を有する」と認める経歴は本要領第2部1. (5)に定めるほか次のとおりとする。

① 主席実技教官（下記いずれかの要件を満たす者）

- 1) 1,000時間以上の操縦教育時間（150時間以上の課程に対応する型式の飛行機又は類似する型式の飛行機によるもの及び100時間以上の飛行機による計器飛行教育時間を含む。）を含む2,000時間以上の飛行機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。

操縦教育時間とは飛行機による航空法第34条第2項第1号及び第2号、同法第35条第1項第3号並びに同法第35条の2第1項に定める操縦練習の監督を行った時間（技能審査の時間を含む。）及び航空法第72条に定める機長資格を取得させるための機長教育を行なった時間とする。なお、模擬飛行装置等による教育時間を、800時間を限度として含ませることができる。

計器飛行教育時間とは飛行機について航空法第34条第1項第1号及び第3号に掲げる飛行教育を行った時間（技能審査の時間を含む。）とする。なお、模擬飛行装置等による教育の時間を、半分を限度として含ませることができる。

- 2) 500時間以上かつ2年以上の操縦基礎教育時間（150時間以上の課程に対応する型式の飛行機又は類似する型式の飛行機によるもの及び100時間以上の飛行機による計器飛行教育時間を含む。）を含む2,000時間以上の飛行機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。

操縦基礎教育時間とは飛行機による航空法第34条第2項第1号及び第2号、同法第35条第1項第3号（限定をされた型式以外の型式のものに乗り組んで行う操縦練習の監督を行った時間を除く。）及び同法第35条の2第1項に定める操縦練習の監督を行った時間（技能審査の時間を含む。）とする。なお、模擬飛行装置等による教育時間を、300時間を限度として含ませることができる。

計器飛行教育時間とは飛行機について航空法第34条第1項第1号及び第3号に掲げる飛行教育を行った時間（技能審査の時間を含む。）とする。なお、模擬飛行装置等による教育の時間を、半分を限度として含ませることができる。

② 実技教官

課程に対応する等級の航空機による30時間以上の機長としての飛行時間及び50時間以上の計器飛行時間（模擬飛行時間（航空機に乗り組んで視野制限装置を使用して計器飛行の訓練をした飛行時間に限る。）を含む。）を含む250時間以上の飛行機による機長としての経験又はこれと同等と認められる経験を有する者であること。
(副機長及び機長見習い業務の時間を含ませることができる。)

3. 技能審査員

- (1) 航空法施行規則第50条の4第5号ハの「必要な技能証明」は、課程に対応する種類等級及び型式の航空機に係る事業用操縦士又は定期運送用操縦士の技能証明とする。
- (2) 航空法施行規則第50条の4第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち、技能証明以外の必要な資格は、以下のとおりとする。
- ① 操縦教育証明
 - ② 及び、計器飛行証明（飛行機の定期運送用操縦士の技能証明を有する者を除く。）
- (3) 航空法施行規則第50条の4第5号ニの「技能審査に関する能力」のうち、必要な飛行経験等の経験は、以下のとおりとする。
- ① 課程に対応する型式の航空機又は類似する型式の航空機による100時間以上の機長としての飛行時間及び飛行機による200時間以上の計器飛行方式による機長としての飛行時間（模擬飛行時間（航空機に乗り組んで視野制限装置を使用して計器飛行の訓練をした飛行時間に限る。）を含む。）を含む2,000時間以上の飛行機による機長としての経験
 - ② 又は、これと同等と認められる経験
- (4) 限定技能審査員を置く場合には、(1)、(2)及び(3)のほか、課程に対応する型式の飛行機による実機慣熟（オブザーブシートに着座して訓練状況等を確認することをいう。）又は実機乗務を次のとおり実施していること。
- ① 新たに限定技能審査員として認定を受けようとする者は、設置者又は管理者からの申請前6月以内に少なくとも1回実施していること。
 - ② 限定技能審査員として認定を受けた者は、認定期間中12月毎に少なくとも3回実施していること。

4. 教育施設等

- (1) 学科教育の施設等
- ① 一般教材
 - 1) 学科教育に関する適切な内容の教科書及び参考書類が教官、訓練生等により参照可能な状態にあること。
 - 2) 航空機の運航及び航法の学習に必要な航空図、航空路誌、航法計算盤、プロッタ、無線航法チャート、計器出発方式図、計器進入方式図等が教官、訓練生等により利用可能であること。
 - 3) 航空機の計器及び装備品の構造並びに機能又は操作法を示す模型若しくは図面が教官、訓練生等により参照可能な状態にあること。
 - ② 個人学習教材（ビデオ、コンピュータによる教育教材）

個人学習教材を使用する場合の教材の条件は、一般の学科教育と同等以上の教育効果があり、かつ次に掲げる履修管理が行える教材であること。

- 1) 理解度を判定できるとともに理解不足のまま次の科目に進むことができないプログラムであること。
- 2) 履修せず科目を終了することができないプログラムであること。
- 3) 未修科目を管理できるものであること。特に、実技教育に関連する科目を未修のまま実技教育に進まないよう管理できるものであること。

(2) 実技教育の施設等

① 訓練飛行場

飛行訓練のために使用する飛行場は、訓練用の航空機が次の条件の下で標準の離陸を行うことができる規模であること。

- 1) 航空機の重量は最大離陸重量とする。
- 2) 気象条件は追い風成分が5ノットで飛行場のある地域の平均最高気温とする。
- 3) 運用方法は製造者が推薦する方法又は飛行規程による通常の方法とする。

② 訓練用航空機

飛行訓練に使用する航空機の基準は次のとおりとする。

- 1) 5. (2)に定める実技教育を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。
- 2) 飛行訓練に必要な数を備えていること。
- 3) 5. (2)に定める実技教育の科目のほとんどが実施できる航空機のほかに、一部の科目が実施できる性能、構造及び装備を有する航空機を備え、実技教育の段階に応じて使用できること。

③ 模擬飛行装置等

模擬飛行装置等を使用する際の当該装置は課程に係る航空機の種類と同等であつて5. (2)に定める実技教育の一部の科目を実施するために必要な性能、構造及び装備を有すること。（国土交通大臣の認定を受けていない装置は技能審査に使用できず、またこれを使用しての訓練は実技教育時間に算入できない。）

④ 教育用飛行規程

訓練生が学習に使用する教育用飛行規程を必要数備えていること。

⑤ 整備等

- 1) 訓練に使用する航空機の耐空性を維持するために必要な整備手段を設定していること。
- 2) 訓練に使用する模擬飛行装置等は国土交通大臣の認定を受けているか又は訓練に使用できる程度に整備されていること。

5. 教育計画

(1) 学科教育

教育時間は試験を含め 500 時間以上とし、教育科目は次の表に掲げるものを最少とする。また、教育科目は、UPRT 通達 7-1 実機訓練を含む UPRT の要件を満足するものでなければならない。

教 育 科 目	最 小 教 育 時 間
1. 航空法規	25 時間
2. 航空機の取扱いに関する一般知識	75 時間
3. 飛行性能と飛行計画	80 時間
4. 人間の能力と限界	20 時間
5. 航空気象	40 時間
6. 空中航法	55 時間
7. 航空機の操縦に関する一般知識	15 時間
8. 飛行原理	35 時間
9. 航空通信に関する一般知識	15 時間

(2) 実技教育

教育時間は技能審査を含め 180 時間以上とし、教育内容は次の表に掲げるものを満たすこととする。ただし、教育科目の細部は 6. に準拠するものとし、課程修了時の飛行経験は事業用操縦士及び計器飛行証明についての航空法施行規則別表第二を満足するものでなければならない。また、教育科目は、UPRT 通達 7-1 実機訓練を含む UPRT の要件を満足するものでなければならない。なお、模擬飛行時間は 40 時間を限度とする。

① 最初の単独飛行までの教育内容

最初の単独飛行までの教育は、以下を含む単発機で合計 10 時間以上の同乗時間で構成すること。

フライトイントラクション
1. 飛行前作業、重量・重心位置等、機体の点検と整備状況の確認

2. 空港等及び場周経路における運航、衝突の回避と警戒
3. 外部視認物標を利用した飛行
4. 通常離陸・着陸
5. 異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復の基本操作
(1) 適時かつ適切な介入
① 意図した飛行経路からの逸脱の回避
② 意図した飛行状態と異なる不適切な速度による飛行の防止
③ スピンの回避
(2) フライトパスマネジメント
① 急旋回
② 低速飛行（操縦可能な最小速度での飛行を含む。）
③ 高速飛行（相対的に速い速度での飛行を含む。）
(3) 製造者の定める推奨事項の適用（アップセット発生時）
① 様々なバンク角における機首上げ姿勢
② 様々なバンク角における機首下げ姿勢（螺旋降下を含む。）
(4) 以下の状況下での失速
① 着陸時
② 通常時
③ 着陸時
6. 模擬発動機故障

② 最初の単独野外飛行までの教育内容

最初の単独野外飛行までの教育は、以下を含む少なくとも 10 時間ずつの同乗時間と単独時間で構成すること。

フライトインストラクション
1. 短距離離陸（障害物の回避を含む。）と短距離着陸
2. 基本的な計器による飛行（180 度旋回を含む。）
3. 同乗教育による外部視認物標、推測航法、航空保安無線施設を利用した野外飛行及び代替空港等への飛行手順
4. 出発地と異なる空港等における空港等及び場周経路の運航
5. 横風中の離陸及び着陸
6. 諸系統又は装置の模擬故障を含む異常時及び緊急時の操作

- | |
|---|
| 7. 管制下の空港等への発着及び通過のための飛行、航空交通管制機関等との連絡手順、航空無線に係る手順、ATC用語の遵守 |
| 8. 気象情報の入手、天気概況の判断、航空情報に関する知識 |

③ 事業用操縦士の技能証明に係る技能審査までの教育内容

事業用操縦士の技能証明に係る技能審査までの教育は、以下を含む5時間以上の教育時間と40時間以上の機長時間で構成すること。ただし、事業用操縦士の技能証明に係る技能審査は④を完了した後に、計器飛行証明に係る技能審査と同時に実施することができる。

フライトインストラクション
1. ①と②に係る内容の反復
2. 同乗教育による夜間飛行

④ 計器飛行証明に係る技能審査までの教育内容

計器飛行証明に係る技能審査までの教育は、以下の内容で構成すること。

フライトインストラクション
1. 模擬飛行装置による30時間（飛行訓練装置を国土交通大臣の指定する方式により操作した時間にあっては20時間）を限度とする計器飛行等の練習を含む5時間以上の計器飛行等の練習
2. 20時間の機長としての計器飛行等の練習
3. 計器飛行方式による飛行の飛行前手順（計器飛行方式による飛行計画の作成時におけるフライトマニュアルと適切な航空交通管制文書の使用を含む。）
4. 少なくとも以下を含む通常時、異常時及び緊急時の状況下での計器飛行方式による飛行に係る手順及び操作 (1) 離陸時の計器飛行への移行 (2) 標準的な計器出発方式及び計器到着方式 (3) エンルート計器飛行方式 (4) 待機方式 (5) 計器進入方式による進入限界高度までの飛行 (6) 進入復行方式 (7) 計器進入からの着陸（周回進入を含む。）
5. 計器飛行に係る飛行全般にわたる通常時の操作、型式特性に応じた操作及び① 5. に定める異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復の基本操作
6. 4. に定める計器飛行方式による飛行に係る手順及び操作は、1発動機模擬不動作及び発動機の停止と再始動を含むこと。なお、発動機の停止と再始動について、模擬飛行装置等を使用しない場合は、安全高度にて実施すること。
7. ② 2. の「基本的な計器による飛行（180度旋回を含む。）」を終えた後に機長としての夜間離着陸を実施すること。

6. 技能審査

(1) 一般

- ① 本課程の1人で操縦できる飛行機（多発機）に係る事業用操縦士の技能証明及び計器飛行証明の技能審査については本項によるものとする。
- ② 事業用操縦士に関わる技能審査と計器飛行証明に関わる技能審査を同時に実施する場合は、それぞれの科目を組み合わせて実施することができる。ただし、判定については個別に行うものとし、双方の合格をもって本課程の修了とする。
- ③ 実技審査における横風離着陸、後方乱気流の回避等の科目であって、気象状態、飛行状態等によりその環境を設定できない場合は、当該科目を実施する場合の操作要領、留意事項等について口述による審査を行うことにより実技審査に代えることができる。なお、（3）に「口述」とあるのは運航中、状況を模擬に設定し、その処置を口頭により説明させ又は模擬操作を行わせることを意味する。
- ④ 発動機を模擬不作動として行う科目を模擬飛行装置等を使用して実施する場合は、完全な不作動状態で行わせる。
- ⑤ ILS 進入における決心高度は、原則として接地帯標高に200フィートを加えた高さとする。
- ⑥ 非精密進入における直線進入及び周回進入の最低降下高度は、審査に使用する航空機に適用される最低値とする。
- ⑦ 技能審査員が必要と認めた場合であって、管制機関の承認を受けた場合は、公示された進入方式及び進入復行方式以外の方式により飛行することができる。
- ⑧ フードの使用は、次のとおりとする。
 - 1) フードの要件
 - i) 着脱が容易であること。
 - ii) 審査実施中、装着状態が不安定とならないこと。
 - iii) 前方の地平線及び進入目標が完全に遮蔽された状態となること。
 - iv) 教官席からの視界を妨げないものであること。
 - 2) フードの使用を開始及び終了すべき時期
 - i) フードの使用の開始時期は、技能審査員の指示によるものとする。
 - ii) ILS 進入に続いて着陸する場合は、航空機が決心高度に達する直前に終了する。
 - iii) ILS 進入に続いて進入復行を実施した場合は、航空機が進入復行方式において定められている旋回開始高度及び対地高度500フィートのうち、いずれか低い高度に達したときに終了する。ただし、発動機の故障と組み合わせて実施する場合を除く。

- iv) 非精密進入による直線進入に続いて着陸する場合は、航空機が最低降下高度に100フィートを加えた高度以下であり、かつ目視降下点（目視降下点が設定されていないときはこれに相当する地点）から概ね900メートルの距離に達したときに終了する。
- v) 非精密進入に続いて周回進入を行う場合は、航空機が滑走路末端（進入灯又は進入灯台が設置されているときは当該灯火）から、概ね次表に掲げる距離に達したときに終了する。

アプローチカテゴリー	距離（メートル）
A	1, 600
B	1, 600
C	2, 400
D	3, 200

- ⑨ 計器飛行方式による野外飛行を行う場合は、可能な限り有視界気象状態と計器気象状態の双方を想定した飛行を行わせるものとする。
- ⑩ 技能審査員が必要と認めた場合は、野外飛行の一部の区間に限り、自動操縦装置、自動出力制御装置等を使用して飛行させることができる。
- ⑪ 実技審査科目の一部を模擬飛行装置等により実施する場合には、当該審査のプロファイル（気象状態の設定を含む。）を事前に首席航空従事者試験官に示し了承を得るものとする。
 - 1) 使用する模擬飛行装置等は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
 - 2) ビジュアル装置を有する模擬飛行装置等の気象状態の設定は次のとおりとする。
- i) 計器飛行方式により離陸する場合は、技能審査に使用する空港施設の実際の設置状況にかかわらずRVR300メートルとする。
- ii) 計器飛行方式により着陸する場合は、その進入方式の最低気象条件とする。ただし、ILSによる進入は原則としてカテゴリーIILSの最低気象条件の最低値とする。
- iii) (3)の実施要領に「模擬計器飛行により行う。」とある場合は、飛行視程0メートルとする。
- 3) 教官席で操作する者が模擬飛行装置等の環境設定を行う能力を有しない場合は、審査を停止し始めからやり直すものとする。

(2) 口述審査

口述審査は①及び②の審査を統合して実施することができる。

① 事業用操縦士の技能証明に係る口述審査

1. 運航に必要な知識			
番号	科目	実施要領	判定基準
1-1	一般知識	<p>次の事項について質問し、答えさせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 有視界飛行方式に関する諸規則 航空交通管制方式 航空保安施設の特性と利用法 捜索救難に関する規則 人間の能力および限界に関する事項 その他運航に必要な事項（救急用具の取扱いを含む。） 	質問事項に正しく答えられること。
1-2	航空機事項	<p>審査に使用する航空機について次の事項を質問し、答えさせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 性能、諸元、運用限界等 諸系統及び諸装置 <p>次の中から少なくとも 3 系統について質問を行う。（故障した場合の処置を含む。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 操縦系統 着陸装置 発動機 燃料・滑油・ハイドロ系統 電気系統 航法装置 ピトー・スタティック系統 防除氷装置 与圧装置（装備している場合に限る。） <ol style="list-style-type: none"> スピノの回避要領 その他必要な事項 	質問事項に正しく答えられること。

② 計器飛行証明に係る口述審査

1. 運航に必要な知識			
(目的) 計器飛行等による運航に必要な一般知識及び審査に使用する航空機の性能、運用限界等に関する知識について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
1-1	一般知識	<p>計器飛行等に係る次の事項について質問し、答えさせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計器飛行方式に関する諸規則 2. 航空交通管制方式 3. 航空保安施設の特性と利用法 4. 捜索救難に関する規則 5. 人間の能力および限界に関する事項 6. その他運航に必要な事項（救急用具の取扱いを含む。） 	質問事項に正しく答えられること。
1-2	航空機事項	<p>審査に使用する航空機について、計器飛行等に係る次の事項を質問し、答えさせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 性能、諸元、運用限界等 2. 諸系統及び諸装置 (故障した場合の処置を含む。) <ol style="list-style-type: none"> (1) 操縦系統 (2) 防水・除氷装置 (3) 計器飛行等に使用する計器、装置等 3. その他必要な事項 	質問事項に正しく答えられること。

(3) 実技審査

① 事業用操縦士の技能証明に係る実技審査

2. 飛行前作業			
(目的) 飛行前に機長が行うべき確認事項の実施について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
2-1	証明書・書類	<p>1. 航空機登録証明書、耐空証明書、運用限界等指定書等必要な書類の有効性を確認させる。</p> <p>2. 航空日誌等により航空機の整備状況を確認させる。</p>	<p>1. 必要な証明書、書類等の有効性を確認できること。</p> <p>2. 航空日誌等の記載事項を解読でき、必要な事項を確認できること。</p>
2-2	重量・重心位置等	<p>1. 審査に使用する航空機の重量及び重心位置を計算させ、質問に答えさせる。</p> <p>2. 燃料及び滑油の搭載量及びその品質について確認させ、質問に答えさせる。</p> <p>(注) 計算には、搭載用グラフ又は計算機を使用させることができる。</p>	<p>1. 空虚重量、全備重量、搭載重量等の区分を正しく理解し、重量及び重心位置が許容範囲内にあることを確認できること。</p> <p>2. 燃料及び滑油の搭載量及びその品質について確認できること。</p> <p>3. 質問事項に正しく答えられること。</p>
2-3	航空情報・気象情報	<p>1. 必要な航空情報を入手させ、飛行に関連のある事項について説明させ、質問に答えさせる。</p> <p>2. 必要な気象情報を入手させ、天気概況、空港等及び使用空域の実況及び予報について説明させ、質問に答えさせる。</p>	<p>1. 航空情報を正しく理解できること。</p> <p>2. 天気図等を使用し、天気概況を正しく説明できること。</p> <p>3. 各種の気象通報式の解読が正しくできること。</p> <p>4. 航空情報、気象情報を総合的に検討し、飛行の可否が判断できること。</p> <p>5. 質問事項に正しく答えられること。</p>
2-4	飛	1. 航空機の外部点検及び内部点検を行	1. 飛行規程等に定められた

	行 前 点 検	<p>わせる。</p> <p>2. 点検中、諸系統及び諸装置について質問に答えさせる。</p>	<p>点検が正しくできること。</p> <p>2. 点検中、積載物を含め安全に対する配慮がなされていること。</p> <p>3. 質問事項に正しく答えられること。</p>
--	------------------	---	---

<p>3. 空港等及び場周経路における運航</p> <p>(目的) 空港等及び場周経路における運航について判定する。</p>			
番号	科目	実施要領	判定基準
3-1	始動 ・ 試運転	始動及び試運転を行わせる。	<p>1. チェックリストの使用を含む、飛行規程等に定められた手順のとおり始動及び試運転が正しく実施でき、出発前の確認を完了できること。</p> <p>2. 制限事項を厳守できること。</p>
3-2	地上滑走	管制機関等の指示又は許可に基づいて地上滑走を行わせる。	<p>1. 他機や障害物など周辺の状況を考慮し、適切な速度及び出力で滑走できること。</p> <p>2. 他機(特に大型機)の後方を通過する場合に、安全に対する配慮を行えること。</p>
3-3	場周飛行と後方乱	所定の方式に従って場周経路を飛行させる。	<p>1. 場周経路を先行機と適切な間隔を設定して正しく飛行できること。</p> <p>2. 飛行中の諸元は、 高度は±100 フィート 速度は±10 ノット 以内の変化であること。</p>

	気流の回避	
--	-------	--

4. 各種離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止			
(目的) 各種離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
4-1	通常及び横風中の離陸上昇	所定の方式により通常の離陸及び横風中の離陸を行わせる。	<ol style="list-style-type: none"> 横風を修正し、滑走路の中心線及び延長線上を安定して離陸、上昇できること。 上昇速度は±5 ノット以内の変化であること。
4-2	通常及び横風中の進入・着陸	<ol style="list-style-type: none"> 所定の方式により通常の進入着陸及び横風中の進入着陸を行わせる。 最終進入速度は所定の形態における失速速度の1.3倍か、製造者が設定した速度とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 所定の経路を安定して進入できること。 突風成分を修正した進入速度を設定できること。 進入速度は±5 ノット以内の変化であること。 滑走路中心線上の、指定された接地点から60メートルを越えない範囲に正しい姿勢で接地できること。 横滑り状態で接地したり、接地後著しく方向を偏位させないこと。

4-3	短距離離陸	<ol style="list-style-type: none"> 1. 製造者の定めたフラップ角を使用させる。 2. 異陸滑走中、最良上昇角速度に達すると同時に浮揚させる。 3. 対地高度 200 フィートまで最良上昇角速度を維持した後、通常の上昇を行わせる。 	(4-1) に同じ。
4-4	短距離着陸	<ol style="list-style-type: none"> 1. パワーを使用し通常よりやや大きい一定の降下角で進入させる。 2. 操縦可能な最少速度で接地させる。 3. 製造者の定めた方法により効果的に制動し停止させる。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所定の降下経路を進入できること。 2. 最短距離で着陸停止できること。 3. その他 (4-2) に同じ。
4-5			
4-6	着陸復行	通常の着陸進入中、対地高度 50 フィート以下で着陸復行を指示し着陸復行を行わせる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 機を失せず、適切な速度及び姿勢を維持して、復行操作がされること。 2. 横風を修正し、滑走路の中心線及び延長線上を安定して上昇できること。 3. 上昇速度は ± 5 ノット以内の変化であること。
4-7	離陸中止	<p>離陸中、航空機の浮揚前に発動機が不作動になった場合を想定し離陸を中止させる。</p> <p>(注) 飛行訓練装置を使用する場合を除き口述で行う。</p>	<p>(実機)</p> <p>質問事項に正しく答えられること。</p> <p>(飛行訓練装置)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機を失せず、直進性を保持しながら円滑に離陸中止の操作がされること。 2. 滑走路内で安全に停止できること。

5. 基本的な計器による飛行			
番号	科目	実施要領	判定基準

6. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行			
(目的) 飛行姿勢、速度、出力の変化を伴う各種操作及び型式固有の特性に応じた操作について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
6-1	低速飛行	操縦可能な最小速度で、水平直線飛行、右又は左の 90 度上昇旋回及び左又は右の 90 度下降旋回を巡航形態で行わせる。	飛行中の諸元は 高度は±50 フィート 速度は+10 ノット-5 ノット 針路は±10 度 以内の変化であること。
6-2	失速と回復操作	失速とその回復操作を次の 2 種類行わせる。 1. 進入形態によるパワーオンでの旋回 飛行中の初期失速 2. 着陸形態によるパワーオフでの直線 飛行中の完全な失速	1. 失速の兆候を察知し、機を失せず的確な回復操作ができること。 2. 2 次失速を起こさないこと。 3. 著しく不安定な姿勢とならないこと。 4. 左右の出力が不均衡にならないこと。
6-3	急旋回	1. 傾斜角は少なくとも 50 度で 360 度旋回を左右連続して行わせる。 2. 高度、速度を維持するよう出力を調整させる。	1. 円滑で調和のとれた操舵であること。 2. 飛行中の諸元は、 高度は±100 フィート、 速度は±10 ノット、 針路は±10 度(旋回停止時、切り返し時) 以内の変化であること。
6-4			
6-5	型式特	型式ごとに別途設定する。	型式の特性に応じた正しい操作ができること。

	性に応じた操作	
--	---------	--

7. 野外飛行			
(目的) 有視界飛行方式による野外飛行計画の作成及び野外飛行について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
7-1	野外飛行計画	<p>1. 巡航速度で2時間以上の航程とし、経路途中の空港等で1回の離着陸を含む野外飛行計画を作成させる。なお、少なくとも1経路については無線方位線上の飛行が可能な経路を指定する。</p> <p>2. 受審者は気象情報、航空情報を入手のうえ、次により飛行計画を作成する。</p> <p>(1) 航空図へ航路を記入し、方位・距離の測定、確認点の選定等を行う。</p> <p>(2) 針路、対地速度、予定飛行時間必要燃料等の航法諸元を算出し航法ログに記入する。</p> <p>3. 受審者が作成した飛行計画を点検し、必要な事項について質問に答えさせる。</p>	<p>1. 正確な野外飛行計画を30分以内に作成できること。</p> <p>2. 気象情報、航空情報を正確に把握できること。</p> <p>3. 航法諸元を正確に算出できること。</p> <p>4. 飛行経路周辺の障害物、不時着場、制限区域等について十分配慮されていること。</p> <p>5. 質問事項に正しく答えられること。</p>
7-2	野外飛行	<p>次により野外飛行を行わせる。</p> <p>1. 受審者が作成した野外飛行計画に基づき飛行を開始させる。</p> <p>2. 修正針路が確定し、最初の着陸地又は変針点の予定到着時刻が確定するまでは、当初の計画に従って飛行させる。</p> <p>3. 少なくとも1回、風の算出及び無線方</p>	<p>1. 地点標定を正確に行い、予定経路の2海里以内を飛行できること。(地点標定ができない場合を除く。)</p> <p>2. 風の算出、無線方位線上の飛行が正しくできること。</p> <p>3. 飛行中必要な情報を入手し、有効に利用できること</p>

		<p>位線上の飛行を行わせる。</p> <p>4. 少なくとも1経路については無線施設を利用しないで予定の経路を飛行させる。</p>	<p>と。</p> <p>4. 管制機関と円滑に連絡できること。</p> <p>5. 航法諸元を円滑に算出できること。</p> <p>6. 無線施設を有効に利用できること。</p> <p>7. 気象の変化に対応できること。</p> <p>8. 変針点又は目的地への到着時刻の誤差は、各経路における最初の確認点で算出した予定到着時刻の±3分以内であること。</p> <p>9. 巡航中の諸元は、 高度は±200 フィート 針路は±10 度 以内の変化であること。</p> <p>10. 安全かつ効率的な野外飛行が行えること。</p>
7-3	代替空港等への飛行	<p>状況を設定し、代替空港等へ変針させる。</p> <p>(注)</p> <p>1. 無線施設のみにより飛行させないと。</p> <p>2. 代替空港等へ飛行するための針路及び予定到着時刻の算出が終了し、代替空港等へ確実に到着できると判断した段階で、この科目を終了してもよい。</p>	<p>1. 適切な代替空港等を選定できること。</p> <p>2. 概略の針路と予定到着時刻を円滑に算出できること。</p> <p>3. 無線施設を有効に利用できること。</p> <p>4. 代替空港等の諸元を正しく把握できること。</p>

8. 飛行全般にわたる通常時の操作

(目的) 飛行全般にわたり航空機の通常操作について判定する。

番号	科目	実施要領	判定基準
8-1	通常操作	規程等に定められた手順等に従って通常操作を行わせる。	規程等に従った操作が正しくできること。

9. 異常時及び緊急時の操作

(目的) 緊急状態となった場合の操作手順及び判断力について判定する。

番号	科目	実施要領	判定基準
9-1	発動機の故障	<ol style="list-style-type: none"> 飛行中、予告なしに1発動機を模擬不作動状態とする。 再始動を試みたが再始動出来ない状況あるいは、再始動しない決定がなされた状況を与える。 	<ol style="list-style-type: none"> 1発動機模擬不作動の状況を与えてから、発動機の停止操作を完了するまでの諸元は、高度は±100 フィート 針路は±10 度 以内の変化であること。 不安定な姿勢にならないこと。
9-2	諸系統又は装置の故障	<p>次の系統又は装置のうち、1系統以上について故障時の操作を行わせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 操縦系統 (2) 着陸装置 (3) 発動機 (4) 燃料・滑油・ハイドロ系統 (5) 電気系統 (6) 航法装置 (7) ピトー・スタティック系統 (8) 防除氷装置 (9) 与圧装置（装備している場合に限る。） (10) その他（火災・煙の制御を含む。） <p>（注）口述により行うことができる。</p>	緊急事態の内容を的確に判断し、チェックリストの使用を含む、所定の手順が正しくできること。

9-3	離陸中の発動機故障	<p>飛行機の性能、滑走路の長さと路面の状態、風向・風速及び安全性に影響のある他の要素を考慮し、次により少なくとも1回は離陸中の1発動機故障に対応した操作を行わせる。</p> <p>(注) 必要な場合に備えて、発動機は模擬不作動とするが、その他についてはできるだけ実際に発動機が停止した場合の状況を設定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1発動機を模擬不作動としたときの速度が1発動機不作動時の最良上昇角速度未満であれば1発動機不作動時の最良上昇角速度に增速して離陸を継続し、障害物を越えた後、1発動機不作動時の最良上昇率速度に增速して上昇させる。 1発動機を模擬不作動としたときの速度が1発動機不作動時の最良上昇角速度以上であればその速度で離陸を継続し、障害物を越えた後、1発動機不作動時の最良上昇率速度に增速して上昇させる。 	<ol style="list-style-type: none"> 離陸継続の判断、操作が迅速かつ的確にできること。 上昇飛行中の諸元は、速度は±5ノット 針路は±10度 以内の変化であること。 不安定な姿勢にならないこと。
9-4	1発動機不作動時の進入	<p>1発動機を、次により模擬不作動状態として進入し、着陸させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> フェザリングプロペラを装備している場合はプロペラがフェザーとなった場合と同等の抵抗となるよう出力を設定する。 フェザリングプロペラを装備していない場合は発動機を緩速状態とする。 	<ol style="list-style-type: none"> 引起し開始前にV_{mc} 未満の速度としないこと。 過度に滑らせないこと。 その他 (4-2) に同じ。

	・ 着 陸		
9-5	V _{mc} による飛行	<ol style="list-style-type: none"> 1. V_{sse} より 10 ノット以上多い速度までに脚上げ、フラップ離陸位置及び、臨界発動機を模擬不作動、他の作動発動機を離陸又は上昇出力とした上昇姿勢を確立させる。 2. 機首上げにより、1秒に 1 ノット程度の減速率で V_{mc} 近くまで徐々に速度を減じ、方向操縦性が失われていく過程での操縦を行わせる。 3. 方向保持が不可能となる直前に機首を下げながら作動発動機側出力を必要量だけ徐々に減ずることにより回復操作を行わせる。 <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. V_{mc} より失速速度が大きい場合は失速の兆候が起こる前に回復操作を開始する。 2. 回復操作は模擬不作動発動機の出力を増すことによって行ってはならない。 3. 高度に余裕をもって行う。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 方向操縦性が失われていく過程で、ラダー操作と作動発動機側への 5 度以内の傾斜角により方向保持がされること。 2. 方向操縦性が完全に失われる前に、適切な回復操作がされること。

10. 航空交通管制機関等との連絡

(目的) 航空交通管制機関等との連絡について判定する。

番号	科目	実施要領	判定基準
10-1	管制機関等	所定の方法により管制機関等と無線電話により交信し、必要な情報及び許可を受ける。	<ol style="list-style-type: none"> 1. ATC 用語を正しく理解し、使用できること。 2. 所定の方法により円滑に交信でき、必要な情報及び許可を入手できること。

との連絡		3. 管制機関の指示に違反し又は必要な許可を受けないで運航しないこと。
------	--	-------------------------------------

11. 総合能力

(目的) 実技審査の全般にわたり規定類を遵守し、積極性を持ち、航空機及びその運航の状況を正しく認識して業務を遂行できる事業用操縦士としての総合能力について判定する。

番号	科目	実施要領	判定基準
11-1	計画・判断力	飛行全般にわたって、先見性をもって飛行を計画する能力及び変化する各種の状況下において、適切に判断できる能力について判定する。	事後の操縦操作を予測して安全に飛行を継続するとともに、不測の事態に備え、予期される危険を回避できること。
11-2	状況認識	1. 状況を認識し業務を管理する能力について判定する。 2. 状況認識性について判定する。	1. 現在の状況を正しく認識し安全に業務を実施できること。 2. 積極性を持ち、状況を正しく認識できること。
11-3	規則の遵守	運航に必要な規則、規定類の遵守について判定する。	規則、規定類を遵守すること。

② 計器飛行証明に係る技能審査の方法

2. 飛行前作業

(目的) 飛行前に機長が行うべき確認事項の実施について判定する。

(注) 事業用操縦士の技能証明に係る実技審査で確認している場合は、(2-1) について判定しない。

番号	科目	実施要領	判定基準
2-1	証明書・書類	<ol style="list-style-type: none"> 航空機登録証明書、耐空証明書、運用限界等指定書等必要な書類の有効性を確認させる。 航空日誌等により航空機の整備状況を確認させる。 	<ol style="list-style-type: none"> 必要な証明書、書類等の有効性を確認できること。 航空日誌等の記載事項を解読でき、必要な事項を確認できること。
2-2	重量・重心位置等	<ol style="list-style-type: none"> 審査に使用する航空機の重量及び重心位置を計算させ、質問に答えさせる。 燃料及び滑油の搭載量及びその品質について確認させ、質問に答えさせる。 <p>(注) 計算には、搭載用グラフ又は計算機を使用させることができる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 空虚重量、全備重量、搭載重量等の区分を正しく理解し、重量及び重心位置が許容範囲内にあることを確認できること。 燃料及び滑油の搭載量及びその品質について確認できること。 質問事項に正しく答えられること。
2-3	航空情報・気象情報	<ol style="list-style-type: none"> 必要な航空情報を入手させ、飛行に関連のある事項について説明させ、質問に答えさせる。 必要な気象情報を入手させ、天気概況、空港等及び使用空域の実況及び予報について説明させ、質問に答えさせる。 	<ol style="list-style-type: none"> 航空情報を正しく理解できること。 天気図等を使用し、天気概況を正しく説明できること。 各種の気象通報式の解読が正しくできること。 航空情報、気象情報を総合的に検討し、飛行の可否が判断できること。 質問事項に正しく答えられること。

2-4	飛行前点検	<ol style="list-style-type: none"> 航空機の外部点検及び内部点検を行わせる。 点検中、諸系統及び諸装置について質問に答えさせる。 	<ol style="list-style-type: none"> 飛行規程等に定められた点検が正しくできること。 点検中、積載物を含め安全に対する配慮がなされていること。 質問事項に正しく答えられること。
2-5	始動・試運転	始動及び試運転を行わせる。	<ol style="list-style-type: none"> チェックリストの使用を含む、飛行規程等に定められた手順のとおり始動及び試運転が実施でき、出発前の確認を完了できること。 制限事項を厳守できること。
2-6	地上滑走	管制機関等の指示又は許可に基づいて地上滑走を行わせる。	<ol style="list-style-type: none"> 他機や障害物など周辺の状況を考慮し、適切な速度及び出力で滑走できること。 他機(特に大型機)の後方を通過する場合に、安全に対する配慮を行えること。

3. 基本的な計器による飛行			
(目的) 計器飛行の基本的な科目全般について判定する。			
(注) 模擬計器飛行により行う。			
番号	科目	実施要領	判定基準
3-1	基本操作	<p>次の順序で一連の科目を行わせる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 巡航形態で左又は右の 360 度タイムド・ターン (水平旋回) 巡航形態から進入形態へ移行 右又は左の標準 180 度水平旋回 昇降率毎分 500 フィートで、左又は右 	<ol style="list-style-type: none"> 飛行中の諸元は、高度は±100 フィート 速度は±10 ノット 針路は±10 度 (水平直線飛行時、旋回停止時) 以内の変化であること。

		<p>の標準180度上昇旋回に引き続き右又は左の標準180度下降旋回</p> <p>(注)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 気象状態等により必要と認められる場合は、科目の順序を変更して行わせる。 2. タイムド・ターン以外は標準旋回を行わせる。 	<ol style="list-style-type: none"> 2. 昇降率は毎分±200 フィート以内の変化であること。
3-2	異常な姿勢からの回復	<ol style="list-style-type: none"> 1. 航空機を異常な飛行姿勢としたのち、受審者にジャイロ式姿勢指示器及びジャイロ式方向指示器以外の計器を使用させ水平直線飛行状態に回復させる。 2. 上記1の方法により回復ができない機体については、航空機を異常な飛行姿勢としたのち、補助のジャイロ式姿勢指示器を使用して水平直線飛行状態に回復させる。 <p>(注) 異常な飛行姿勢は、計器に対する注意の欠如、じょう乱又は不適切なトリムにより生ずるものを探して機首上げ及び機首下げ姿勢をそれぞれ行う。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 適正な手順により、円滑に回復操作ができること。 2. 運用限界速度を超えないこと。 3. 失速させないこと。

4. 空中操作及び型式の特性に応じた飛行

(目的) 飛行姿勢、速度、出力の大きな変化を伴う各種操作及び型式固有の特性に応じた操作について判定する。

(注) 模擬計器飛行により行う。

番号	科目	実施要領	判定基準
4-1	急旋回	傾斜角 45 度で 360 度旋回を左右連続して行わせる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 円滑で調和のとれた操舵であること。 2. 飛行中の諸元は、高度は±100 フィート、速度は±10 ノット、針路は±10 度(旋回停止時、切り返し時)傾斜角は±5 度以内の変化であること。
4-2	失速と回復操作	直線飛行中における初期失速からの回復操作を、着陸形態で行わせる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 失速の兆候を察知し、機を失せず的確な回復操作ができること。 2. 2 次失速を起こさないこと。 3. 著しく不安定な姿勢となるないこと。 4. 左右の出力が不均衡にならないこと。
4-3	型式特性に応じた操作	型式ごとに別途設定する。	型式の特性に応じた正しい操作ができること。

5. 計器飛行方式による飛行

(目的) 計器飛行方式による飛行方法及び計器飛行による各種操作について判定する。

番号	科目	実施要領	判定基準
5-1	離陸時の計器飛行への移行	<p>所定の方式に従って飛行させる。</p> <p>(注) 離陸は雲高 100 フィートの想定のもとに行う。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 計器飛行へ円滑に移行し安定した離陸を継続できること。 2. 上昇速度は± 5 ノット以内の変化であること。 3. 適切な横風修正ができること。
5-2	標準的な計器出発方式及び計器到着方式	管制承認又は技能審査員から模擬管制承認を受け所定の方式に従って飛行させる。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 航法装置等を適切に使用し所定の方式に従って正しく飛行できること。 2. トランкиングを行う場合は± 5 度以内の変化であること。

5-3	待機方式	<p>所定の方式に従って待機フィックスに達したのち、1回以上待機経路を飛行させる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 待機経路へのエントリーが正しくできること。 2. 待機経路を正しく飛行できること。 3. 待機経路の諸元は、高度は±100 フィート 速度は±10 ノット 以内の変化であること。
5-4	計器進入方式	<p>(精密進入)</p> <p>所定の方式により、精密進入を行わせ着陸させる。ただし、PAR 進入を除く。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所定の経路を正しく飛行できること。 2. 最終進入以前の諸元は、高度は±100 フィート 速度は±10 ノット 以内の変化であること。 3. 最終進入中の諸元は、速度は±10 ノット ローカライザーは1 ドット グライドスロープは1 ドット 以内の変化であること。
		<p>(非精密進入)</p> <p>運航者が選定する2種類以上の非精密進入の中からひとつを選択し非精密進入を行わせ着陸させる。ただし、ADF 進入及びレーダーベクターに引き続く LOC 進入を除く。</p> <p>(注) 非精密進入実施中に、垂直方向ガイダンスを表示できる機体では、垂直方向ガイダンスを使用しない方法又は方式で実施する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所定の経路を正しく飛行できること。 2. 最終進入以前の諸元は、高度は±100 フィート 速度は±10 ノット 以内の変化であること。 3. 最終進入中の諸元は、速度は±10 ノット トラッキングは、CDI の中心から右及び左のフルスケールまでのそれぞれ 1/2 又は RMI の±5 度 以内の変化であること。

			<p>4. [直線進入を行う場合] 目視降下点又はこれに相当する地点を、最低降下高度に 100 フィートを加えた高度以下で通過できること。</p> <p>[周回進入を行う場合] 進入復行点までに最低降下高度に降下できること。</p> <p>5. 最低降下高度に到達後高度は</p> <p>+50 フィート</p> <p>-20 フィート以内の変化であること。</p>
5-5	進入復行方式	<p>所定の方式により精密進入(1発動機模擬不作動状態)を行い、決心高度において外部視認不可能な状況を想定して進入復行を行わせる。</p> <p>(注) (8-1) と組み合わせて行うことができる。</p>	<p>1. 決心高度で速やかに復行操作を開始し、所定の方式に従って飛行できること。</p> <p>2. 進入復行中の諸元は、上昇中に高度指定のある場は ±100 フィート 針路又はコースは ±10 度以内の変化であること。</p> <p>3. 速度は 1 発動機不作動時の最良上昇率速度から ±5 ノット以内の変化であること。</p>
5-6	計器進入からの着	<p>最低気象条件に概ね対応する区域内で計器進入からの着陸を行わせる。</p> <p>(注) 非精密進入に引き続き直線進入を行わせた場合は、別に周回進入経路を飛行させ着陸させる。</p>	<p>(精密進入から)</p> <p>目視による進入に移行後、適正な経路を継続して飛行し、安定した着陸ができること。</p> <p>(非精密進入から)</p> <p>[直線進入を行う場合]</p> <p>1. 目視による進入に移行後</p>

	陸	<p>滑走路延長線上へアラインし、適正な降下角で進入を開始できること。</p> <p>2. 適正な経路を維持し、安定した着陸ができること。</p> <p>[周回進入を行う場合]</p> <p>3. 傾斜角は 30 度を超えないこと。</p> <p>4. 周回進入中の諸元は、高度は±50 フィート 速度は±10 ノット 以内の変化であること。</p> <p>5. 著しく広い経路にならないこと。</p> <p>6. 最終進入において蛇行したり降下角が不安定にならないこと。</p> <p>7. 安定した着陸ができること。</p>
--	---	--

6. 計器飛行方式による野外飛行			
(目的) 計器飛行方式による野外飛行計画の作成及び野外飛行について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
6-1	野外飛行計画	<p>1. 受審者に出発空港等と異なる目的空港等を指定して、計器飛行方式による野外飛行計画を作成させる。この野外飛行計画は巡航速度で 1 時間以上の航程とする。</p> <p>2. 受審者は、気象情報、航空情報を入手し、野外飛行計画を作成する。</p> <p>3. 受審者が作成した野外飛行計画を点検し、必要な事項について質問に答えさせる。</p>	<p>1. 正確な野外飛行計画を 30 分以内に作成できること。</p> <p>2. 目的空港等及び代替空港等への適切な高度、経路を選定し、飛行方式を説明できること。</p> <p>3. 必要な航法諸元を迅速且つ正確に算出できること。</p> <p>4. じょう乱・凍結等飛行障害現象の存在を予測できる</p>

		<p>4. 目的地に着陸できない状況を設定し、代替空港等へ飛行する場合の手順、経路、高度の選定等、必要な事項について受審者に説明させる。</p>	<p>こと。</p> <p>5. 無線航法図、計器進入図を正しく利用できること。</p> <p>6. 離陸、着陸及び代替空港等における最低気象条件等の適用について正しく理解していること。</p> <p>7. 質問事項に正しく答えられること。</p>
6-2	計器飛行方式による野外飛行	<p>1. 管制承認に従って飛行を開始させる。</p> <p>2. 飛行中、受審者に対地速度、予定到着時刻等航法諸元の算出を行わせる。</p>	<p>1. 管制承認の受領、位置通報等が円滑かつ確実にできること。</p> <p>2. 所定の経路を正しく飛行できること。</p> <p>3. 飛行中所要の情報を入手し、有効に利用できること。</p> <p>4. 真対気速度、予定到着時刻を適宜点検し、必要な場合は速やかに訂正の通報ができること。</p> <p>5. 航空保安施設を有効に利用できること。</p> <p>6. 気象状況等の変化に応じ適宜高度、経路を変更できること。</p> <p>7. 巡航中の高度は±200 フィート以内の変化であること。</p>
6-3			

7. 飛行全般にわたる通常時の操作			
(目的) 飛行全般にわたり航空機の通常操作について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
7-1	通常操作	規程等に定められた手順等に従って通常操作を行わせる。	規程等に従った操作が正しくできること。

8. 異常時及び緊急時の操作			
(目的) 緊急状態となった場合の操作手順及び判断力について判定する。			
(注) 模擬計器飛行により行う。			
番号	科目	実施要領	判定基準
8-1	発動機の故障	<p>1. 飛行中、予告なしに 1 発動機を模擬不作動状態とする。</p> <p>2. 再始動を試みたが再始動出来ない状況あるいは、再始動しない決定がなされた状況を与える。</p> <p>3. 1 発動機模擬不作動状態（ゼロスラスト）として直線飛行、傾斜角 20 度～30 度で指定針路への左又は右旋回及び指定高度への上昇又は降下を行わせる。</p> <p>4. 1 発動機模擬不作動状態で次の操作を行わせる。</p> <p>(1) 脚下げ</p> <p>(2) フラップ下げ</p> <p>(3) キャブレターヒーターの使用</p> <p>(注) (5-5) と組み合わせて行うことができる。</p>	<p>1. 1 発動機模擬不作動の状況を与えてから、発動機の停止操作を完了するまでの諸元は、高度は±100 フィート 針路は±20 度 以内の変化であること。</p> <p>2. 飛行中の諸元は、高度は±100 フィート 針路は±10 度（直線飛行時、旋回停止時） 以内の変化であること。速度は 1 発動機不作動時の最良上昇率速度以上の安全な速度であること。</p> <p>3. 不安定な姿勢にならないこと。</p>
8-2			
8-3	諸系統	1. 計器飛行方式による飛行中、受審者に無線機故障の状況を与え、その処置について説明させる。	緊急事態の内容を的確に判断し、チェックリストの使用を含む、所定の手順が正しくで

	又 は 装 置 の 故 障	<p>2. 計器飛行において次の系統又は装置のうち、2系統以上について故障時の操作を行わせる。</p> <p>(1) 操縦系統</p> <p>(2) 発動機</p> <p>(3) 着陸装置、高揚力装置</p> <p>(4) 電気系統</p> <p>(5) 燃料系統、滑油系統</p> <p>(6) 油圧系統</p> <p>(7) 防除氷系統</p> <p>(8) ピトー・スタティック系統</p> <p>(9) 与圧系統</p> <p>(10) 計器飛行等に使用する計器、装置等</p> <p>(11) その他(火災・煙の制御を含む。)</p> <p>(注) 口述により行うことができる。</p>	きること。
--	---------------------------------	--	-------

9. 航空交通管制機関等との連絡			
(目的) 航空交通管制機関等との連絡について判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
9-1	管 制 機 関 等 と の 連 絡	所定の方法により管制機関等と無線電話により交信し、必要な情報及び許可を受けること。	<p>1. ATC用語を正しく理解し、使用できること。</p> <p>2. 所定の方法により円滑に交信でき、必要な情報及び許可を入手できること。</p> <p>3. 管制機関の指示あるいは許可に従って運航できること。</p>

10. 航空機乗組員間の連携			
番号	科目	実施要領	判定基準
/	/		

11. 総合能力			
(目的) 実技審査の全般にわたり規則類を遵守し、積極性を持ち、航空機及びその運航の状況を正しく認識して業務を遂行できることを評価し、計器飛行及び計器飛行方式による飛行を実施する能力を総合的に判定する。			
番号	科目	実施要領	判定基準
11-1	計画・判断力	飛行全般にわたって、先見性をもって飛行を計画する能力及び変化する各種の状況下において、適切に判断できる能力について判定する。	事後の操縦操作を予測して安全に飛行を継続するとともに、不測の事態に備え、予期される危険を回避できること。
11-2	状況認識	1. 状況を認識し業務を管理する能力について判定する。 2. 状況認識性について判定する。	1. 現在の状況を正しく認識し安全に業務を実施できること。 2. 積極性を持ち、状況を正しく認識できること。
11-3			
11-4	規則の遵守	運航に必要な規則、規定類の遵守について判定する。	規則、規定類を遵守できること。

(4) 実技審査の一部を模擬飛行装置等を使用して行う場合における実機と模擬飛行装置等の使用区分

実技審査の一部を模擬飛行装置等を使用して行う場合の実機と模擬飛行装置等の使用区分は次のとおりとする。

ただし、実機による審査で行った操作は、模擬飛行装置等により実施済の科目であっても評価の対象とする。

また、技能審査員は、評価の正確性、模擬飛行装置等の性能等から必要と認めたときは、使用区分の一部を変更して行うことができる。

① 事業用操縦士の技能証明に係る実技審査

科目	飛行訓練装置				
	3	4	5	6	7
3. 空港等及び場周経路における運航					
3-1 始動・試運転	F	F(注2)	F(注2)	F	F
3-2 地上滑走	A	A	A	A	A
3-3 場周飛行及び後方乱気流の回避	A	A	A	A	A
4. 各種離陸及び着陸並びに着陸復行及び離陸中止					
4-1 通常及び横風中の離陸上昇	A	A	A	A	A
4-2 通常及び横風中の進入・着陸	A	A	A	A	A
4-3 短距離離陸	A	A	A	A	A
4-4 短距離着陸	A	A	A	A	A
4-6 着陸復行	F(注1)	A	A	F(注1)	F(注3)
4-7 離陸中止	F(注1)	A	A	F(注1)	F
6. 外部視認目標を利用した飛行を含む空中操作及び型式の特性に応じた飛行					
全科目	A	A	A	A	A
7. 野外飛行					
全科目	A	A	A	A	A
8. 飛行全般にわたる通常時の操作					
全科目	B	B	B	B	B
9. 異常時及び緊急時の操作					
9-1 発動機の故障	A	A	A	A	F
9-2 諸系統又は装置の故障	F	F(注2)	F(注2)	F	F
9-3 異常離陸中の発動機故障	A	A	A	A	A
9-4 1発動機不作動時の進入・着陸	A	A	A	A	A
9-5 Vmc による飛行	A	A	A	A	A
10. 航空交通管制機関等との連絡					
全科目	B	B	B	B	B
11. 総合能力					
全科目	B	B	B	B	B

備考	記号の意味	A : 実機で行う科目 B : 実機と飛行訓練装置の両方で行う科目 F : 飛行訓練装置で行うことのできる科目										
	(注 1) : 適切なビジュアルシステムを有するものに限る。 (注 2) : 適切に装備されたものに限る。 (注 3) : 1発動機不作動時の科目は実機に限る。											

② 計器飛行証明に係る実技審査

科目	飛行訓練装置							模擬飛行装置			
	1	2	3	4	5	6	7	A	B	C	D
2. 飛行前作業											
2-5 始動・試運転		F (注 2)	F	F (注 2)	F (注 2)	F	F	S	S	S	S
2-6 地上滑走		A	A	A	A	A	A	A	A	B	B
3. 基本的な計器による飛行											
3-1 基本操作		A	F	A	A	F	F	S	S	S	S
3-2 異常な姿勢からの回復		A	A/F	A	A	A/F	A/F	S	S	S	S
4. 空中操作及び型式の特性に応じた飛行											
4-1 急旋回		A	A/F	A	A	A/F	A/F	S	S	S	S
4-2 失速と回復操作		A	A/F	A	A	A/F	A/F	S	S	S	S
4-3 型式特性に対する操作		A	A/F	A	A	A/F	A/F	A/S	A/S	A/S	A/S
5. 計器飛行方式による飛行											
5-1 離陸時の計器飛行への移行		A	F (注 1)	A	A	F (注 1)	F	S	S	S	S
5-2 標準的な計器出発方式及び計器到着方式		A	F	A	A	F	F	S	S	S	S

5-3 待機方式		A	F	A	A	F	F	S	S	S	S
5-4 計器進入方式		A	B (注 3)	A	A	B (注 3)	B (注 3)	B	B	B	B
5-5 進入復行方式		A	A/F (注 3)	A	A	A/F (注 3)	A/F (注 3)	S	S	S	S
5-6 計器進入からの着陸		A	A	A	A	A	A	B	B	B	B
6. 計器飛行方式による野外飛行											
全科目		A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
8. 異常時及び緊急時の操作											
8-1 発動機の故障		A	A	A	A	A	F	S	S	S	S
8-3 諸系統又は装置の故障		F (注 2)	F	F (注 2)	F (注 2)	F	F	S	S	S	S
9. 航空交通管制機関等との連絡											
全科目		B	B	B	B	B	B	B	B	B	B
11. 総合能力											
全科目		B	B	B	B	B	B	B	B	B	B
備考	記号の意味	A : 実機で行う科目 B : 実機と模擬飛行装置等の両方で行う科目 S : 模擬飛行装置で行うことのできる科目 F : 飛行訓練装置で行うことのできる科目 A/S : 実機又は模擬飛行装置のいずれかで行う科目 A/F : 実機又は飛行訓練装置のいずれかで行う科目									
		(注 1) : 適切なビジュアルシステムを有するものに限る。 (注 2) : 適切に装備されたものに限る。 (注 3) : 1 発動機不作動時には飛行訓練装置により行うことのできない科目。									

文書番号

教 育 規 程 変 更 不 承 認 通 知 書

(教育規程変更申請者名) 殿

年 月 日 付け をもって申請のあった教育規程の変更については、下記のとおり承認しないこととしたので通知する。

記

1. 指定航空従事者養成施設名
2. 技能証明の資格等に係る課程
3. 承認しない理由

年 月 日
国土交通大臣 印

養成施設の指定に係る審査報告書

年 月 日

報告者 官職・氏名

設置者の氏名	
管理者の氏名	
養成施設の名称	
養成施設の所在地	
申請の行われた 養成施設の課程	
審査実施期間	

国家試験免除科目	
養成施設の概要 及び審査の所見	
判 定	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格

事 項	適	否
1. 設置者		
1. 1 欠格者でないこと		
1. 2 養成施設運営能力		
1. 3 養成の実績		
1. 3. 1 2年以上3コース以上（実地試験合格率80%以上）		
1. 3. 2 テストコース		
1. 4 法人の場合の役員が欠格者でないこと		
1. 5 安全管理体制の構築ができていること		
講評		
2. 管理者		
2. 1 年令		
2. 2 欠格者でないこと		
2. 3 養成施設管理能力		
2. 4 養成についての知識・経験		
2. 5 安全管理体制の管理ができていること		
講評		
3. 学科教育組織		
3. 1 組織と教官数		
3. 1. 1 主席学科教官の配置		
3. 1. 2 科目ごとの学科教官の配置		
3. 1. 3 学科教官（任用・技倅保持等）教育及び管理		
3. 1. 4 学科教官の任用の判定		
3. 2 学科教官		
3. 2. 1 年令		
3. 2. 2 技能証明等の保有又は資格・経歴要件		
3. 2. 3 教官任用教育修了		
講評		

事項	適否		
4. 実技教育組織			
4. 1 組織と教官数			
4. 1. 1 主席実技教官の配置			
4. 1. 2 グループ担当教官の配置			
4. 1. 3 訓練生と教官の比率			
4. 1. 4 特殊資格の保有率（計器飛行証明等）			
4. 1. 5 実技教官（任用・技倅保持等）教育及び管理			
4. 1. 6 実技教官の任用の判定			
4. 2 実技教官			
4. 2. 1 年令			
4. 2. 2 技能証明等の保有又は経歴要件			
4. 2. 3 航空経歴			
4. 2. 4 教官任用教育修了			
講評			
5. 技能審査員			
5. 1 年令			
5. 2 欠格者でないこと			
5. 3 技能証明等の保有			
5. 4 航空経歴			
講評			
6. 教育施設			
6. 1 学科教育施設			
6. 1. 1 教室等			
6. 1. 1. 1 教室配置			
6. 1. 1. 2 教室面積	m ²	教室数	室
6. 1. 1. 3 建物			
6. 1. 1. 4 照明			
6. 1. 1. 5 机・椅子			
6. 1. 1. 6 黒板その他の設備			
6. 1. 2 教材等			
6. 1. 2. 1 教科書、参考書等			
6. 1. 2. 2 実習教材			

事 項	適	否
6. 2 実技教育施設		
6. 2. 1 訓練飛行場 名称		
代替飛行場 名称		
6. 2. 2 模擬飛行装置		
6. 2. 3 訓練用航空機 総機数	機	型
6. 2. 4 飛行規程 (正規又は訓練用)		
6. 2. 5 整備施設		
6. 2. 6 実習工場		
6. 2. 7 実習用材料の保管		
6. 2. 8 実習用工具等		
講評		
7. 教育課程		
7. 1 学科教育の科目並びに科目ごとの教育時間数	総時間数	
7. 2 実技教育の科目並びに科目ごとの教育時間数	総時間数	
7. 3 最大養成数	名	
7. 4 年間標準養成数	名	
講評		
8. 技能審査方法		
8. 1 技能審査方式 (再審査含む)		
8. 2 判定基準の水準		
講評		

事 項	適	否
9. 養成施設の適確な運営のための制度		
9. 1 教官に係る管理に関する制度		
9. 2 技能審査の結果についての評価に関する制度		
9. 3 教育施設の維持管理に関する制度		
9. 4 教育実績の記録の管理に関する制度		
9. 5 養成施設が自ら行う監査に関する制度		
講評		
10. 教育実績		
10. 1 当該教育を2年以上3コース以上	コース	
10. 2 修了者が10名以上（整備関係20名以上）	名	
10. 3 実地試験合格率80%以上	%	
講評		
11. テストコース		
11. 1 テストコースの人数6名以上（整備関係12名以上）	人	
11. 2 教育実態		
11. 3 実地試験合格率	%	
講評		

限定変更の承認に係る審査報告書

年 月 日

報告者 官職・氏名

設置者の氏名	
管理者の氏名	
養成施設の名称	
養成施設の所在地	
指定番号	
申請の行われた 養成施設の課程	
審査実施期間	

国家試験免除科目	
養成施設の概要 及び審査の所見	
判 定	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格

事 項	適	否
1. 学科教育組織		
1. 1 組織と教官数		
1. 1. 1 主席学科教官の配置		
1. 1. 2 科目ごとの学科教官の配置		
1. 1. 3 学科教官（任用・技倅保持等）教育及び管理		
1. 1. 4 学科教官の任用の判定		
1. 2 学科教官		
1. 2. 1 年令		
1. 2. 2 技能証明等の保有又は資格・経歴要件		
1. 2. 3 教官任用教育修了		
講評		
2. 実技教育組織		
2. 1 組織と教官数		
2. 1. 1 主席実技教官の配置		
2. 1. 2 グループ担当教官の配置		
2. 1. 3 訓練生と教官の比率		
2. 1. 4 特殊資格の保有率（計器飛行証明等）		
2. 1. 5 実技教官（任用・技倅保持等）教育及び管理		
2. 1. 6 実技教官の任用の判定		
2. 2 実技教官		
2. 2. 1 年令		
2. 2. 2 技能証明等の保有又は経歴要件		
2. 2. 3 航空経歴		
2. 2. 4 教官任用教育修了		
講評		
3. 技能審査員		
3. 1 年令		
3. 2 欠格者でないこと		
3. 3 技能証明等の保有		
3. 4 航空経歴		
講評		

事 項	適	否
4. 教育施設		
4. 1 学科教育施設		
4. 1. 1 教材等		
4. 1. 1. 1 教科書、参考書等		
4. 1. 1. 2 実習教材		
4. 2 実技教育施設		
4. 2. 1 訓練飛行場 名称		
代替飛行場 名称		
4. 2. 2 模擬飛行装置		
4. 2. 3 訓練用航空機 総機数 機 型		
4. 2. 4 飛行規程 (正規又は訓練用)		
4. 2. 5 整備施設		
4. 2. 6 実習工場		
4. 2. 7 実習用材料の保管		
4. 2. 8 実習用工具等		
講評		
5. 教育課程		
5. 1 学科教育の科目並びに科目ごとの教育時間数 総時間数		
5. 2 実技教育の科目並びに科目ごとの教育時間数 総時間数		
5. 3 最大養成数 名		
5. 4 年間標準養成数 名		
講評		
6. 技能審査方法		
6. 1 技能審査方式 (再審査含む)		
6. 2 判定基準の水準		
講評		

事 項	適	否
7. 教育実績		
7. 1 当該教育を2年以内で1コース以上	コース	
7. 2 修了者が4名以上（整備関係8名以上）	名	
7. 3 実地試験合格率80%以上	%	
講評		
8. テストコース		
8. 1 テストコースの人数6名以上（整備関係12名以上）	人	
8. 2 教育実態		
8. 3 実地試験合格率	%	
講評		

文書番号

不 指 定 通 知 書

(指定申請者名) 殿

年 月 日付け をもって申請のあった航空法第29条第4項の航空従事者の養成施設の指定の件については、下記のとおり、指定しないこととしたので通知する。

記

1. 申請のあった養成施設名
2. 技能証明の資格等に係る課程
3. 指定しない理由

年 月 日
国土交通大臣 印

文書番号

不承認通知書

(限定申請者名) 殿

年 月 日 付け をもって申請のあった限定の変更については、下記のとおり承認しないこととしたので通知する。

記

1. 指定航空従事者養成施設名
2. 技能証明の資格等に係る変更を行う課程
3. 承認しない理由

年 月 日
国土交通大臣 印

文 書 番 号
年 月 日

(申請者の氏名) 殿

国土交通省航空局安全部安全政策課長

航空従事者養成施設に係るテストコースの指定について

年 月 日付け をもって申請のあった標記について、(技能証明の資格等)に係る課程 (〇〇 〇〇他 名) をテストコースに指定する。

なお、テストコースに係る教育実施状況を当課あて適宜報告されたい。

技能審査員能力認定試験成績報告書

総合判定

受験者調書

ふりがな	生年月日	年 月 日
氏名		

技能審査に従事しようとしている指定養成施設の課程

技能証明等	飛行経歴又は整備経歴
No.	総飛行時間 時間 分 (整備経歴)
No.	機長時間 時間 分
No.	操縦教育時間 時間 分
No.	

現住所	電話番号
連絡先 (会社団体等)	電話番号

試験の実施

口述	期日 年 月 日 場所	試験官
実技	基本技術 期日 年 月 日 場所	試験官
	実機 期日 年 月 日 場所	試験官
	SIM/CPT等 期日 年 月 日 場所	試験官

要件審査	判 定

成 績 表

試 験 科 目	判 定		
	基本技術	実 機	SIM/CPT等
口 述 試 験			
指 定 書 ・ 教 育 規 程			
航 空 に 関 す る 知 識			
実 技 試 験			
口 述 審 査 法			
実 技 審 査 法			
備 考			
特記事項 受験者は、限定技能審査員である。 <路線慣熟実施日> 1. ○年○月○日 2. ○年○月○日 3. ○年○月○日 4. ○年○月○日 <講評実施日> ○年○月○日			

備考欄には、被審査者に関する事項、実技審査法の試験方法等を記入すること。

受験者が限定技能審査員である場合には、特記事項に路線慣熟及び講評の実施日等を記入すること。

文書番号

認定書

(申請者名) 殿

航空法施行規則第50条の4第5号及び同規則第50条の8の規定に基づき、下記について、技能審査員の要件を備えていることを認定する。

記

1. 技能審査員氏名

2. 養成施設の名称

3. 教育課程

4. 有効期限

5. 特記事項

模擬飛行装置又は飛行訓練装置による技能審査に限定した技能審査員
(※限定技能審査員の場合は上記を付記すること。)

年 月 日
国土交通大臣 印

文書番号

不認定通知書

(申請者名) 殿

年 月 日付け をもって申請のあった技能審査に関する認定については、
下記のとおり認定しないこととしたので通知する。

記

1. 技能審査員候補者氏名
2. 養成施設の名称
3. 教育課程
4. 認定しない理由

年 月 日
国土交通大臣 印

指定養成施設隨時検査報告書

指定養成施設名	
課程名	
実施日	
報告者氏名	
検査理由	
検査内容 及び所見	

附則（平成12年10月11日付け空乗第1197号）

1. 施行期日

この要領は、平成12年10月11日から施行する。

2. 航空従事者養成施設指定申請要領及び審査要領（平成9年10月20日付け空乗第1106号。以下「旧要領」という。）は、平成12年10月10日をもって廃止する。

3. 経過措置

- (1) 平成12年9月1日に現に指定を受けている航空従事者養成施設については、当該指定に付された期限を満了するまでの間は、旧要領の規定を適用するものとする。
- (2) 平成12年9月1日に現になされている航空従事者養成施設の指定の申請については、旧要領の規定を適用するものとする。

附則（平成18年4月1日付け国空乗第451号）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則（平成21年5月15日付け国空乗第56号）

この要領は、平成21年5月25日から施行する。

附則（平成22年8月31日付け国空乗第274号）

この要領は、平成22年8月31日から施行する。

附則（平成22年10月12日付け国空乗第351号）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成23年3月9日付け国空乗第590号）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成23年6月29日付け国空乗第128号）

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附則（平成24年3月28日付け国空航第827号）

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則（平成26年3月31日付け国空航第1158号）

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成27年6月22日付け国空航第119号）

この要領は、平成27年6月22日から施行する。

附則（平成29年3月31日付け国空航第11577号）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成31年4月1日付け国空航第3003号の3）

1. この要領は、平成31年4月1日から施行する。
2. この施行後の要領の適用の際、複数の類似した型式の航空機の運航を行おうとする2つの型式間の限定変更訓練が既に認められている場合には、適用後の限定変更訓練の基準に適合しているものとみなす。ただし、できるだけ適用後の基準に適合した訓練内容となるよう、適宜見直しを行うよう努めること。

附則（令和2年12月22日付け国空航第2715号）

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附則（令和3年2月15日付け国空航第3096号）

この要領は、令和3年2月15日から施行する。

附則（令和3年6月10日付け国空航第450号）

この要領は、令和3年6月10日から施行する。

附則（令和3年10月4日付け国空航第1517号）

この要領は、令和3年11月1日から施行する。

附則（令和4年3月29日付け国空航第3037号）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則（令和6年9月25日付け国空安政第700号）

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附則（令和7年3月27日付け国空安政第2888号）

この要領は、令和7年3月27日から施行する。

附則（令和7年6月11日付け国空安政第433号）

この要領は、令和7年6月11日から施行する。ただし、第13部5. (1)、(2)及び(3)の規定は、令和8年4月1日から適用する。

附則（令和7年6月26日付け国空安政第682号）

この要領は、令和7年6月26日から施行する。

附則（令和7年10月17日付け国空安政第1603号）

この要領は、令和7年10月17日から施行する。

附則（令和7年11月27日付け国空安政第1903号） UPRT (Upset Prevention and Recovery Training) に関する改正

1. 本要領は、令和7年11月27日から施行する。ただし、令和10年3月31日までは、なお従前の例によることができる。
2. 第6部の「錐揉みの慣熟」に関する記載を削除する場合、本改正で定める異常な姿勢の予防及び異常な姿勢からの回復を行う飛行に係る訓練が導入されること。

附則（令和7年12月1日付け国空安政第1968号）

この要領は、令和7年12月1日から施行する。